# 兵庫県宅地造成及び特定盛土等規制法の 手続に関する手引

令和7年3月 兵庫県まちづくり部建築指導課

# 目 次

序	章	宅地造成及び特定盛土等規制法の概要	. 1
Ē	第1節	法制定の趣旨及び改正経緯	. 1
É	第2節	市 宅地造成等に関する工事の許可等に関する相談窓口	. 3
第	1章	総 説	. 4
É	第1節	节 定義	. 4
第	2章	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域	12
É	第1節	<ul><li>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域</li></ul>	12
第	3章	宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域における宅地造成等に関する工事等の規制.	14
Ē	第1節	6 住民への周知	14
Ē	第2節	市 宅地造成等に関する工事の許可	18
	1	許可を要する工事	18
	2	許可等を要しない宅地造成等に関する工事	27
	3	許可の申請	34
	4	許可の基準	50
	5	許可の条件等	62
	6	国等の許可の特例	71
	7	都市計画法に基づく開発行為の許可を受けたときの法の許可の特例	73
É	第3節	b 変更の許可等	77
	1	変更の許可の申請	78
	2	軽微な変更の届出	78
	3	都市計画法に基づく開発行為に関する変更の許可を受けたときの特例等	78
É	第4節	5 完了検査等	80
	1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査	81
	2	土石の堆積に関する工事の完了確認	82
É	第5節	6 中間検査	83
	1	中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模	84
	2	特定工程	85
	3	中間検査の申請	85
	4	中間検査の実施	85
É	第6節	5 定期の報告	86
	1	定期の報告を要する宅地造成等の規模	88
	2	定期の報告の期間	88
	3	定期の報告	88
Ē	第7節	<ul><li>工事の中止、再開又は廃止の届出</li></ul>	90
	1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止の届出	90
	2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開の届出	90

3	宅地造成等に関する工事の廃止の届出	90
第8額	特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出	91
1	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出	91
2	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の公表等	99
第9頁	第 工事等の届出	101
1	宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に	.関す
Z	5工事の届出	101
2	<b>擁壁等に関する工事の届出</b>	106
3	公共施設用地の転用の届出	108
第10領	市 建築基準法の確認済証を受けようとする者等へ交付する証明書	109
1	証明する事項	109
2	証明書の交付申請	109
3	申請書に添付する書類	109
第11領	節 手数料	113
1	宅地造成等に関する工事の許可等の手数料	113
第12領	節 監督処分	115
1	許可の取消し	115
2	規制区域内の工事主等に対する措置命令	115
3	規制区域内の土地所有者に対する措置命令	116
4	知事による災害防止措置の代執行	117
第13領	節 土地の保全等	120
1	土地所有者等の責務	120
2	土地所有者等への勧告	120
第14領	<b>6 改善命令</b>	121
1	土地所有者等への改善命令	121
2	土地所有者等以外の者への改善命令	122
3	知事による改善工事の代執行	122
第15領	節 立入検査及び報告の徴収	123
1	立入検査	123
2	報告の徴収	123
第16領	節 経過措置	124
1	旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可を要しない場合の手続	124
2	旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を要しない場合の手続	125
3	旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可を受ける場合の手続	126
4	旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を受ける場合の手続	127
第4章	罰 則	129
第1領	節 罰則	129
1	罰則の内容	130

	2	両罰規定					
様	式	集					
行项	「政手続法に基づく申請に対する処分の標準処理期間(兵庫県)213						
			凡 例 法 令 省令 県規則	: 宅地造成及 : 宅地造成及 : 宅地造成及	なび特定盛土等規制法 なび特定盛土等規制法施行令 なび特定盛土等規制法施行規則 等工事規制区域内における宅地造成等工事 に関する規則		
					: 法、令、省令、県規則		

# 第1節 法制定の趣旨及び改正経緯

昭和 36 年、全国的に梅雨前線豪雨が襲い、崖崩れや土砂の流出が起こり人命や財産に多大な被害をもたらした。このため、実効性のある宅地造成\*\*1の基準が緊急に求められ、宅地造成等規制法(この節において「旧法」という。)が、同年11月に公布、翌年の昭和37年に施行された。

当時の旧法では、建設大臣が、関係都道府県(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内の土地については、指定都市。)の申出に基づき、宅地造成\*1に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域に指定し、当該区域内における宅地造成\*1に関する工事を行う工事主は、都道府県知事(指定都市の区域内の土地については、指定都市の長。)の許可を受けなければならないこととされた。

その後、平成3年に、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律(平成3年5月法律第79号)により、宅地造成工事規制区域の指定については、都道府県知事(指定都市の区域内の土地については、指定都市の長。)が、関係市町村長(特別区の長を含む。)の意見を聴いて指定することとされた。

また、平成6年に、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (平成6年6月法律第49号)により、地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の区域内においては、中核市の長が宅地造成工事規制区域を指定し、当該区域内における宅地造成<sup>\*1</sup>に関する工事の許可等の事務を処理することとされた。

さらに、平成 11 年に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年 7 月法律第 87 号)により、改正前の地方自治法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の特例市(以下「施行時特例市」という。)の区域内においては、施行時特例市の長が宅地造成工事規制区域を指定し、当該区域内における宅地造成<sup>\*1</sup>に関する工事の許可等の事務を処理することとされた。

平成 18 年には、兵庫県南部地震や新潟県中越地震の被害を受け、旧法が改正され、新規造成工事を規制する「宅地造成工事規制区域」とは別に、崩落等の危険のある既存の造成宅地を「造成宅地防災区域」として都道府県知事(指定都市、中核市又は施行時特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は施行時特例市の長。)が指定し、宅地所有者等に対して必要な勧告及び命令を行うことができることとされた。さらに、宅地造成<sup>\*1</sup>に伴う災害の防止を万全とするため、宅地造成工事規制区域内における宅地造成<sup>\*1</sup>に関する工事の許可及び都市計画法に基づく開発許可<sup>\*2</sup>の基準として、必要な地下水排除工の設置及び締め固めに係る工法の明確化に係る技術的基準が追加された。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされている。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土又は不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、宅地造成等\*3に伴う災害の防止は喫緊の課題となっていることから、宅地造成等\*3による災害から国民の生命を守るため、令和4年に、旧法の「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正され、宅地\*4又は農地等\*5における危険な宅地造成等\*3を包括的に規制することとされた。

法では、都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。)は、宅地造成等\*\*³に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地等区域\*\*6であって、宅地造成等\*\*3に関する工事について規制を行う必要があるものを「宅地造成等工事規制区域」に、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、渓流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等\*7又は土石の堆積\*\*8が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域\*\*6その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定することができることとされ、当該区域内においては、盛土又は切土だけでなく、単なる土捨て行為又は土石の一時的な堆積についても規制の対象とされた。

また、宅地造成等\*\*3の安全性を確保するため、宅地造成等\*\*3を行う土地の地形・地質等に応じて、 災害防止のために必要な許可基準を設定するとともに、大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせる おそれが大きい宅地造成等\*\*3については、完了検査に加え、施行時の中間検査及び定期報告の実施が 規定された。

さらに、工事完了後においても継続的に盛土又は切土の安全性を担保するため、盛土又は切土が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化し、災害防止のため必要なときは、都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。)は、土地所有者等や原因行為者に対して是正措置等の命令を行うことができることとされた。

なお、法改正に伴い、施行時特例市の区域においても、都道府県知事が宅地造成等工事規制区域、 特定盛土等規制区域又は造成宅地防災区域を指定し、当該区域内における宅地造成等\*3に関する工事 の許可等の事務を処理することとなった。

- ※1 旧法第2条第2号の宅地造成
- ※2 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可
- ※3 法第2条第2号の宅地造成、同項第3号の特定盛土等又は同項第4号の土石の堆積
- ※4 法第2条第1号の宅地
- ※5 法第2条第2号の農地等
- ※6 法第10条第1項の市街地等区域
- ※7 法第2条第3号の特定盛土等
- ※8 法第2条第4号の十石の堆積

# 第2節 宅地造成等に関する工事の許可等に関する相談窓口

相 談 窓 口	電話番号	管 轄 地 域
まちづくり部建築指導課 開発指導班	078-341-7711	_
阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり建築課	0797-83-3192	芦屋市、伊丹市*、猪名川町
東播磨県民局加古川土木事務所 まちづくり建築課	079-421-9227	高砂市、稲美町、播磨町
北播磨県民局加東土木事務所 まちづくり建築課	0795-42-9406	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨県民センター姫路土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	079-281-9567	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの 市、市川町、福崎町、神河町、太子 町、上郡町、佐用町
但馬県民局豊岡土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	0796-26-3756	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、 新温泉町
丹波県民局丹波土木事務所 まちづくり建築課	0795-73-3862	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局洲本土木事務所 まちづくり建築課	0799-26-3246	洲本市、南あわじ市、淡路市

<sup>※</sup> 都市計画法の開発行為の許可等に関する事務は、伊丹市が相談窓口となる。

指定都市、中核市及び事務処理市で行われる宅地造成等に関する工事の許可等はそれぞれの市役所が 相談窓口となる。

相談窓口	代表電話番号	管 轄 地 域
神戸市防災局防災課	078-332-8181	神戸市 (指定都市)
姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課	079-221-2111	姫路市(中核市)
西宮市都市局建築・開発指導部開発審査課	0798-35-3151	西宮市(中核市)
尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課	06-6489-6612	尼崎市(中核市)
明石市都市局住宅・建築室開発審査課	078-912-1111	明石市(中核市)
加古川市都市計画部まちづくり指導課	079-421-2000	加古川市 (事務処理市)
宝塚市都市整備部開発審査課	0797-71-1141	宝塚市 (事務処理市)
川西市都市政策部建築指導課	072-740-1111	川西市(事務処理市)
三田市都市整備部審査指導課	079-563-1111	三田市 (事務処理市)

## 第1節 定義

## 【法】

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林(以下この条、第21条第4項及び第40条第4項において 「農地等」という。)並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に 供されている土地(以下「公共施設用地」という。)以外の土地をいう。
  - 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で 定めるものをいう。
  - 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は 農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で 定めるものをいう。
  - 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。)をいう。
  - 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
  - 六 設計 その者の責任において、設計図書 (宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面 (現寸図その他これに類するものを除く。) 及び仕様書をいう。 第五十五条第二項において同じ。) を作成することをいう。
  - 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請 負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
  - 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約 によらないで自らその工事をする者をいう。

# 【令】

(定義等)

- 第1条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬 岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。
- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。
- 4 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(公共の用に供する施設)

第2条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)第2条第 1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津 波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の 用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管 理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

(宅地造成及び特定盛土等)

- 第3条 法第2条第2号及び第3号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。
  - 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの
  - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
  - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前2号に該当する盛土 又は切土を除く。)

- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが2メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積 が500平方メートルを超えるもの

(土石の堆積)

- 第4条 法第2条第4号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。
  - 一 高さが2メートルを超える土石の堆積
  - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メート ルを超えるもの

## 【省令】

(公共の用に供する施設)

- 第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「令」という。)第2条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第2条第2項に規定する防衛施設とする。
- 2 今第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。
  - (1) 宅地

農地等及び公共施設用地以外の土地

(2) 農地等

農地、採草放牧地及び森林

(3) 公共施設用地

次のアからウまでに掲げるもの

ア 道路、公園及び河川

(ア) 道路

道路法(昭和27年6月10日号外法律第180号)による道路、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路とする。

(4) 公園

都市公園法(昭和31年法律第79号)による公園、国又は地方公共団体が管理又は監督する公園、 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に 基づき公園事業として国、地方公共団体その他の公共団体が執行する施設とする。

- イ 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、 航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用 ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設(自 衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設 及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域をい う。)の用に供されている土地
- ウ 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下 水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃 防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の用に供されている土地
- (4) 崖

地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のもの

(5) 崖面

崖の地表面

## (6) 崖の勾配

崖面の水平面に対する角度

## (7) 一体のものとみなす上下の崖

小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるその上下の崖とする。

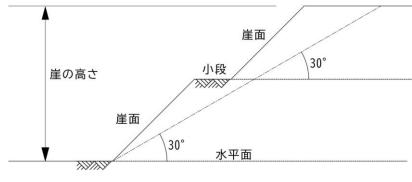


図1-1-1 一体の崖とみなす場合

# (8) 宅地造成等

宅地造成、特定盛士等又は土石の堆積(以下「宅地造成等」という。)とする。

宅地造成等は、宅地又は農地等において行われる行為を指すため、公共施設用地において行われる行為は、宅地造成等に該当しない。

なお、宅地又は農地等において行われる宅地造成等は、公共施設用地における行為と一体的に行う場合であっても、宅地造成等に該当することに留意する。

# ア 宅地造成又は特定盛土等

## (7) 宅地造成

宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で表1-1-1に示すもの

# (イ) 特定盛土等

宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして表1-1-1に示すもの

表1-1-1 宅地造成又は特定盛土等の土地の形質の変更

27.1	1 1 12/6/人区内定盖上 (1) 工程 (7) 人	22
	土地の形質の変更	イメージ図
盛土	① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの	崖の高さ 1 m超 盛土
切土	② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの	切土 崖の高さ 2 m超

盛土 ・ 切土	3	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(①又は②を除く)	切土 道の高さ 2 m超
盛土	4	①又は③に該当しない盛土であって、高 さが2mを超えるもの	▲盛土の高さ 2 m超 盛土
盛土・切土	5	①から④までのいずれにも該当しない盛 土又は切土であって、当該盛土又は切土 をする土地の面積が500㎡を超えるもの	- 切土 - 盛土 - 盛土又は切土をする面積500㎡超

(ウ) 盛土又は切土の高さ 盛土又は切土をした後の地盤面の高低差の最大値

(エ) 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差 同一位置における盛土又は切土をする前後の標高の差

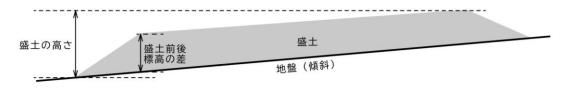


図1-1-2 盛土の高さ及び盛土前後の標高の差のイメージ図

# (オ) 窪地における盛土の取扱い

周囲の地盤面より低い地盤面にある土地(以下この(オ)において「窪地」という。)における、周囲の地盤面(周囲の地盤面に高低差がある場合は、周囲の地盤面の標高が最も低い部分の標高)まで行う土の充填は、単なる埋戻しであることから土地の形質の変更に該当せず、盛土でないものと取り扱う。ただし、人工池である貯水池、調整池などの既に盛土をした後の窪地内の地盤に土を充填する場合は、埋戻しではなく盛土とする。

なお、窪地を周囲の地盤面まで埋戻した後の土地の地盤面において、当該地盤面に土を盛ることは、土地の形質の変更に該当する盛土とする。

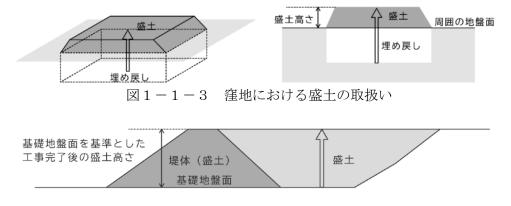


図1-1-4 既に盛土をした後の窪地内の地盤に土を充填する場合の取扱い

# イ 土石の堆積

宅地又は農地等において行う土石の堆積(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。)で表1-1-2に示すもの

なお、一定期間とは、工事の期間が許可の日(許可が不要な場合にあっては、工事に着手する 日)から起算して5年以内の期間とする。

表1-1-2 土石の堆積

土石の堆積	イメージ図
① 高さが2mを超える土石の堆積	単積する高さ 2 m超 土石
② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土 石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるも の	▲ 堆積する高さ ▼ 2 m以下 土石 堆積する面積500㎡超

## (ア) 土石

土石とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものとする。

## (1) 土砂

土石のうち土砂とは、次のaからeまでのいずれかに該当するものとする。

- a 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土(以下「土」という。)
- b 地盤を構成する材料のうち、粒径75 mm以上のもの(以下「石」という。)を破砕すること 等により土と同等の性状にしたもの
- c 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混 入したもの
- d 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は 無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- e 建設廃棄物等の建設副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48 号。以下「資源有効利用促進法」という。)第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの)を土と同等の性状にしたもの

## (ウ) 岩石

土石のうち岩石とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものとする。

(エ) 土石の堆積の高さ

土石の堆積をした後の地盤面の高低差の最大値とする。

(オ) 土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差 同一位置における土石の堆積をする前後の標高の差とする。

## ウ 法の規制の対象とならない行為

次に掲げる土地利用のために土地の形質を維持する行為などの行為については、災害の危険性を増大させないことから、土地の形質の変更又は法の規制対象となる土石の堆積に該当しない。

- (ア) グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し
- (イ) 通常の営農行為の範疇にある耕起等

農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為を例示すると、『通常の生産活動』並びに『ほ場管理のための「耕起」、「代かき」、「整地」、「畝立」、「けい畔の新設、補修及び除去」、「暗きょ排水の新設及び改修」、「樹園地における樹木の改植」及び「盛土や切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根や整地など)」』が挙げられる。

表1-1-3 通常の営農行為等の例示

1X I	1 3 地市の各展行為寺の例外	
区分	土地の形質の維持に該当する行為	土地の形質の変更に該当する行為
	(通常の営農行為であり法の規制対象外)	
例	① 耕起、代かき、整地、畝立て	① ほ場の大区画化・均平・勾配修正
	② けい畔の新設・補修・除去	② 盛土を伴う田畑転換
	③ 土壌改良材(基肥、たい肥等)の投入	③ 農道の整備
	④ 農業用暗きょ排水の新設・改修	④ 農業用施設用地の整備
	⑤ 樹園地における樹木の改植	⑤ 表土の補充(表土を補充する前後
	⑥ 盛土又は切土を伴わない荒廃農地の再	の土地の地盤面の標高差が30cm**
	生(抜根、整地等)	を超える部分)
	⑦ 表土の補充(表土を補充する前後の土	
	地の地表面の標高差が30cm**を超えない	
	もの)・表土の入れ替え	
		後の地表面、
	/表土の補充剤	前の地表面
	標高差 30cm未満】 補充した表土	標高差
	が 従前の表土 地盤 が	補充した表工 30cm未満
	・ 地路 (特定の作物の栽培上で表土が不足する場合)	(表土が降雨によって流出する場合)
	(特定のTF初の栽培上で教工が不足する場合)	(女工が呼附になって加山する場合)

※ 県が定める通常の営農行為としての表土の補充の高さ(補充高)の上限(表土基準)

農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、本県各農林(水産)振興事務所に確認すること(指定都市、中核市、事務処理市の区域内を除く。)。

- (ウ) 建築物又は工作物の建築、築造又は解体に伴う掘削又は埋戻し
- (エ) 自然災害により被災した土地を盛土又は切土により被災前の地形に原状回復する行為
- (オ) 地山の地形に即して造成する農地
- (カ) 文化財保護法の指定等を受けた文化財の補修
- (キ) 次に掲げる土石の堆積
  - a 試験、検査等のための試料の堆積
  - b 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
  - c 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの
  - d 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、 商品又は製品の原材料となる土石の堆積\*\*
  - ※ 主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等について、敷地内において商品若しくは製品の原材料となる土石を堆積する場合又は商品若しくは製品である土石を堆積する場合は、法の規制対象となる。

## (9) 工事主

工事主とは、宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその 工事をする者

# (10) 工事施行者

工事施行者とは、工事の請負契約の請負人又は自ら工事をする者

#### (11) 擁壁等

擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい若しくはグラウンドアンカーその他の 土留

## (12) 崖面崩壊防止施設

崖面の崩壊を防止するための施設(擁壁を除く。)で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして省令第11条で定める、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設

擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして次の事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、崖面を覆う。

- ア 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- イ 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- ウ 擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

なお、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合、将来にわたって土地の安全性を確保することが極めて重要であることから、原則として崖面崩壊防止施設は設置しない。特に、擁壁を設置することができる土地や建築物の敷地として利用する土地などの地盤の変動が許容されない利用をする土地においては、設置することができない。

表1-1-4 主な崖面崩壊防止施設の工種

	1 工 6 / 三 四 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /				
工種名	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工		
イメージ写真					
変形への 追従性	中程度	高い	中程度		
耐土圧性	相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧		
透水性	高い(中詰め材を高透水性 面からの排		中程度(一般に排水施設 を設置)		

## (13) 地滑り抑止ぐい等

地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留

(14) 地表水等 地表水又は地下水

## (15) 擁壁の勾配

擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤 面と接する部分をいう。)とを含む面の水平面に対す る角度

# (16) 擁壁の高さ

擁壁の上端と下端との垂直距離

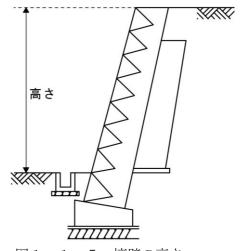


図1-1-5 擁壁の高さ

# (17) 渓流等(今第7条第2項第2号に規定する土地)

山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地であって、次のアからウまでに掲げるものとする。

- ア 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- イ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況がアの土地に類する状況を呈している土地
- ウ ア及びイの土地並びにその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他 の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

なお、具体的には、地形図等を用いて判読された渓床勾配10度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲とする。



図1-1-6 渓流等の概念図

## (18) 平地盛土

勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものとする。

- (19) 腹付け盛土
  - 勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものとする。
- (20) 谷埋め盛土

谷や沢を埋め立てて行う盛土とする。

(21) 宅地造成等に関する工事

宅地造成等及びそれに伴う擁壁等の設置その他災害を防止するため必要な措置を行う工事とする。

第1節 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

## 【法】

## 第3章 宅地造成等工事規制区域

第10条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下この章及び次章において「宅地造成等」という。)に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域(これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第5項及び第26条第1項において「市街地等区域」という。)であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

# (土地の保全等)

第22条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等 (宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。) に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

## 第5章 特定盛土等規制区域

第26条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、渓流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者(第5項及び第45条第1項において「居住者等」という。)の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

## (土地の保全等)

第41条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積 (特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。) に 伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

## (1) 宅地造成等工事規制区域

宅地造成等工事規制区域は、宅地造成等に伴う災害から人命を守るために知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。)が指定する区域であり、宅地造成等に関する工事を規制する区域を指定する。宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等(宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。)に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

## (2) 特定盛土等規制区域

特定盛土等規制区域は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害から人命を守るために知事が指定する区域であり、区域内で新たに行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を規制する区域を指定する。

特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積(特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。)に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

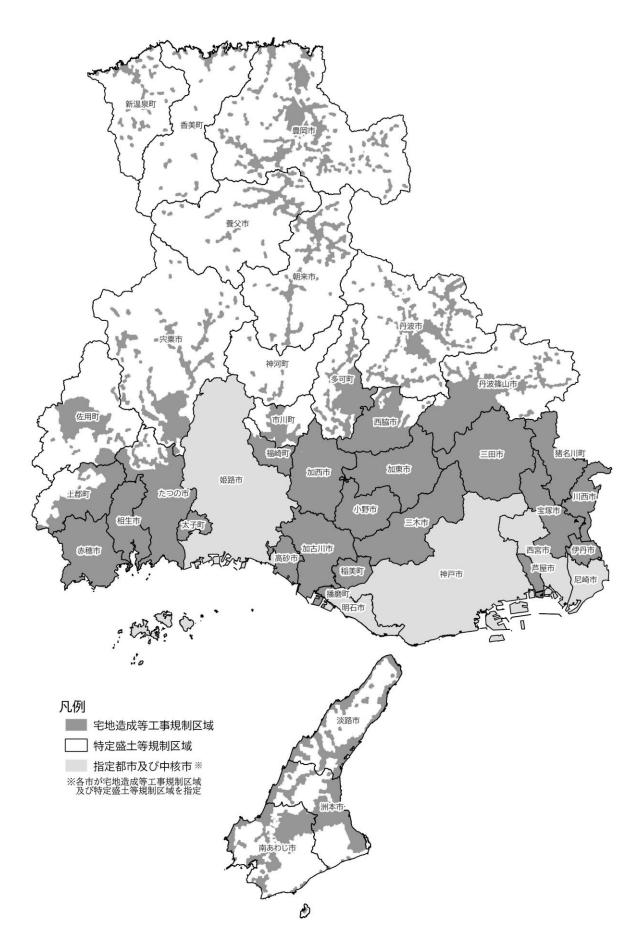


図2-1-1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況(令和7年4月1日指定)

第3章 宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域における宅地造成等に関する工事等の規制 第1節 住民への周知

# 【法】

(住民への周知)

第11条 工事主は、次条第1項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(住民への周知)

第29条 工事主は、次条第1項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

# 【省令】

(住民への周知の方法)

- 第6条 法第11条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下この条及び次条第1項において「中核市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。)の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第1号に掲げる方法により行うものとする。
  - 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
  - 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住 民に配布すること。
  - 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
  - 四 前3号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

(住民への周知の方法)

第62条 法第29条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に 周知させるための必要な措置は、第6条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただ し、同項ただし書に規定する場合にあつては、同項第1号に掲げる方法により行うものとする。

## 【令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

# 第7条

- 2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

# 【省令】

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第12条 令第7条第2項第2号(令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)の主

務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈してい る土地
- 三 前2号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表 水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

## (1) 住民への周知の方法

許可の申請(法第12条第1項又は法第30条第1項のものに限る。)をするときは、あらかじめ、宅地造成等に関する工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、次に掲げるいずれかの方法による当該宅地造成等に関する工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の内容を周知させるために必要な措置を講じなければならない。ただし、渓流等において高さが15mを超える盛土をする場合は、アの説明会を開催する必要がある。

## ア 説明会の開催

宅地造成等に関する工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の内容についての説明会 を開催すること。

## イ 書面の配布

宅地造成等に関する工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の内容を記載した書面を、 当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。

# ウ 掲示とインターネット掲載

宅地造成等に関する工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。インターネットを利用した措置に当たっては、周辺の住民が容易に当該周知内容を検索できるように配慮する。

# (2) 周知する工事の具体的内容

住民へ周知する工事の具体的内容は、表3-1-1の区分に応じた項目を標準とする。

表3-1-1 周辺地域の住民に周知する工事の内容

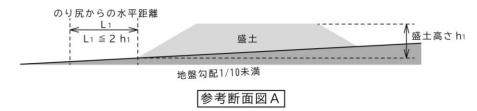
区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 盛土又は切土の高さ ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑦ 盛土又は切土の土量 ⑧ 工事が施行される土地の位置図
土石の堆積	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ 工事が施行される土地の位置図

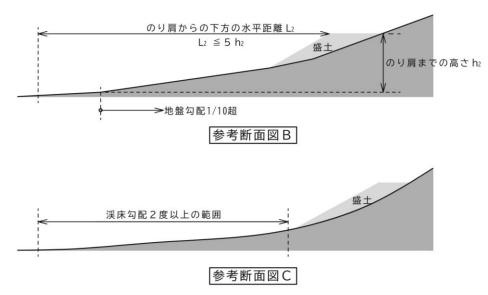
# (3) 住民への周知を行う範囲

住民への周知を行う範囲は、表3-1-2の盛士等の区分に応じた住民への周知を行う範囲の考え方を標準とする。

表3-1-2 工事について住民への周知を行なわなければならない範囲の考え方

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考断面図
①平地盛土	盛土等の境界(のり尻)から盛土等の高	
②切土	さhıに対して水平距離2hı以内の範囲	Α
③土石の堆積	(※参考断面図AのL1の範囲)	
	盛土のり肩までの高さh₂に対して盛土の	
④腹付け盛土	り肩から下方の水平距離5h2以内の範囲	В
	(※参考断面図BのL2の範囲)	
⑤渓流等における盛土 ⑥谷埋め盛土 (⑤を除く)		
⑦腹付け盛土のうち、断面参考図Bの	下流の渓床勾配が2度以上の範囲	С
L <sub>2</sub> の範囲に渓流等の渓床が存在す		
るもの(⑤を除く)		





## (4) 住民への周知実施報告書の記載内容

宅地造成等の工事許可申請書に添付する住民への周知に関する措置を講じたことを証する書類は、 次の内容を記載した住民への周知実施報告書(様式例3)とする。

- ア 工事主の氏名又は名称
- イ 工事が施行される土地の所在地
- ウ 工事施行者の氏名又は名称
- エ 周知範囲(周知範囲の位置が分かるよう、地籍図又は住宅地図等に図示すること。)
- オ 周知のための措置
- カ 周知期間(説明会を開催した場合は、開催の通知方法、開催日時・場所を記載すること。)
- キ 周知内容(説明会資料、配布書面並びに掲示及びインターネットへの掲載内容が分かる書類を添付すること。)

# (5) 変更許可の申請に係る住民への周知

宅地造成等に関する工事の変更許可の申請(法第16条第1項及び法第35条第1項)をするときは、 あらかじめ住民への周知を行うことは法に規定されていないが、当初許可の申請の前に行った周知の内 容から大幅な変更が生じた場合は、再度の周知を行う事が望ましい。

## 第2節 宅地造成等に関する工事の許可

1 許可を要する工事

# 【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第30条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積(大規模な崖崩れ又は 土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条か ら第39条まで及び第55条第1項第2号において同じ。)に関する工事については、工事主は、当該 工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならな い。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして 政令で定める工事については、この限りでない。

## 【令】

(宅地造成及び特定盛士等)

- 第3条 法第2条第2号及び第3号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。
  - 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの
  - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
  - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前二号に該当する盛土 又は切土を除く。)
  - 四 第2号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが2メートルを超えるもの
  - 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積 が500平方メートルを超えるもの

(土石の堆積)

- 第4条 法第2条第4号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。
  - 一 高さが2メートルを超える十石の堆積
  - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル を超えるもの

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

- 第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。
  - ー 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなる もの
  - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなる もの
  - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前2号に該当する盛土又は切土を除く。)
  - 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

## 第25条

- 2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
  - 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平 方メートルを超えるもの
  - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(許可を要する特定盛士等又は土石の堆積の規模)

第28条 法第30条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第30条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

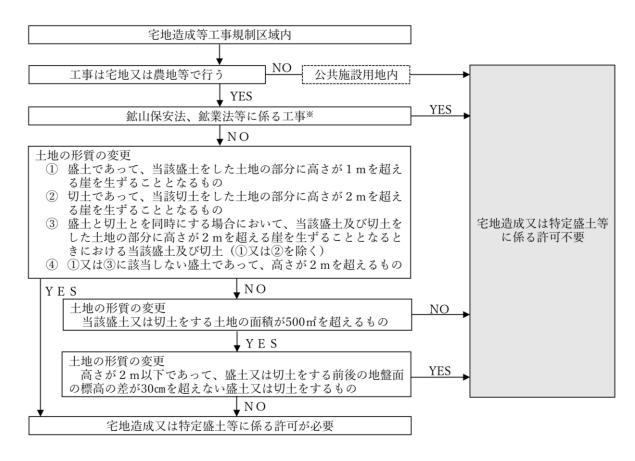
# (1) 宅地造成等工事規制区域内

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

宅地造成等工事規制区域内において、表3-2-1に示す宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして令第5条で定める工事(詳細については「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」を参照)については、この限りでない。

表3-2-1 宅地造成又は特定盛土等の土地の形質の変更

	土地の形質の変更	イメージ図
盛土	① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの	単の高さ 1 m超 盛土 ▼ 30°超
切土	② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの	切土 崖の高さ 2 m超
盛土 ・ 切土	③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(①又は②を除く)	切土 <u>選</u> 生 崖の高さ 2 m超
盛土	<ul><li>① ①又は③に該当しない盛土であって、高 さが2mを超えるもの</li></ul>	・ 全 の高さ 2 m超 盛土
盛土 ・ 切土	⑤ ①から④までのいずれにも該当しない盛 土又は切土であって、当該盛土又は切土 をする土地の面積が500㎡を超えるもの	切土 盛土 盛土 盛土又は切土をする面積500㎡超



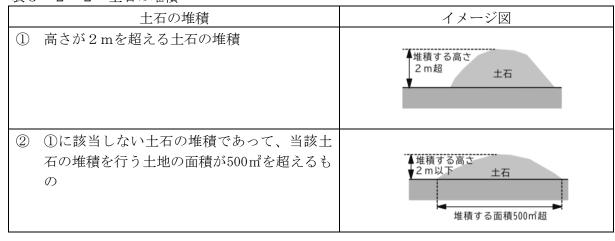
※ 「2 許可を要しない宅地造成等に関する工事」参照

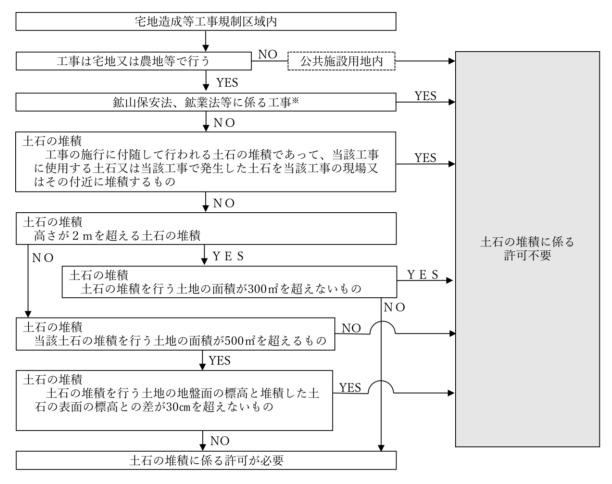
図3-2-1 宅地造成等工事規制区域における宅地造成又は特定盛士等に関する工事の許可の要否判断フロー

# イ 土石の堆積に関する工事

宅地造成等工事規制区域内において、表3-2-2に示す土石の堆積に関する工事を行う者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして令第5条で定める工事(詳細については「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」を参照)については、この限りでない。

表3-2-2 土石の堆積





※ 「2 許可を要しない宅地造成等に関する工事」参照

図3-2-2 宅地造成等工事規制区域における土石の堆積に関する工事の許可の要否判断フロー

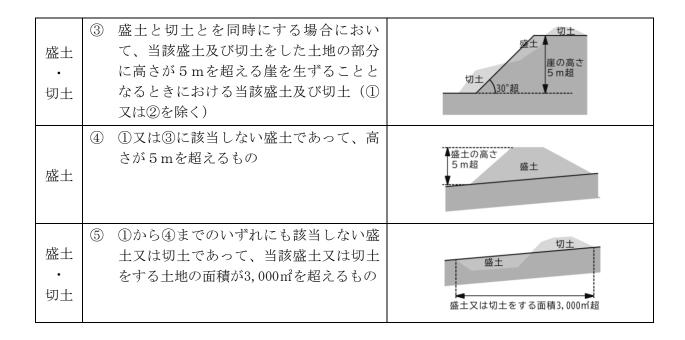
# (2) 特定盛土等規制区域

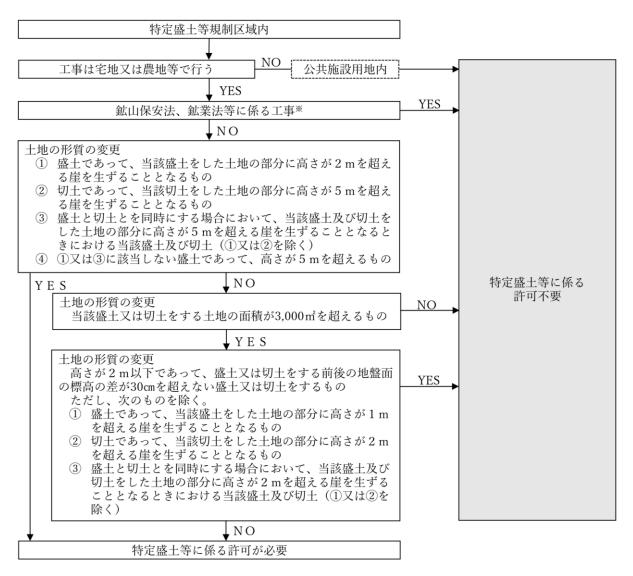
# ア 特定盛士等

特定盛士等規制区域内において、表3-2-3に示す大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きい特定盛士等に関する工事を行う者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛士等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして令第5条で定める工事(詳細については「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」を参照)については、この限りでない。

表3-2-3 大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きい特定盛土等の規模

	土地の形質の変更	イメージ図
盛土	① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの	崖の高さ 2 m超 盛土 ▼ 30°超
切土	② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの	切土





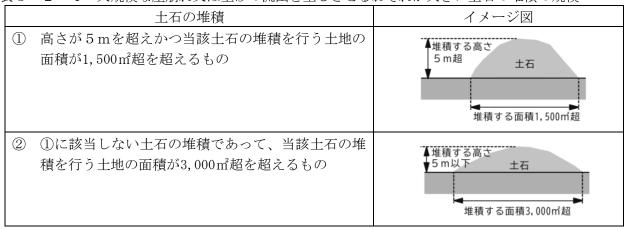
※ 「2 許可を要しない宅地造成等に関する工事」参照

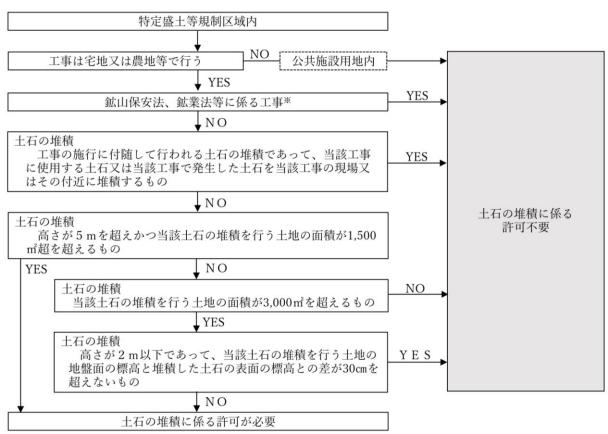
図3-2-3 特定盛土等規制区域における特定盛土等に関する工事の許可の要否判断フロー

## イ 十石の堆積

特定盛土等規制区域内において、表3-2-4に示す大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きい土石の堆積に関する工事を行う者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして令第5条で定める工事(詳細については「2 許可等を要しない宅地造成等に関する工事」を参照)については、この限りでない。

表3-2-4 大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きい土石の堆積の規模





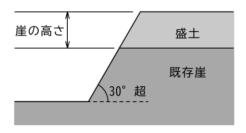
※ 「2 許可を要しない宅地造成等に関する工事」参照

図3-2-4 特定盛土等規制区域における土石の堆積に関する工事の許可の要否判断フロー

## (3) その他留意事項

## ア 許可を要する宅地造成又は特定盛土等の判断基準

既存の崖に盛土又は切土を行う場合は、図3-2-5及び図3-2-6に示すとおり、盛土又は切土を行うことにより生じた崖の高さにより、許可を要する工事の規模となるか否かを判断する。なお、既存の崖に盛土又は切土を行う場合における技術的基準の適用に当たっては、既存の崖も新たに行われる盛土又は切土の基礎地盤として安全性を確認する。



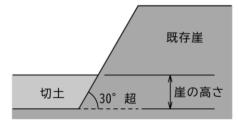


図3-2-5 盛土により生じる崖の高さ

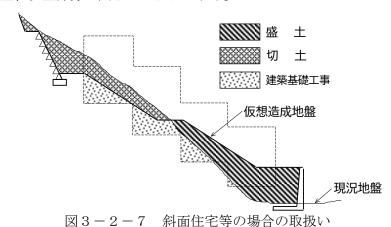
図3-2-6 切土により生じる崖の高さ

また、複数の盛土若しくは切土をする土地が隣接若しくは近接する場合又は同じ土地で繰り返し盛土若しくは切土を行う場合のそれら盛土又は切土の一体性は、事業者の同一性、物理的一体性、機能的一体性及び時期的近接性の観点から総合的に判断する。

盛土又は切土と建築行為が同時に行われる場合であっても、盛土又は切土を行う土地の面積は 建築行為がないものとして許可を要する工事の規模となるか否かを判断する。

## [斜面住宅等の場合の取扱い]

斜面住宅の場合は、盛土又は切土に関する工事と建築行為が同時に行われることがあるが、盛土又は切土の判断は、建築行為がないものとして仮想造成地盤を設定して判断する。図3-2-7においては、盛土、切土部分は図示のとおりとする。



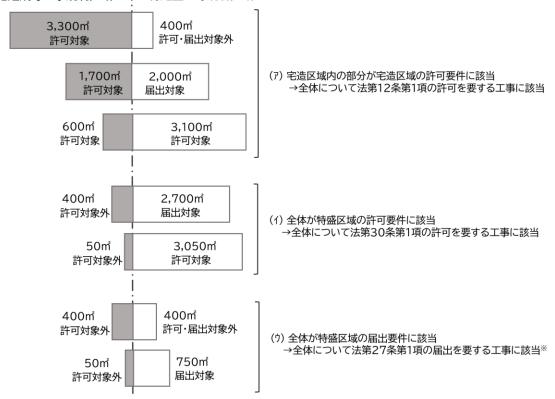
# イ 土石の堆積に関する工事の期間

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限られる。 本県では、土石の堆積に関する工事の期間を5年以内とする。

#### ウ 字地造成等工事規制区域及び特定盛十等規制区域にわたる工事の取扱い

- 一体的に規制すべき宅地造成等に関する工事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に わたる場合の取扱いは、次のとおりとする。
- (ア) 宅地造成等に関する工事のうち宅地造成等工事規制区域内の部分が宅地造成等工事規制区域の許可要件に該当する場合は、特定盛土等規制区域内において行う工事も含めた当該宅地造成等に関する工事全体について法第12条第1項の許可を要する工事に該当する。
- (4)(7)に該当せず、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事全体が特定盛土等規制区域の許可要件に該当する場合は、宅地造成等工事規制区域内において行う工事も含めた特定盛土等又は土石の堆積に関する工事全体について法第30条第1項の許可を要する工事に該当する。
- (ウ)(ア)及び(イ)に該当せず、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事全体が特定盛土等規制区域の届出要件に該当する場合には、当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事全体について法 27 条第1項の届出を要する工事に該当する。

# ◆-宅地造成等工事規制区域→-|◆特定盛土等規制区域-->



※「第8節 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出」参照 図3-2-8 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域にわたる工事の取扱い

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において手続が必要となる行為 表 3 - 2 - 5

維積の規模 :確認	整上をした土地 が記える崖を生 の上をした土地 に超える崖を生 に対えいた土地 の上をした土地 が続くの単を生 はおける当該歴 が続く) の、のの いたも数当しな いても数当しな いても数当しな いて、当該歴土	三石の堆積 5堆積であって、 5土地の面積が	整士をした土地 と超える権を生 プロ士をした土地 と超える程を生 でする場合にお ツローをした土地 と超える権を生 はおける当様を生 はおける当様を生 はおける当様を生 はよける当様を いても該当した いても該当した いても該当した いて、当核権土 いに、当核権土	ii, 300m 超を超 24情であって、 5上地の面積が 0
スは土石の堆積の規模 る特定盛土等又は土石の堆積の規模   完了検査又は確認		<ul><li>① 高さが2mを超える上右の堆積</li><li>② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が、500mを超えるもの</li></ul>		横を行う土地の面積が1,500㎡超を超えるようもの ころもの (② ①に該当しない十石の堆積であって、当終七石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡超を超えるもの
:宅地造成等に該当する土地の形質の変更又は土石の堆積の規模 :特定盛土等規制区域内で許可の対象となる特定盛土等又は土石 ]検査	□ Ø Ø Ø Ø	<ul><li>① 高さが5mを超えかつ当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500m超を超えるもの</li><li>② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000m超を超えるもの</li></ul>		積を行う土地の面積が1,500m/超を超えるもの ② ①に該当しない七万の堆積であって、当該七石の堆積を行う土地の面積が3,000m/超を超えるもの
: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	<ul> <li>○ 盛上であって、当該盛上をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるものの部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるものの部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるものが3mを超える崖を生ずることとなるとはいまれるした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるとまにおける当該盛上及び切上(①又は②を除く)高さが5mを超えるもの。○から④までのいずれにも該当しない盛土又は切上であって、当該盛土又は切上であって、当該盛土又は切上であって、当該盛土又は切上であって、当該盛土又は切上をする土地の面積が3,00miを超えるもの</li> </ul>	I	<ul> <li>○ 盛士であって、当該盛士をした土地の部分に高さが2mを超える権を生ずることとなるものの部分に高さが5mを超える催金生ずることとなるものの部分に高さが5mを超える催金生ずることとなるとが5mを超える権を生ずることとなるときにおける主機を生ずることとなるときにおける主機を生ずることとなるときにおける当様歴土及び切工(例えば②を除く)</li> <li>④ ①又は③に該当しない。盛士であって、高さが5mを超えるもの。</li> <li>④ ①スは②に該当しない。</li> <li>● ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</li></ul>	l
一块	<ul> <li>○ 盛上であって、当該盛上をした土地の部分に高さが1加を超える崖を生するととなるもの</li> <li>② 切士であって、当該切上をした土地の部分に高さが2加を超える崖を生ずることとなるものの部分に高さが2加を超える崖を生することとなるときにおける当該産土及び切上を同時にする場合において、当該産土して、0、0、から④までのいずれにも該当とない産土又は切上であって、当該盛土又は切上をする土地の面積が300miを超えるもの</li> </ul>	<ul><li>① 高さが2mを超える土石の堆積</li><li>② ①に該当しない土石の堆積であって、 当該土石の堆積を行う土地の面積が</li><li>500㎡を超えるもの</li></ul>		(0)
田碑	I	I	<ul> <li>○ 盛土であって、当該盛士をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずるととなるものの部分に高さが2mを超える崖を生ずることをなるもの。</li> <li>○ 切土であって、当該の土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるとの部分に高さが2mを超える崖を生ずることなるときにおける単複を生することなるときにおける当該歴土及び切土(の人は2を除く)</li> <li>④ ①スは③に該当しないずれにも該当したい塩土及び切土(の人は2を除く)</li> <li>● ①から④までのいずれにも該当したい塩土又は切土であって、当該盛土人の人は2を除く)</li> <li>● ②から④までのいずれにも該当したい塩土又は切土であって、当該盛土人人は知土をする土地の面積が300両を超えるもの</li> <li>● ③あざが2mを超える土地の面積が300両を超えるもの</li> <li>● ③高さが2mを超える土地の面積が300両を担えるもの</li> </ul>	
或 行為	土地の形質の変更(盛土又は切土)	土石の堆積		上石の推積
区			特 定 旅 士 等 規 削 区 域	

# 【令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第5条 法第12条第1項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出 に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規 定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る 工事
- 二 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法 (昭和25年法律第291号) 第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた 者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受け た者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた 者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の 命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる 工事として主務省令で定めるもの

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事) 第27条 法第27条第1項ただし書の政令で定める工事は、第5条第1項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等) 第29条 法第30条第1項ただし書の政令で定める工事は、第5条第1項各号に掲げるものとする。

## 【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

- 第8条 令第5条第1項第5号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。
  - 一 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
  - 二 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは 同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条 第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは 届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
  - 三 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又 は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合 を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物 品の埋却に係る工事
  - 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

- 五 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該 届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可 に係る工事
- 六 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う 工事
  - イ 地方住宅供給公社
  - 口 土地開発公社
  - ハ 日本下水道事業団
  - 二 独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援機構
  - ホ 独立行政法人水資源機構
  - へ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、 高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えない盛土又は切土をする もの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
- イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超 えないもの
- ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの
- ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事 で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

法第12条第1項、第27条第1項又は第30条第1項のただし書きによる災害の発生のおそれがないと認められる工事については、同項の許可又は届出を要さない。

- (1) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事 次のアからセまでに掲げるもの
  - ア 鉱山保安法第 13 条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第1項若しくは第 48 条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部 長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
  - イ 鉱業法第 63 条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第 87 条において準用する場合を含む。) 若しくは同法第 63 条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第 63 条の3の規定により同法第 63 条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。) が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
  - ウ 採石法第 33 条若しくは第 33 条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る 工事又は同法第 33 条の13 若しくは第 33 条の17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の 実施に係る工事
  - エ 砂利採取法第 16 条若しくは第 20 条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る 工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該

命令の実施に係る工事

- オ 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地 改良事業に準ずる事業に係る工事
  - (ア) 土地改良法第2条第2項
  - 2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。
    - 一 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(以下「土地 改良施設」という。)の新設、管理、廃止又は変更(あわせて一の土地改良事業として施 行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の 新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更(当該二以上の土地改良 施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。)とこれにあわせて一の土地改良事業とし て施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第 3号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を 含む。)
    - 二 区画整理(土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを 相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の 施行とを一体とした事業をいう。)
    - 三 農用地の造成(農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業(埋立て及び干拓を除く。)及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。)
    - 四 埋立て又は干拓
    - 五 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧(津波又は高潮による海水の浸入のために農用 地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。)又は土地改良施設の突発事故被害(突 発的な事故による被害をいう。以下同じ。)の復旧
    - 六 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に 関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合
    - 七 その他農用地の改良又は保全のため必要な事業
  - (イ) 土地改良法第15条第2項に規定する事業

土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業(農業集落排水施設整備事業を含む。)を 行うことができる。

(ウ) 土地改良事業に準ずる事業

土地改良法の手続には基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当する。なお、「土地改良事業に準ずる事業」は、宅地造成等の施行に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要であり、また、該当する都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要となる。

なお、土地改良事業に準ずる事業に該当するかどうかについては、県農林水産部農地整備課又 は該当する地域を担当する土地改良事務所(阪神農林振興事務所、土地改良センター含む)に確 認すること。

- カ 火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- キ 家畜伝染病予防法第 21 条第1項若しくは第4項(同法第 46 条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第 23 条第1項若しくは第 3項(同法第 46 条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しく は市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般 廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第

- 9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ケ 土壌汚染対策法第 16 条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 22 条第1項若しくは第 23 条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- コ 平成 22 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第 15 条若しくは第 19 条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第 17 条第 2 項(同法第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第 30 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第 31 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- サ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事。これには、当該工事に付随する宅地造成等が該当する。この宅地造成等については、国が定める森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知)等に即して一定の安全基準を満たすように行われることや、市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林所有者等にその遵守義務を課していること等から、宅地造成等に伴う災害の防止が十分に図られ、一定の安定性が担保されるものと解される。

なお、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事に該当するかどうかについては、該当する地域を担当する県農林振興事務所森林課に確認すること。

- シ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
  - (7) 地方住宅供給公社
  - (4) 土地開発公社
  - (ウ) 日本下水道事業団
  - (I) 独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援機構
  - (オ) 独立行政法人水資源機構
  - (カ) 独立行政法人都市再生機構
- ス 宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが 2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土を するもの
- セ 次に掲げる土石の堆積に関する工事。
  - (ア) 令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300 m²を超えないもの
  - (4) 令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの
  - (ウ) 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

主となる本体工事がある上で、当該工事に使用する土石又は当該工事から発生した土石を当該工事現場若しくはその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものは、許可の対象に該当しない。

なお、主となる本体工事の現場以外の土地に、工事の施行に付随して行う土石の堆積を行う場合は、許可の対象に該当しないことを客観的に確認できるように、堆積期間、管理体制、土石の搬出予定先などを記した看板を当該土石を堆積する土地に掲示することが望ましい。

- a 「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。
- b 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあって は、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本 体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)については、工事の現場として取り扱う。
- c 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全 管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地 が該当する。
- d 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」の期間は、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要とする。

e 「工事の現場の付近における土石の堆積」や「やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の 堆積」については、本体工事現場の管理者等から管理体制等及び当該工事で発生した土石の堆 積であることや一定の期限までに撤去することなどを記した誓約書が提出されたもの並びにこ の管理体制等の内容を記した看板の掲示等がなされたものが該当することとする。

表3-2-6 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事の概要

法	<del>- Z -</del> 令	- 0 - 七地垣灰寺に仕り次音の先生のねてればないと記 工事	工事の例
令第5条	第1号	鉱山保安法第 13 条第1項の届出又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第1項若しくは第 48 条第1項若しくは第 2項の命令の実施に係る工事	・ 鉱業上使用する建設物、受電電圧が1万ボル以上の需要設備等の設置に係る工事
	第 2 号	鉱業法第63条第1項の届出、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の認可(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を含む。)に係る施業案の実施に係る工事	・鉱物の試掘・採掘に係る工事
	第3号	採石法第 33 条若しくは第 33 条の5第1項の認可又は同法第 33 条の13 若しくは第 33 条の17 の命令の実施に係る工事	・岩石の採取に係る工事
	第 4 号	砂利採取法第 16 条若しくは第 20 条第1項の認可又 は同法第 23 条の命令の実施に係る工事	・砂利の採取に係る工事
省令第8条	第 1 号	土地改良法第2条第2項の土地改良事業、同法第15条第2項の土地改良事業に附帯する事業(農業集落排水施設整備事業を含む。)又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事	<ul><li>・農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の設置等に係る工事</li><li>・農用地の造成又は改良若しくは保全に係る工事</li></ul>
	第2号	火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可若 しくは同条第2項の届出をした者が行う火薬類の製 造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可 若しくは同条第2項の届出に係る工事又は同法第27 条第1項の許可に係る工事	<ul><li>・ 火薬類の製造施設、火薬庫の設置に係る工事</li><li>・ 火薬類の廃棄に係る工事</li></ul>
	第3号	畜伝染病予防法第 21 条第1項若しくは第4項又は同 法第 23 条第1項若しくは第3項(同法第 46 条第1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に 係る工事	・家畜の死体の埋却に係る工事 ・家畜伝染病の病原体により汚染 し、又は汚染したおそれがある 物品の埋却に係る工事
	第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可に係る工事	・ 一般廃棄物の処分に係る工事 ・ 産業廃棄物処理施設の設置に係 る工事
	第5号	土壌汚染対策法第 16 条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 22 条第1項若しくは第 23 条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事	<ul><li>要措置区域又は形質変更時要届 出区域内の土地の土壌の搬出に 係る工事</li><li>汚染土壌の処理に係る工事</li></ul>

法令		工事	工事の例
	第6号 第7	平成 22 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第 15 条若しくは第 19 条の廃棄物の保管若しくは処分、第 17 条第 2 項(同法第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。)の廃棄物の保管、同法第 30 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の除去土壌の保管若しくは処分又は同法第 31 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項の除去土壌等の保管に係る工事本林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	<ul> <li>・国が行う対策地域内廃棄物又は 指定廃棄物の保管若しくは処分 に係る工事</li> <li>・水道事業者等が行う事故由来放 射性物質により汚染された廃棄 物の保管に係る工事</li> <li>・特別地域内の除去土壌の保管若 しくは処分に係る工事</li> <li>・除染特別地域内の除去土壌等の 保管に係る工事</li> <li>・森林作業道、集材路、林業専用 道等の整備に関する工事</li> </ul>
	号		
	第8号	国若しくは地方公共団体又は次の法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ① 地方住宅供給公社 ② 土地開発公社 ③ 日本下水道事業団 ④ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑤ 独立行政法人水資源機構 ⑥ 独立行政法人都市再生機構	・ 応急仮設住宅の建設に係る工事
	第 9 号	宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの	_
	第 10 号 イ	令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えないものに関する工事	_
	第 10 号 口	令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないものに関する工事	_
	第 10 号 ハ	工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものに関する工事 <sup>※</sup>	・ 工事用道路等の仮設構造物を構 築するために用いる土石の堆積 に関する工事
<u> </u>	一工重	」 の施行に付随して行われる盛土又は切土に関する工事/	L ナー災害の発生のおみれがわいと認めた

- ※ 工事の施行に付随して行われる盛土又は切土に関する工事は、災害の発生のおそれがないと認められる工事に該当しません。
  - (2) 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事

宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事に同じ。

なお、特定盛土等規制区域内において許可を要する特定盛土等と省令第8条第9号の災害の発生のおそれがないと認められる工事は表3-2-7に示す関係又は特定盛土等規制区域内において許可を要する土石の堆積と省令第8条第 10 号イ又はロの災害の発生のおそれがないと認められる工事は表

3-2-8に示す関係となっていることに注意する。

表3-2-7 特定盛土等規制区域内において許可を要する特定盛土等と省令第8条第9号の災害の発生のおそれがないと認められる工事

	特定盛土等規制区域内において許可を	省令第8条第9号の災害の発生のおそれがないと
	要する特定盛土等	認められる工事
1	盛土であって、当該盛土をした土地の	
	部分に高さが2mを超える崖を生ずる	_
	こととなるもの	
2	切土であって、当該切土をした土地の	
	部分に高さが5mを超える崖を生ずる	_
	こととなるもの	
3	盛土と切土とを同時にする場合におい	
	て、当該盛土及び切土をした土地の部	
	分に高さが5mを超える崖を生ずるこ	_
	ととなるときにおける当該盛土及び切	
	土 (①又は②を除く)	
4	①又は③に該当しない盛土であって、	_
	高さが5mを超えるもの	
(5)	①から④までのいずれにも該当しない	盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地
	盛土又は切土であって、当該盛土又は	の面積が500㎡を超えるもののうち、高さが2m以下で
	切土をする土地の面積が3,000㎡を超え	あって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差 が30cmを超えない盛土又は切土をするもの
	るもの	か30cmを超えない盛工又は切工をするもの ただし、次のものを除く。
		① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さ
		が1mを超える崖を生ずることとなるもの
		② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さ
		が2mを超える崖を生ずることとなるもの
		③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛
		土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超え
		る崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及 び切土(①又は②に該当する盛土又は切土を除
		び別士 (①又は②に該当りる盛士又は別士を除く。)
		<b>\</b> 0 /

表3-2-8 特定盛土等規制区域内において許可を要する土石の堆積と省令第8条第 10 号イ又はロの 災害の発生のおそれがないと認められる工事

	が日かんであって40% なん こ bpg から40の エキ			
	特定盛土等規制区域内において許可を	省令第8条第10号イ又はロの災害の発生のおそれがな		
	要する土石の堆積	いと認められる工事		
1	高さが5mを超える土石の堆積であっ			
	て、当該土石の堆積を行う土地の面積	_		
	が1,500㎡を超えるもの			
2		土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもののうち、高さが2m以下の土石の堆積であって、土石の堆		
	当該土石の堆積を行う土地の面積が	積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の		
	3,000㎡を超えるもの	標高との差が30cmを超えないもの		

# 3 許可の申請

## 【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。)に提出しなければならない。

# 一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	10,000分の1以上	
地形図	方位及び土地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2メート
			ルの標高差を示すも
			のとすること。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土	2,500分の1以上	断面図を作成した箇
	又は切土をする土地の部分、崖、		所に断面図と照合で
	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施		きるように記号を付
	設及び地滑り抑止ぐい又はグラウ		すること。
	ンドアンカーその他の土留の位置		植栽、芝張り等の措
			置を行う必要がない
			場合は、その旨を付
			すること。
			擁壁、崖面崩壊防止
			施設及び排水施設に
			ついては、申請書と
			照合できるように番
	成し、カルター・ナー・大学の場合工	0. 500/\@1.01.1.	号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	2,500分の1以上	高低差の著しい箇所 について作成するこ
排水協設の東面図	 排水施設の位置、種類、材料、形	500分の一口上	と。
外が心成り十回囚	状、内法(のり)寸法、勾配及び水		
	の流れの方向並びに吐口の位置及		
	び放流先の名称		
 崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の	50分の1以上	<b>擁壁で覆われる崖面</b>
左 · >	種類が2以上であるときは、それ		については、土質に
	ぞれの土質及びその地層の厚		関する事項は示すこ
	さ)、盛土又は切土をする前の地		とを要しない。
	盤面並びに崖面の保護の方法		
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料	-50分の1以上	
	の種類及び寸法、裏込めコンクリ		
	ートの寸法、透水層の位置及び寸		
	法、擁壁を設置する前後の地盤		
	面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐ		
	いの位置、材料及び寸法		
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料	-50分の1以上	
	及び内径並びに透水層の位置及び		
	寸法		
崖面崩壊防止施設	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾	50分の1以上	
の断面図	配、崖面崩壊防止施設の材料の種		
	類及び寸法、崖面崩壊防止施設を		
	設置する前後の地盤面、基礎地盤		

	の土質並びに透水層の位置及び寸 法	
崖面崩壊防止施設 の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴 の位置、材料及び内径並びに透水 層の位置及び寸法	水抜穴及び透水層に 係る事項について は、必要に応じて記 載すること。

- 二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 三 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験 その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
- 四 令第8条第1項第1号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に 基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
- 五 第1号の表に掲げる図面(令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。)を作成した者が 令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
- 六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第1号イにおいて同じ。)の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
  - イ 登記事項証明書
  - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及 び住所を証する書類
- 九 別記様式第3の資金計画書
- 十 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
- 十一 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

#### 一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	10,000分の1以上	
地形図	方位及び土地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2メートルの標
			高差を示すものとするこ
			と。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾	500分の1以上	断面図を作成した箇所に断
	配が10分の1を超える土地にお		面図と照合できるように記
	ける堆積した土石の崩壊を防止		号を付すること。
	するための措置を講ずる位置及		空地、雨水その他の地表水
	び当該措置の内容、空地の位		による堆積した土石の崩壊
	置、柵その他これに類するもの		を防止するための措置及び
	を設置する位置、雨水その他の		堆積した土石の崩壊に伴う
	地表水を有効に排除する措置を		土砂の流出を防止する措置
	講ずる位置及び当該措置の内容		については、申請書と照合
	並びに堆積した土石の崩壊に伴		できるように番号を付する
	う土砂の流出を防止する措置を		こと。
	講ずる位置及び当該措置の内容		
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	500分の1以上	

- 二 第32条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 三 第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを 証する書類
- 四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又は これらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
  - イ 登記事項証明書
  - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び 住所を証する書類
- 七 別記様式第5の資金計画書
- 八 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
- 九 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に 必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛士等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請)

- 第63条 特定盛土等に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
  - 一 第7条第1項第1号から第11号までに掲げる書類
  - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特 に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第 4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
  - 一 第7条第2項第1号から第9号までに掲げる書類
  - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特 に必要があると認めて規則で定める書類

#### 【県規則】

(許可申請書等の添付書類)

- 第3条 省令第7条第1項第12号又は第63条第1項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 土地の登記事項証明書
  - (2) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面(以下この条及び第10条第3号において「地図等」という。)の写し
  - (3) 国又は地方公共団体以外の者が工事主である場合は、当該工事主の工事を行うための資力及び信用に関する書類
  - (4) 工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する書類
  - (5) 擁壁の構造詳細図
  - (6) 擁壁の展開図 (縮尺50分の1以上のもの)
  - (7) 排水流域図(縮尺2,500分の1以上のもの)
  - (8) 排水施設縦断面図 (縮尺1,000分の1以上のもの)
  - (9) 防災計画図
  - (10) 第5条第3項各号に掲げる盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
  - (11) 政令第16条第1項の規定により設置する排水施設の流量計算を記載した流量計算書
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- 2 省令第7条第2項第10号又は第63条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 地図等の写し
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が工事主である場合は、当該工事主の工事を行うための資力及び 信用に関する書類
- (4) 工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する書類
- (5) 堆積する土石の断面図(縮尺500分の1以上のもの)
- (6) 政令第19条第1項第4号の規定により設ける柵その他これに類するものの立面図
- (7) 政令第19条第1項第5号に規定する措置を講ずるときは、当該措置の内容を示す書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

## (1) 許可申請書の提出

許可申請は、所定の様式に必要書類等を添付し、当該工事を行う市町の担当窓口に、正本1部、副本 2部(1部は市町の控分)の計3部を提出する。

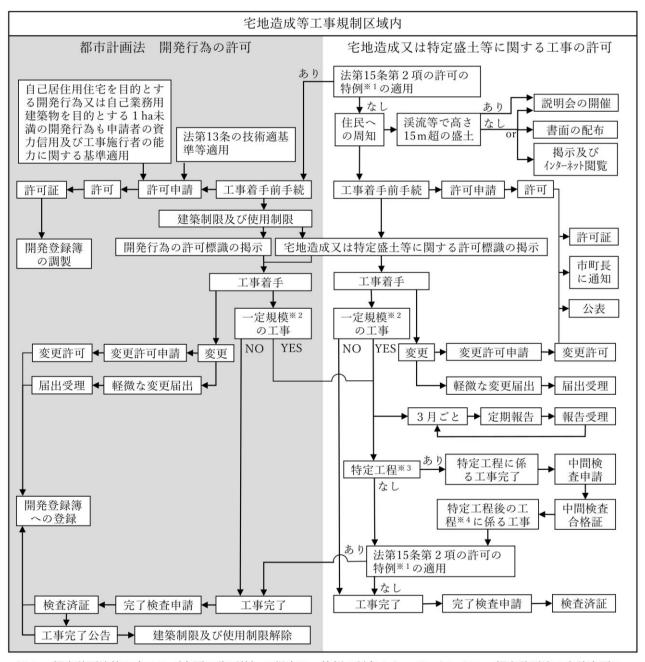
(2) 許可申請書及び添付書類の大きさ

全てA4判(縦29.7cm×横21.0cm)にすること。ただし、設計図面は屏風折りとし、A4判の大きさに統一して製本する。

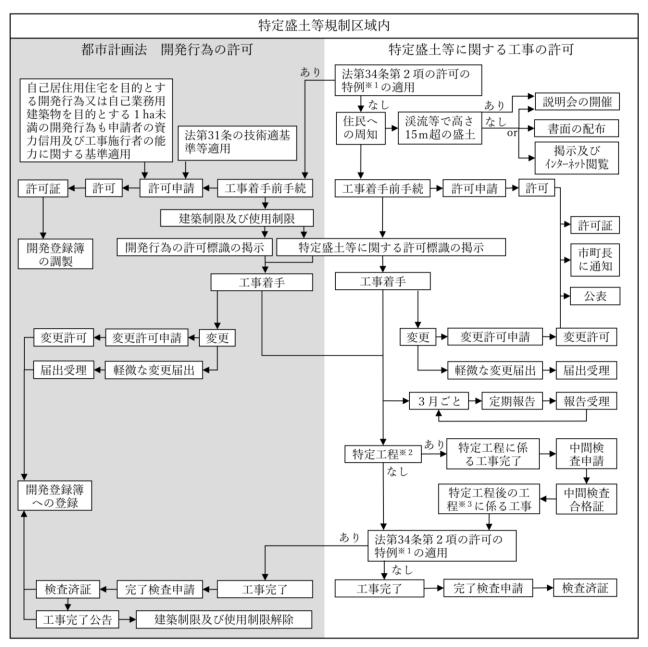
(3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請

宅地造成等工事規制区域内における許可を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事の流れを図3-2-9に、特定盛土等規制区域内における許可を要する特定盛土等に関する工事の流れを図3-2-10に示す。

なお、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成若しくは特定盛土等又は特定盛土等規制 区域内において行われる特定盛土等について、当該宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の 指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可(以下「開発許可」という。)を受けたときは、当 該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、法の許可があったものとみなされる(詳細につい ては、「7 都市計画法に基づく開発行為の許可を受けたときの法の許可の特例」を参照)。



- ※1 都市計画法第35条の2 (変更の許可等)の規定は、特例の対象となっていないため、都市計画法の当該変更に より宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の対象となるときは、法の許可が新たに必要となる。
- ※2 一定規模(令第23条各号、第25条第1項)
  - ① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
  - ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
  - ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(①又は②を除く)
  - ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
  - ⑤ ①から④までのいずれのも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡を超えるもの
- ※3 特定工程(令第24条第1項)
  - 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程
- ※4 特定工程後の工程(令第24条第2項)
  - ※3の排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程
  - 図3-2-9 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等に関する工事の流れ



- ※1 都市計画法第35条の2 (変更の許可等)の規定は、特例の対象となっていないため、都市計画法の当該変更に より宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の対象となるときは、法の許可が新たに必要となる。
- ※2 特定工程(令第24条第1項)

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

※3 特定工程後の工程(令第24条第2項)

※2の排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

図3-2-10 特定盛土等規制区域内における特定盛土等に関する工事の流れ

## ア 許可申請書に関する留意事項

(ア) 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)

宅地造成又は特定盛土等を行う土地について、土地の所在地及び地番に併せて、土地の代表地点の緯度経度を記載する。緯度経度は、位置を正確に表すため、秒について小数第一位まで記載する。土地の緯度経度は、兵庫県まちづくり部建築指導課がインターネットで公表する宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図のGISデータで確認することができる。

リンク:兵庫県まちづくり部建築指導課 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図 https://experience.arcgis.com/experience/f1652d6ccf6b4f31ac0572195a6fc28f

## (イ) 土地の面積

許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土又は切土を行わない道路、のり面などを含む 土地の面積を記載する。

## (ウ) 工事着手前の土地利用状況及び工事完了後の土地利用

宅地造成又は特定盛土等のどちらに該当するかを判別するため、工事前後の土地利用について宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載する。加えて、計画されている擁壁等が適切なものであることを確認するため、工事完了後の土地利用については、建築物の建築の有無等の具体的な内容を記載する。

#### (エ) 盛土のタイプ

盛土については、そのタイプによって崖崩れ及び土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、適切に盛土の分類を行った上で基準への適合性を判断するため、次に掲げる盛土のタイプの別を記載する。なお、該当する盛土のタイプが複数ある場合は、該当する全てのものを記載する。

平地盛土 : 勾配1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

谷埋め盛十:谷や沢を埋め立てて行う盛十

腹付け盛土: 勾配1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(オ) 盛土又は切土をする土地の面積

盛土又は切土をする土地の面積であり、この面積から許可申請手数料の額を算定する。

## イ 許可申請書に添付する書類

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書には、表 3 - 2 - 9 に示す書類を添付しなければならない。

表3-2-9 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に添付する書類

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令
委任状	委任する手続の内容及び委任する相手方	県規則第3条第1項第12号
設計者が資格を有する者であ ることを証する書類	図面 (令第 21 条各号に掲げる措置に係るものに限る。)を作成した者が令第 22 条各号に掲げる資格を有する者であることを証する次の書類 ① 設計者の資格に関する申告書 ② 設計者の資格を証する書類	省令第7条第1項第5号
土地等の状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明 らかにする写真	省令第7条第1項第6号
申請者の証明書	許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類	省令第7条第1項第7号
	許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	省令第7条第1項第8号
資金計画書	当該工事を行うための資金計画書(様式第3)	省令第7条第1項第9号
工事主の資力・信用を証する 書類	許可を受けようとする者が国又は地方公共団体以外のときは、次に掲げる書類  ① 工事主の工事を行うための資力及び信用に関する申告書(様式例4)  ② 表3-2-10に示す書類	県規則第3条第1項第3号
施行者の能力を証する書類	① 工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する申告書(様式例4)	県規則第3条第1項第4号

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令
	② 表3-2-10に示す書類	
土地所有者等の同意書	法第 12 条第2項第4号の宅地造成若しくは特定盛土等又	
	は第 30 条第2項第4号の特定盛土等に関する工事をしよ	
	うとする土地の区域内の土地について、次の権利を有する	
	者の全ての同意を得たことを証する書類(様式例2)及び	
	同意者の証明書(申請者の証明書に準じる。)	
	ただし、同意者が国又は地方公共団体等の場合は、これら	
	に代えて土地の貸付けに係る契約を締結したことが確認で	省令第7条第1項第10号
	きる書類その他の同意を得たことを証する書類を添付する	
	ことができる。	
	① 土地の所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不	
	動産質権者に限る)、賃借権、使用貸借権を有する者	
	② ①のほか、使用収益権(永小作権、地役権(内容に応	
	じて同意が必要か判断)等)を有する者	
	※次の事業の施行に伴う工事をしようとする土地の区域	
	内の土地についての同意を得る必要はない。	
	① 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理 事業	
	② 土地収用法第 26 条第1項の規定による告示(他の法	
	律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示	
	とみなされるものを含む。)に係る事業	
	③ 都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再	
	開発事業	
	<ul><li>④ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関</li></ul>	
	する特別措置法第2条第4号に規定する住宅街区整備	
	事業	
	⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法	
	律第2条第5号に規定する防災街区整備事業	
	⑥ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	
	第2条第3項に規定する地域福利増進事業のうち同法	
	第 19 条第1項に規定する使用権設定土地において行	
	うもの	
周辺地域の住民へ工事の内容	土地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知を証する次	
を周知するための措置を講じ	の書類	省令第7条第1項第11号
たことを証する書類	① 住民への周知実施報告書(様式例3)	有市界(采弗 1 現
	② 説明会を開催した場合にあっては、その写真	
土地の登記事項証明書	申請書提出日の3箇月以内の工事をしようとする土地の登	   県規則第3条第1項第1号
	記事項証明書	NAMESTALO WALL SALL A
不動産登記法第 14 条地図等	申請書提出日の3箇月以内の不動産登記法第 14 条第1項	
	に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図	県規則第3条第1項第2号
	面の写しに申請する土地の境界を朱書で記載	
図面	表 3 - 2 -11 に示す図書	省令第7条第1項第1号、
		県規則第3条第1項第5号
	P. L	から第9号まで
土量計算書	盛土又は切土の土量計算	県規則第3条第1項第12号
構造計算書	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置	
	するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算	NA Att of A total and the a
	定を記載した構造計算書	省令第7条第1項第2号
	実況に応じて土圧係数、地盤の許容応力度、基礎ぐいの許	
	容支持力及び基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の	

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令
	抵抗力を計算するときは、土質試験その他の調査又は試験	
	の結果を示すこと。	
渓流等において行う高さが 15	政令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規	
mを超える盛土の安定計算書	定する盛土 (渓流等において高さが 15mを超えるもの)	省令第7条第1項第3号
	をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地	11 17 分 1 次 分 5 分
	盤の安定計算を記載した安定計算書	
盛土の安定計算書	県規則第5条第3項各号に規定する盛土をするときは、土	
	質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記	県規則第3条第1項第10号
	載した安定計算書	
擁壁で覆わない崖の安定計算	崖面を擁壁で覆わないとき(政令8条1項1号ロ)には、	省令第7条第1項第4号
書	土質試験等に基づく地盤の安定計算	11万分(宋历1 50万年万
地盤調査報告書	地盤についての説明に必要な、地盤(土質)柱状図、土質	県規則第3条第1項第12号
	試験結等の地盤調査の結果	於規則第3本第1·复第12 与
流量計算書	排水施設の断面の決定に用いる計画流水量の計算	県規則第3条第1項第12号
防災計画書	次の宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合は、	
	施工時期の選定、工程に関する配慮、防災体制の確立等を	
	合わせた総合的な対策による防災計画書	
	① 盛土又は切土する土地の面積が 1 ha を超えるもの	県規則第3条第1項第12号
	② 県規則第5条第3項各号に規定する盛土をするもの	
	③ 高さが5mを超える擁壁の工事をするもの	
	④ その他許可権者が必要と認めるもの	
その他知事が必要と認める書	知事が必要と認める図書については、係員の指示に従い提	県規則第3条第1項第12号
類	出すること	不必以为 3 不为 1 名为 14 万

表3-2-10 宅地造成等に関する工事の工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する書類

		申請者	
区 分	添付書類	法人の 場合	個人の 場合
	1 最近2箇年以上の事業年度における財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及び法人事業税に関する納税証明書	0	-
	2 最近2箇年以上の事業年度における所得税に関す る納税証明書	_	0
	3 所有する固定資産の評価額証明書	_	Δ
工事主の資力及び信 用に関する書類	4 発行済株式総数の 100 分の5以上の株式を有する 株主又は出資の額の 100 分の5以上の額に相当する 出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 (1) これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及 び住所を証する書類 (2) 当該株主の有する株式の数又は当該出資をして いる者のなした出資の金額が確認できる書類	0	1
	5 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない 旨などの誓約書(様式例5)	0	0
	6 暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱 同意書(様式例6)	0	0
	7 預金残高証明書	Δ	Δ
	8 銀行その他から融資を受ける場合は融資額証明書	Δ	$\triangle$
	9 地主との売買契約書	Δ	$\triangle$
	10 工事請負契約書又は工事請負見積書(ただし工事 請負見積書は法人の場合のみ)	Δ	Δ
	11 事業経歴書	Δ	Δ
	1 法人の登記事項証明書又は個人の住民票	0	0
工事施行者の能力に 関する書類	2 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を 証する書類	O*	O*
	3 事業経歴書	Δ	Δ

○:必ず添付するもの △:判断が難しい場合添付

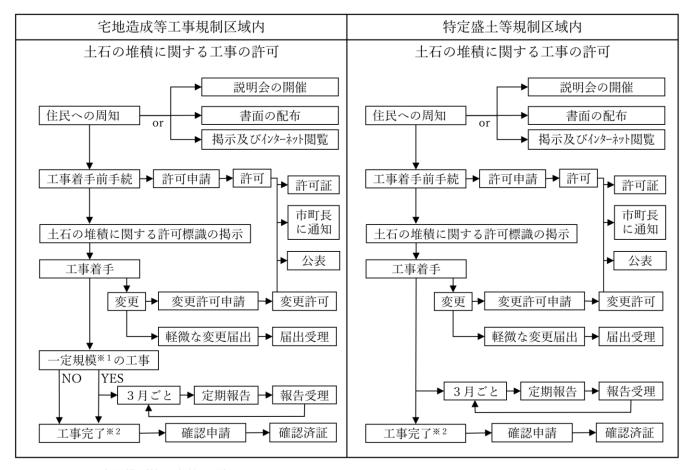
※ 土石の堆積に関する工事の許可を申請するときは必要に応じて添付

表3-2-11 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に添付する図面

図面の種類	縮尺	明示すべき事項等	根拠法令
位置図	1/10,000以上	2. 道路及び目標となる地物 3. 土地の境界線(朱書)	省令第7条第1項第1号
地形図	1/2,500 以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の境界線(朱書)</li> <li>地形(2mの標高差を示す等高線)</li> </ol>	省令第7条第1項第1号
土地の平面図	1/2,500 以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の境界線(朱書)</li> <li>盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置</li> <li>土地の断面図と照合できる記号</li> <li>植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨</li> <li>擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設が申請書と照合できる番号</li> </ol>	省令第7条第1項第1号
土地の求積図	1/500 以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の面積</li> <li>宅地又は農地等における盛土又は切土をする土地の面積</li> </ol>	県規則第3条第1項第12号
土量の求積図	1/500 以上	盛土及び切土の土量の求積図及び算式	県規則第3条第1項第12号
土地の断面図	1/2,500 以上	盛土又は切土をする前後の地盤面(高低差の著しい箇所)	省令第7条第1項第1号
排水流域図	1/2,500 以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の境界(朱書)</li> <li>集水系統ブロック別に色分け</li> <li>地表水及び排水施設の水の流れの方向</li> <li>流量計算書との照合符号</li> </ol>	省令則第3条第1項第7号
排水施設の平面図	1/500 以上	<ol> <li>排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向</li> <li>吐口の位置及び放流先の名称</li> </ol>	省令第7条第1項第1号
排水施設縦断面図	1/1,000 以上	<ol> <li>測点</li> <li>排水渠勾配及び管径</li> <li>管底高</li> <li>マンホールの種類、位置及び記号</li> <li>マンホール間距離</li> <li>基準線(D. L.)</li> <li>排水施設記号</li> </ol>	県規則第3条第1項第8号
排水施設構造図	1/50以上	<ol> <li>排水施設の記号</li> <li>開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等</li> <li>放流先河川、水路の名称、断面、水位(低水位、高水位)及び吐口の高さ</li> </ol>	県規則第3条第1項第12号
崖の断面図	1/50 以上	1. 崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ。擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。) 2. 盛土又は切土をする前の地盤面 3. 崖面の保護の方法	省令第7条第1項第1号
<b>擁壁の断面図</b>	1/50 以上	<ol> <li>擁壁の寸法及び勾配</li> <li>擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>裏込めコンクリートの寸法</li> <li>透水層の位置及び寸法</li> <li>擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置</li> <li>材料及び寸法</li> </ol>	省令第7条第1項第1号
擁壁の背面図	1/50 以上	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層 の位置及び寸法	省令第7条第1項第1号

図面の種類	縮尺	明示すべき事項等	根拠法令
崖面崩壊防止施設 の断面図	1/50以上	<ol> <li>「崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配</li> <li>「崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法</li> <li>「崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面</li> <li>基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法</li> </ol>	省令第7条第1項第1号
崖面崩壊防止施設 の背面図	1/50 以上	<ol> <li>1. 崖面崩壊防止施設の寸法</li> <li>2. 水抜穴の位置</li> <li>3. 材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法</li> <li>4. 水抜穴及び透水層に係る事項(必要に応じて記載する。)</li> </ol>	省令第7条第1項第1号
防災計画図	_	<ol> <li>方位</li> <li>土地の境界(朱書)</li> <li>地形(2mの標高差を示す等高線)</li> <li>段切位置</li> <li>表土除去範囲</li> <li>ヘドロ除去範囲及び除去深さ</li> <li>工事中の雨水排水系路及び土砂流出防止工</li> <li>防災施設の位置、形状、寸法及び名称</li> <li>防災施設の設置時期及び期間</li> </ol>	県規則第3条第1項第9号

# (4) 土石の堆積に関する工事の許可申請 許可を要する土石の堆積に関する工事の流れを図3-2-11に示す。



※1 一定規模(第25条第2項)

- ① 高さが5mを超えかつ当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡超を超えるもの
- ② ①に該当しない土積の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡超を超えるもの ※2 堆積した全ての土石を除却するものに限る。

図3-2-11 土石の堆積に関する工事の流れ

#### ア 許可申請書に関する留意事項

## (ア) 土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)

土石の堆積を行う土地について、土地の所在地及び地番に併せて、土地の代表地点の緯度経度を 記載する。緯度経度は、位置を正確に表すため、秒について小数第一位まで記載する。

#### (イ) 土地の面積

許可申請に関連のある土地の総面積であって、土石の堆積を行わない空地などを含む土地の面積を記載する。

#### (ウ) 工事の目的

土石の堆積については、土石の出入りを頻繁に行うもの、一過性のもの等の多様な形態が想定されることから、申請時に工事の目的を把握することとしている。目的の記載に当たっては、特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的な記載をする。土石の堆積が特定の工事に付随する場合には、その工事の期間について記載する。

### (エ) 土石の堆積を行う土地の面積

土石の堆積をする土地の面積であり、この面積から許可申請手数料の額を算定する。

#### (オ) 工程の概要

土石の堆積がその目的に照らして適切な工程であることを確認する観点から、工程の概要として、 年間の搬入・搬出量を記載する。

#### (カ) 土石の堆積の期間

土石の堆積は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものとする。本来除却されるべき土石が 放置され、危険な盛土等となることを避けるため、土石の堆積の期間は一定の期間に限定する必要 があるため、許可をする工事の期間は5年以内とする。

#### イ 許可申請書に添付する書類

土石の堆積に関する工事の許可申請書には、表3-2-12に示す書類を添付しなければならない。

表3-2-12 土石の堆積に関する工事の許可申請書に添付する書類

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令*1
委任状	委任する手続の内容及び委任する相手方	県規則第3条第2項第8号
土地等の状況写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状 況を明らかにする写真	省令第7条第2項第4号
申請者の証明書	許可を受けようとする者が個人であるときは、住 民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこ れらに類するものであって、氏名及び住所を証す る書類	省令第7条第2項第5号
	許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	省令第7条第2項第6号
資金計画書	当該工事を行うための資金計画書(様式第5)	省令第7条第2項第7号
工事主の資力・信用を証する書 類	許可を受けようとする者が国又は地方公共団体以外のときは、次に掲げる書類 ① 工事主の工事を行うための資力及び信用に関する申告書(様式例4) ② 表3-2-10に示す書類	県規則第3条第2項第3号
施行者の能力を証する書類	① 工事施行者の工事を完成するために必要な	県規則第3条第2項第4号

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令※1
	能力に関する申告書(様式例4)	
	② 表3-2-10に示す書類	
土地所有者等の同意書	法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号	
	の土石の堆積に関する工事をしようとする土地の	
	区域内の土地について、次の権利を有する者の全	
	ての同意を得たことを証する書類(様式例2)及	
	び同意者の証明書(申請者の証明書に準じる。)	
	ただし、同意者が国又は地方公共団体等の場合	
	は、これらに代えて土地の貸付けに係る契約を締	
	結したことが確認できる書類その他の同意を得た	
	ことを証する書類を添付することができる。	
	① 土地の所有権、地上権、質権(当該土地を	
	占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使	
	用貸借権を有する者	
	② ①のほか、使用収益権(永小作権、地役権	
	(内容に応じて同意が必要か判断)等)を	
	有する者	
	※次の事業の施行に伴う工事をしようとする土	
	地の区域内の土地についての同意を得る必要	
	はない。	省令第7条第2項第8号
	① 土地区画整理法第2条第1項に規定する土	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	地区画整理事業	
	② 土地収用法第 26 条第1項の規定による告示	
	(他の法律の規定による告示又は公告で同項	
	の規定による告示とみなされるものを含	
	む。)に係る事業	
	③ 都市再開発法第2条第1号に規定する第一種	
	市街地再開発事業	
	④ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の	
	促進に関する特別措置法第2条第4号に規定	
	する住宅街区整備事業	
	⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に	
	関する法律第2条第5号に規定する防災街区	
	整備事業	
	⑥ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別世界大祭の名祭の頂に担党する地域短知地	
	別措置法第2条第3項に規定する地域福利増	
	進事業のうち同法第 19 条第 1 項に規定する 使用権設定土地において行うもの	
 周辺地域の住民へ工事の内容を	+地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知を	
周知するための措置を講じたこ	工地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知を記する次の書類	
同知 9 る ため の 指直 を 講 し た こ と を 証 する 書 類	<ul><li>□ 住民への周知実施報告書(様式例3)</li></ul>	省令第7条第2項第9号
C C Ⅲ / Ⅵ 目 炒	② 説明会を開催した場合にあっては、その写真	
土地の登記事項証明書	申請書提出日の3箇月以内の工事をしようとする	
エベン 立記 ず 実皿 77 百	土地の登記事項証明書	県規則第3条第2項第1号
不動産登記法第 14 条地図等	申請書提出日の3箇月以内の不動産登記法第 14	
1 初注亚阳内7/11 不把囚寸	条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定す	
	る地図に準ずる図面の写しに申請する土地の境界	県規則第3条第2項第2号
	を朱書で記載	
図面	表 3 - 2 - 13 に示す図書	省令第7条第2項第1号、

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令※1
		県規則第3条第2項第5号から第 8号まで
土量計算書	土石の堆積の最大積載土量の計算	県規則第3条第2項第8号
堆積した土石の崩壊を防止する	省令第 32 条に定める措置(土石の崩壊防止措	
ための措置の内容が適切である	置)を講ずるときは、当該措置の内容が適切であ	
ことを証する書類	ることを証する書類	
	堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した	省令第7条第2項第2号
	土石を支えることができる措置の概要、構造計	
	画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	
	並びに土質試験その他の調査又は試験の結果	
土石の崩壊に伴う土砂の流出を	省令第 34 条第1項各号に掲げるいずれかの措置	
防止する措置の内容が適切であ	(土砂の流出防止措置) を講ずるときは、当該措	
ることを証する書類	置の内容が適切であることを証する書類	
	省令第 34 条第1項第1号の措置の場合にあって	
	は、鋼矢板等の概要、構造計画、応力算定及び断	省令第7条第2項第3号
	面算定を記載した構造計算書並びに土質試験その	有节先7 未免2 模分 3 为
	他の調査又は試験の結果	
	同項第2号ロの措置の場合にあっては、土石の傾	
	斜部の安定計算書及び土質試験その他の調査又は	
	試験の結果	
流量計算書	令第 19 条第1項第5号の措置を講ずるときは、	県規則第3条第2項第8号
	排水施設の断面の決定に用いる計画流水量の計算	<sup>宋                                    </sup>
工程表	土石の堆積の工事に係る土地の整地などの準備か	
	ら堆積した全ての土石を除却してそれについての	県規則第3条第2項第8号
	知事の確認を申請するまでの工程を示す工程表	
その他知事が必要と認める書類	知事が必要と認める図書については、係員の指示	県規則第3条第2項第8号
	に従い提出すること	不分以为 3 不为 4 包 为 0 力

<sup>※1 ( )</sup>内には根拠法令の引用元を記載する。

# 表3-2-13 土石の堆積に関する工事の許可申請書に添付する図面

12.0 2 10 _	13 上海の発情に関する上事の中間ではいけるの面			
図面の種類	縮尺	明示すべき事項等	根拠法令*1	
位置図	1/10,000 以上	<ol> <li>方位</li> <li>道路及び目標となる地物</li> <li>土地の境界線(朱書)</li> </ol>	省令第7条第2項第1号	
地形図	1/2,500 以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の境界線(朱書)</li> <li>地形(2mの標高差を示す等高線)</li> </ol>	省令第7条第2項第1号	
土地の平面図	1/2,500 以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の境界線(朱書)</li> <li>勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li> <li>空地の位置(申請書と照合できるように番号を付すること。)</li> <li>柵その他これに類するものを設置する位置及び当該措置の内容</li> <li>雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容(申請書と照合できるように番号を付すること。)</li> <li>堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li> </ol>	省令第7条第2項第1号	

図面の種類	縮尺	明示すべき事項等	根拠法令*1
		(申請書と照合できるように番号を付すること。) 8. 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号	
土地の求積図	1/500 以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の面積</li> <li>宅地又は農地等における土石を堆積する土地の面積</li> </ol>	県規則第3条第2項第8号
土地の断面図	1/500 以上	土石の堆積を行う土地の地盤面	省令第7条第2項第1号
土石の断面図	1/500 以上	土石の堆積の高さ	県規則第3条第2項第5号
柵その他これに類 するものの立面図	1/50 以上	関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示内容	県規則第3条第2項第6号
排水流域図	1/2,500 以上	令第 19 条第1項第5号の措置を講ずるときは、次の事項を示す排水流域図 ① 方位 ② 土地の境界(朱書) ③ 集水系統ブロック別に色分け ④ 地表水及び排水施設の水の流れの方向 ⑤ 流量計算書との照合符号	県規則第3条第2項第7号
排水施設の平面図	1/500 以上	令第 19 条第 1 項第 5 号の措置を講ずるときは、次の事項を示す排水施設の平面図 ① 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向 ② 吐口の位置及び放流先の名称	県規則第3条第2項第7号
排水施設縦断面図	1/1,000 以上	<ul> <li>令第 19 条第 1 項第 5 号の措置を講ずるときは、次の事項を示す排水施設縦断図</li> <li>① 測点</li> <li>② 排水渠勾配及び管径</li> <li>③ 管底高</li> <li>④ マンホールの種類、位置及び記号</li> <li>⑤ マンホール間距離</li> <li>⑥ 基準線(D. L.)</li> <li>⑦ 排水施設記号</li> </ul>	県規則第3条第2項第7号
排水施設構造図	1/50 以上	令第 19 条第 1 項第 5 号の措置を講ずるときは、次の事項を示す排水施設構造図 ① 排水施設の記号 ② 開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等 ③ 放流先河川、水路の名称、断面、水位(低水位、高水位)及び吐口の高さ	県規則第3条第2項第7号
地盤改良図	_	土石の堆積を行うことによって、地表水等による 地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれ があるときは、土石の堆積を行う土地について地 盤の改良その他の必要な措置講じたことを証する 書類	県規則第3条第2項第8号

※1 ( )内には根拠法令の引用元を記載する。

## 4 許可の基準

## 【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

## 第12条

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請 の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
- 二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- 三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 四 当該宅地造成等に関する工事(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

- 第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

#### 第30条

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請 の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許 可をしてはならない。
  - 一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
  - 二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用がある こと。
  - 三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。
  - 四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区 画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるも のの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質 権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全て の同意を得ていること。

(特定盛十等又は十石の堆積に関する工事の技術的基準等)

第31条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第40条第1項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなけれ

ばならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

## (1) 工事の技術的基準

## 【令】

(擁壁、排水施設その他の施設)

第6条 法第13条第1項(法第16条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設(崖面の崩壊を防止するための施設(擁壁を除く。)で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

- 第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水(以下「地表水等」という。)の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。
    - イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごと に、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
    - ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を 用いて透水層を設けること。
    - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他 の土留(以下「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置その他の措置を講ずること。
  - 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが 接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準の うち盛士又は切士をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 一 盛土又は切土(第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。)をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
  - 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
  - 三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

(擁壁の設置に関する技術的基準)

- 第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 一 盛土又は切土 (第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
    - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第1上欄に掲げる ものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
      - (1) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの
      - (2) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの(その上端

から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。)

- ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁 壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- ハ 第14条第1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み 造のものとすること。
- 2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

- 第9条 前条第1項第2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

  - 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
  - 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
  - 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
  - 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容 応力度を超えないことを確かめること。
  - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
  - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
  - 四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめる こと。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎 ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
  - 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
  - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準 法施行令(昭和25年政令第338号)第90条(表1を除く。)、第91条、第93条及び第94条中長期 に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
  - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

- 第10条 第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところ によらなければならない。
  - 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。)が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
  - 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の

擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

- 三 前2号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される 地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分 の15 (その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル)以上、その他のもので あるときは擁壁の高さの100分の20 (その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメー トル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁 の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第11条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3 から第39条まで、第52条(第3項を除く。)、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用す る。

(擁壁の水抜穴)

第12条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第13条 法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの(第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。)については、建築基準法施行令第百142条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

- 第14条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設 の設置に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 一 盛土又は切土(第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。)をした土地の部分に生ずる崖面に第8条第1項第1号(ハに係る部分を除く。)の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
  - 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
    - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
    - ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
    - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

- 第15条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面(擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。)が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。
- 2 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面(崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。)について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

(排水施設の設置に関する技術的基準)

- 第16条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に 関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずる おそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれに も該当するものを設置することとする。
  - 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
  - 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
  - 三 その管渠きよの勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
  - 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇 所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
    - イ 管渠の始まる箇所
    - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)
    - ハ 管渠の内径又は内法のり幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適 当な箇所
  - 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
  - 六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜ためが設けられているものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤 面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよ う、当該地盤面に排水施設で同項各号(第2号ただし書及び第4号を除く。)のいずれにも該当す るものを設置することとする。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第17条 構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁 壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、 これらの規定は、適用しない。

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第18条 法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等(法第2条第1号に規定する農地等をいう。)における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

- 第19条 法第13条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものと する。
  - 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を 除き、土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行うこと。
  - 二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるお それがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずるこ と。
  - 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める空地(勾配が10分の1以下であるものに限る。)を設けること。
    - イ 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地

- ロ 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地
- 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
- 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第3号及び第4号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること その他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令 で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

(規則への委任)

- 第20条 都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下この項において「中核市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第39条において同じ。)は、都道府県(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。)の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第8条の規定による擁壁又は第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。
- 2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定の みによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達 し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化 し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準)

- 第30条 法第31条第1項(法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等(法第2条第1号に規定する農地等をいう。)における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。
- 2 法第31条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準については、第19条及び第2 0条第2項の規定を準用する。

## 別表第1 (第8条、第30条関係)

土 質	擁壁を要しない勾配の	擁壁を要する勾配の下
	上限	限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他こ	35度	45度
れらに類するもの		

#### 別表第2 (第9条、第30条、第35条関係)

土	質	単位体積重量(1立方 土圧係数	
		メートルにつき)	
砂利又は砂		1.8トン	0.35
砂質土		1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを	多量に含む土	1.6トン	0.50

## 別表第3 (第9条、第30条、第35条関係)

	土	質	摩擦係数
岩、岩屑(せつ)、砂	利又は砂		0.5

砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土(擁壁の基礎底面から少なくとも15	0.3
センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	

# 別表第4 (第10条、第30条関係)

	土質		擁	壁
		勾配	高 さ	下端部分の厚さ
第1	岩、岩屑、砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
種	利又は砂利混		2メートルを超え3メート	50センチメートル以上
	じり砂		ル以下	
		65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メート	45センチメートル以上
			ル以下	
			3メートルを超え4メート	50センチメートル以上
			ル以下	
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを超え4メート	45センチメートル以上
			ル以下	
			4メートルを超え5メート	60センチメートル以上
			ル以下	
第 2	真砂土、関東	70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
種	ローム、硬質		2メートルを超え3メート	70センチメートル以上
	粘土その他こ		ル以下	
		65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
	もの		2メートルを超え3メート	60センチメートル以上
			ル以下	
			3メートルを超え4メート	75センチメートル以上
			ル以下	
		65度以下		40センチメートル以上
			2メートルを超え3メート	50センチメートル以上
			ル以下	
			3メートルを超え4メート	65センチメートル以上
			ル以下	
			4メートルを超え5メート	80センチメートル以上
			ル以下	
第3	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
種			2メートルを超え3メート	90センチメートル以上
			ル以下	
		65度を超え70度以下		75センチメートル以上
			2メートルを超え3メート	85センチメートル以上
			ル以下	
			3メートルを超え4メート	105センチメートル以上
			ル以下	
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートルを超え3メート	80センチメートル以上
			ル以下	
			3メートルを超え4メート	95センチメートル以上
			ル以下	
			4メートルを超え5メート	120センチメートル以上
			ル以下	

#### 【県規則】

(技術的基準の特例)

- 第4条 災害の防止上支障がないと認められる土地においては、政令第8条(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による擁壁の設置に代えて、次に掲げる工法による措置をとることができる。
  - (1) 間知石空積み工その他の空積み工
  - (2) 積苗工
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める工法

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

- 第5条 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により盛土又は切土をする地盤については、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 盛土をした土地の部分、切土をした土地の部分又は盛土と切土とを同時にする場合において当該盛土及び切土をした土地の部分に生ずることとなる勾配が10分の1を超える土地(以下この条において「のり」という。)の地表面の上端と下端との垂直距離(以下この号及び次号において「のりの高さ」とう。)が5メートルを超える場合は、当該のりの高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
  - (2) 盛土をした土地の部分、切土をした土地の部分又は盛土と切土とを同時にする場合において当該盛土及び切土をした土地の部分に生ずることとなるのりの高さが15メートルを超える場合は、 当該のりの高さ15メートル以内ごとに幅3メートル以上の大段を設けること。
  - (3) 盛土をする前の土地の勾配が10分の1を超え、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定される場合においては、盛土をする前の地盤面に段切りを行い、かつ、盛土の適当な箇所にその高さの5分の1以上の高さの蛇篭堰堤、コンクリート堰堤、枠等を暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分にすべり止めの擁壁を設置すること。
- 2 前項(同項第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定は、のりの地表面に政令第6条に規定 する擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置し、当該のりの地表面を覆う場合には適用しない。
- 3 第1項の工事により次に掲げる盛土をする場合は、当該盛土をした後の地盤について、土質試験 その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものである ことを確かめなければならない。
  - (1) 高さが15メートルを超えるのりを生ずることとなる盛土
  - (2) 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該 盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが 想定される盛土
  - (3) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土をすることにより、その高さが5メートル以上となる盛土

(設置しなければならない擁壁の前面の根入れ)

第6条 政令第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁(岩盤に接着して設置する場合及び同項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁である場合を除く。以下この条において同じ。)の前面の根入れの深さは、当該擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは当該擁壁の高さの100分の15(その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートルとし、1メートルを超えるときは、1メートル)以上、その他のものであるときは当該擁壁の高さの100分の20(その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートルとし、1メートルを超えるときは、1メートル)以上としなければならない

(排水施設の設置に関する技術的基準)

- 第7条 政令第16条の規定により設置する排水施設が排除すべき雨水の量の計算に必要な数値は、次 に定めるところによらなければならない。
  - (1) 降雨強度については、10分間降雨量20ミリメートル
  - (2) 流出係数については、別表の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める係

#### 数

別表 (第7条関係)

	土地	係数
1	2から4まで以外の土地	1.0
2	放牧場、採草地又は造成緑地	0.8
3	植生の良い自然林又は水田	0.7
4	原野(未利用草地)又は畑	0.6

許可を要する宅地造成等に関する工事の計画は、令及び県規則に定める工事の技術的基準に適合しなければならない。また、宅地造成等に関する工事の設計は、兵庫県宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等技術マニュアル(令和7年3月)に即して行うこと。

表3-2-14 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の技術的基準

	令・県規則	内容
地盤について講ずる   全	6第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地
措置に関するもの		下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに
		対する措置について
会	6第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑
		り対策(段切りその他の措置)について
4	6第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面に
		おける雨水その他の地表水に対する措置につい
		て
4	分第7条第2項第2号	山間部おける河川の流水が継続している土地そ
		の他省令第 12 条各号の土地において行う、高
		さ 15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確
		認(土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計
		算)について
1	6第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があ
		る場合の滑り対策(地滑り抑止ぐい等の設置、
		土の置換えその他の措置)について
· ·	具規則第5条第1項第1号	盛土又は切土をすることにより生じるのり面の
· · ·	及び第2号	安定の保持(小段及び大段の設置)について
	具規則第5条第1項第3号	盛土をする前の土地の勾配が 10 分の1を超え
		る場合、かつ、地下水が盛土の内部に侵入する
		ことが想定される場合の滑り対策(段切りその
IE	1 担则数	他の措置)について
炉	具規則第5条第3項第1号	高さ 15mを超えるのりを生じる盛土の地盤の
		安定の保持の確認(土質検査等又は試験に基づ
	月 田 川 笠 F 久 笠 9 百 笠 9 円	く地盤の安定計算)について 盛土をする土地の面積が 3,000 ㎡以上、かつ、
片	具規則第5条第3項第2号	地下水が盛土の内部に侵入することが想定され
		る盛土の地盤の安定の保持の確認(土質検査等
		又は試験に基づく地盤の安定計算)について
		盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20°以
AT	NAMESTALO VANTO SENTO D	上の角度をなし、かつ、盛土をすることによ
		り、その高さが5m以上となる盛土の地盤の安
		定の保持の確認(土質検査等又は試験に基づく
		地盤の安定計算)について
<b>擁壁の設置に関する</b> 令	第8条	<b>擁壁の設置が必要な崖面について</b>
I	合第9条から第13条まで	<b>擁壁の構造について(鉄筋コンクリート造、無</b>
- 県	具規則第6条	筋コンクリート造又は練積み造)

技術的基準	令・県規則	内容
	令第 17 条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁
		壁について
崖面崩壊防止施設の	令第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
設置に関するもの	令第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地	令第 15 条第 1 項	<b>擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食から</b>
表面について講ずる		の保護について(石張り、芝張り、モルタル吹
措置に関するもの		付け等)
	令第15条第2項	地表面*1の雨水その地表水からの浸食からの保
		護について(植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関	令第 16 条	排水施設の構造、機能について
するもの	県規則第7条	

<sup>※1</sup> 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育 が確保される部分の地表面」と読み替えて適用する。(令第18条)

表3-2-15 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	令・県規則	内容
土石の堆積に伴	令第19条第1項第1号	地盤面の勾配の制限について(勾配 1/10 以
い必要となる措		下)
置に関するもの	令第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は
		滑りに対する措置について
	令第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	令第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	令第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩
		壊に対する措置について
	令第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢
		板を設置することその他の措置を講ずる場合
		における令第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の
		適用除外について

## (2) 設計者の資格に関する基準

## 【令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

- 第 21 条 法第 13 条第 2 項(法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政 令で定める措置は、次に掲げるものとする。
  - 一 高さが5メートルを超える擁壁の設置
  - 二 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 平方メートルを超える土地における排水施設の設置 (設計者の資格)
- 第22条 法第13条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。
  - 一 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年 勅令第 388 号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木 又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
  - 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
  - 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令 (明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒 業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。
  - 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技

術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。

五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置等)

- 第31条 法第31条第2項(法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政 令で定める措置は、第21条各号に掲げるものとする。
- 2 法第31条第2項の政令で定める資格は、第22条各号に掲げるものとする。

## 【省令】

(設計者の資格)

- 第35条 令第22条第5号の規定により、主務大臣が同条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。
  - 一 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第49号)第19条第1号トに規定する講習を修了した者
  - 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第 22 条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識 及び経験を有する者であると認めた者

#### 【建設省告示第1005号】

○宅地造成等規制法施行令第 17 条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者(昭和 37 年 3 月 29 日)

宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 18 条第 5 号の規定により、同条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者(技限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成 15 年文部科学省令第 36 号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年文部科学省令第 45 号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)
- 三 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士の資格を有する者
- 四 前3号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第35条第1号に掲 げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

宅地造成又は特定盛土等に関する工事において行う擁壁又は排水施設を設置する措置のうち、専門的な能力を要するものについては、設計の適正を期すため、設計者の資格について規定されている。 ア 設計者に資格を要する工事の措置

- (ア) 高さが5mを超える擁壁の設置
- (イ) 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 meを超える土地における排水施設の設置

## イ 設計者の資格

建設省告示第 1005 号中の「宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 18 条第 5 号の 規定により、同条第 1 号から第 4 号までに掲げる者」は、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 (昭和 37 年政令第 16 号)第 22 条第 5 号の規定により、同条第 1 号から第 4 号までに掲げる者」 として適用する。

(ア) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者(令第22条第1号)

- (4) 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者(令第22条第2号)
- (ウ) (イ)に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者(令第22条第3号)
- (エ) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、 正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上 の実務の経験を有する者(令第22条第4号)
- (オ) 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条 第1号トに規定する講習を修了した者(令第 22 条第 5 号及び省令第 35 条第 1 号)
- (カ) 主務大臣が(ア)から(エ)のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者である と認めた者(令第22条第5号、省令第35条第2号及び建設省告示第1005号)
  - a 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者(建設省告示第1005号第1号)
  - b 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)(建設省告示第1005号第2号)
  - c 建築士法による一級建築士の資格を有する者(建設省告示第1005号第3号)

#### (3) 工事主の資力及び信用に関する基準

工事主に当該工事を完遂するための資金的能力があること、及び工事主の過去の事業実績等から判断して着実に許可条件等を遵守して当該工事が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確認する。

具体的に求められる資力及び信用の程度については、工事の規模等に応じて相対的に決められるものであり、一律に定められるものではないが、資金調達能力に不安がないか、過去に法に違反するなど着実に工事を遂行しなかった前歴がないか等の事実関係を判断の基準とする。

なお、省令第7条第1項第8号又は同条第2項第6号に規定する申請者が法人であるときに、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類を提出する役員の範囲は、取締役とする。

#### (4) 工事施行者の能力に関する基準

工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があることについては、建設業の許可を受けていること(建設業の許可が必要な工事に限る。)を確認するが、当該工事の難易度が高い場合などは、当該工事施行者の事業の経歴により判断する。

## (5) 土地所有者等の同意に関する基準

宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者から同意が得られていることについては、それらの者の同意書(様式例2)及び同意した者が本人であることを証する書類により判断する。ただし、当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、同意書及び同意した者が本人であることを証する書類に代えて土地の貸付けに係る契約を締結したことが確認できる書類その他の同意を得たことを証する書類を添付することができる。

## 5 許可の条件等

## 【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

#### 第12条

- 3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事 主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事 項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

#### 第30条

- 3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事 主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務 省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(標識の掲示)

第49条 第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による 届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところに より、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

### 【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第9条 法第12条第4項(法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規 定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

- 第10条 法第12条第4項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
  - 二 工事の許可年月日及び許可番号
  - 三 工事施行者の氏名又は名称
  - 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
  - 五 盛十若しくは切十の高さ又は十石の堆積の最大堆積高さ
  - 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
  - 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法)

第64条 法第30条第4項(法第35条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規 定による公表は、第9条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第65条 法第30条第4項の主務省令で定める事項は、第10条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

(標識の様式及び記載事項)

第87条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第23によるものとする。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第2 4によるものとする。
- 3 法第49条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛十若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

## (1) 許可の条件

宅地造成等に関する工事の許可には、次の条件を付する。

- ア 宅地造成等に関する工事(共通事項)
  - (ア) 工事の施行中は、土砂の流出などの災害が生じないように防災措置を講じること。
  - (イ) 工事を廃止する場合は、当該工事によって生ずる災害の防止のために必要な措置を講じるとと もに、災害防止計画書を工事廃止等届出書に添えて提出すること。
  - (ウ) その他知事が必要と認めるもの
- イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事
  - (ア) 工事の施行に当たっては、当該工事の適正な施行を確保するために、必要な専門知識及びその 応用能力を有する工事監理者を置くこと。

特に、令第 21 条の措置を講ずる工事又は県規則第 5 条第 3 項の盛土を行う工事については、令第 22 条に定める資格を有する者又は建設業法に定める土木施工管理に関する技術検定に合格した者を工事監理者として工事現場に配置する。この場合、当該工事監理者について工事監理者の資格に関する申告書(様式例 7)を提出すること。

- ウ 土石の堆積に関する工事
  - (ア) ●年●月●日(工事完了予定年月日)までに、堆積した全ての土石を除却すること。
- (2) 許可に際しての注意事項

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可に際しては次の(ア)及び(イ)の内容の注意事項を許可書に添えて交付するものとする。

## (ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての注意事項

## 1 標識の掲示

宅地造成及び特定盛土等規制法第 49 条の規定に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第 23 の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識を工事期間中、現場の見やすい場所に掲示してください。また、許可に係る書類を工事現場に常備しておいてください。



- 2 定期の報告(定期の報告を要する規模の工事に限る。) 許可を受けた日から3箇月間ごとに工事の実施状況を報告してください。
- 3 設計変更 許可後、工事の設計を変更しようとするときは、変更許可を受けてください。
- 4 工程報告 工事監理者は別表の各工程に達したときには、関係書類の整理をしておいてください。 また、担当者から請求があったときは速やかに提出してください。
- 5 中間検査(特定工程を含む場合であって、中間検査を要する規模の工事に限る。)

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程を終えた場合は、特定工程終了報告書、工事写真(施行中及び特定工程終了時)及び試験結果報告書を添えて中間検査申請書を提出し検査を受けてください。

#### 6 他の法令との関連

他の法令による許認可は別に手続を必要としますので、他の法令に抵触する工事については所 定の手続を完了した上で着手してください。

#### 7 工事中の防災

工事中は現場管理者(現場管理者が法人であるときは当該法人の職員であって当該工事の現場を管理する者)を常駐させるとともに、危険防止、風水害防止及び公害防止等常に必要な措置をとった上で工事を進めてください。また、工事場所内外を問わず、人命財産その他に危害を及ぼさないよう措置し、不慮の災害を起こさないよう注意してください。

## 8 完了検査の申請

工事を完了した場合は、工事完了報告書、工事写真(施行中及び工事完了時)及び試験結果報告書を添えて完了検査申請書を提出し検査を受けてください。

## 9 完了検査

検査の結果、許可の内容に適している場合は、検査済証を交付します。

## 10 工事の中止の届出

工事を中止しようとする場合は、災害防止計画書を添えて工事の中止届出書を提出してください。

## 11 工事の再開の届出

中止した工事を再開しようとする場合は、災害防止計画書を添えて工事の再開届出書を提出してください。

## 12 工事廃止の届出

工事を廃止しようとする場合は、廃止時点における災害防止計画書を添えて工事の廃止届出書を提出してください。

#### 工程報告表 (別表)

年 月 日 兵庫県指令○○( )(建)第 号( )

		共熚県相下しし	(	) (	建川 界	75 (	)
	工程報告	月/日	意	見	欄		
1	防災施設設置時	/					
2	防災施設埋設部分設置時	/					
3	地下排水暗渠施設時	/					
4	段切り完了時	/					
5	水路基礎完了時						
6	主要な暗渠敷設時	/					
7	各排水施設基礎完了時	/					
8	擁壁根切り完了時	/					
9	地盤改良完了時	/					
10	RC擁壁底版配筋完了時	/					
11	RC擁壁壁配筋完了時	/					
12	RC擁壁基礎完了時						
13	練石積み造擁壁基礎完了時	/					
14	練石積み造擁壁の全高の1mごと築造時	/					
15	止水コンクリート施工時	/					
16	透水層施工状況	/					
17		/				•	

## (4) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に関する写真撮影についての注意事項

#### 1 写真撮影の目的

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了後、検査困難な箇所の形状寸法及び工事施行状況 等について撮影記録し、中間検査又は完了検査の資料とします。

#### 2 写真撮影の箇所等

- (1) 現況写真(工事施行前)
  - ア 全景(少なくとも2方向か2種類以上)
  - イ 盛土又は切土をしようとする土地の付近の状況
- (2) 施行中の写真
  - ア 仮設工事
    - (7) 仮設構造物等(排水路、遊水池、沈砂地、防護施設等)
    - (イ) その他

## イ 整地工事

- (ア) 伐開、抜根、焼却
- (イ) 暗渠その他の埋設構造物 (寸法明示のこと。)
- (ウ) 段切りの状況
- (エ) 地表面の保護
- (オ) その他(盛土部の締固め、竣工状況など)

#### ウ 擁壁工事

- (7) 床掘(寸法明示のこと。)
- (イ)練石積み造擁壁工及び透水層(寸法明示のこと。)(基礎、GL高、GLより高さ1mごと、天端等)
- (ウ) 鉄筋コンクリート造擁壁工及び配筋状況(寸法明示のこと。)(踵板、前壁、控壁、すべり止、透水層等)
- (エ) 水抜穴の設置状況(寸法明示のこと。)
- (オ) その他(竣工状況など)

## 工 排水施設工事

- (ア) 掘削
- (イ) 管渠の敷設状況(寸法明示のこと。)
- (ウ) 水路等の構造物(寸法明示のこと。)
- (エ) その他(マンホール、インバート、竣工状況など)

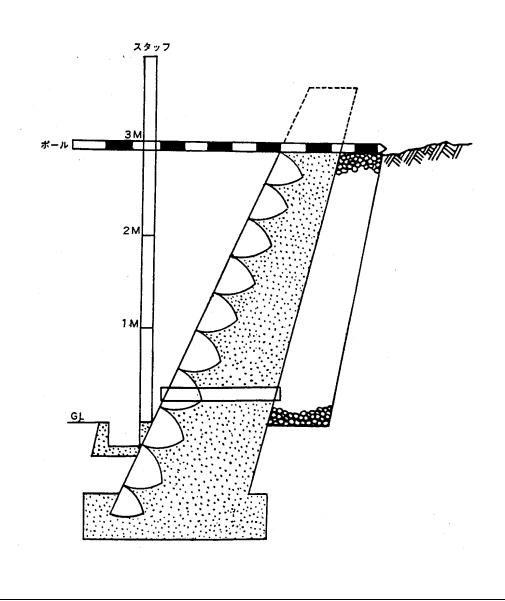
## オ その他

- (ア) 杭打の状況
- (イ) 各種試験等の状況(地耐力等)
- (ウ) その他(竣工状況など)

#### 3 写真撮影の方法

各種構造物等寸法を明示して撮影する場合は、全てスタッフ、ポール等の測定器具をあて構造物等の寸法が明確に読みとることができるようにするとともに、撮影箇所、撮影年月日、構造物の内容等を記入した黒板、ホワイトボード等を掲示して撮影してください。擁壁にあっては、種別(構造、擁壁高さ等)ごとに撮影箇所を定めて、各々の箇所について、床堀、基礎、GL高、GLから1mごとの高さ及び天端の部分を工程に応じて撮影してください。なお、撮影箇所は構造物ごとに少なくとも1箇所以上定めてください。





イ 土石の堆積に関する工事の許可に際しては次の内容の注意事項を許可書に添えて交付するもの とする。

土石の堆積に関する工事についての注意事項

#### 1 標識の掲示

宅地造成及び特定盛土等規制法第 49 条の規定に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第 24 の土石の堆積に関する工事の標識を工事期間中、現場の見やすい場所に掲示してください。また、許可に係る書類を工事現場に常備しておいてください。



## [注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であると きは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該 許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

- 2 定期の報告(定期の報告を要する規模の工事に限る。) 許可を受けた日から3箇月間ごとに工事の実施状況を報告してください。
- 3 設計変更

許可後、工事の設計の変更をしようとするときは、変更許可を受けてください。

4 他の法令との関連

他の法令による許認可は別に手続を必要としますので、他の法令に抵触する工事については所 定の手続を完了した上で着手してください。

5 工事中の防災

工事中は、危険防止、風水害防止及び公害防止等常に必要な措置をとった上で工事を進めてください。なお、工事場所内外を問わず、人命財産その他に危害を及ぼさないよう措置し、不慮の災害を起こさないよう注意してください。

6 完了の確認申請

堆積した全ての土石を除却することにより工事が完了した場合は、確認申請書を提出し確認を 受けてください。

7 完了の確認

確認の結果、堆積した全ての土石を除却している場合は、確認済証を交付します。

8 工事廃止の届出

工事を廃止する場合は、廃止時点における災害防止計画書を添えて工事の廃止届出書を提出してください。

#### (3) 許可の公表

知事は、宅地造成等の許可をしたときは、次の事項をインターネットを利用して公表する。

- ア 工事主の氏名又は名称
- イ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地及び位置図
- ウ 許可年月日及び許可番号
- エ 工事施行者の氏名又は名称
- オ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- カ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- キ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ク 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ケ 崖面崩壊防止施設の有無
- (4) 許可番号等の付け方

法の許可等の番号は、次のとおり付する。

ア 法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項に基づく宅地造成等に関する工事の許可

兵庫県指令
$$\times \times (\times \times)$$
 (建) 第 $1-\bigcirc$ 号(宅)( $\square$   $\triangle\triangle$ )
A
B
C
E
F

イ 法第15条第1項又は法第33条第1項に基づく宅地造成等に関する工事の協議の成立

兵庫県指令
$$\times \times (\times \times)$$
 (建) 第 $1 - \bigcirc$  号(宅)(協議)( $\underline{\square}$   $\underline{\triangle}$ ) B C E F

ウ 法第16条第1項又は法第34条第1項に基づく宅地造成等に関する工事の変更の許可

エ 法第 16 条第 3 項又は法第 35 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項に基づく宅地造成等に関する工事の変更の協議の成立

オ 法第17条第2項又は第36条第2項に基づく検査済証

兵庫県指令
$$\times \times (\times \times)$$
 (建) 第  $2 - \bigcirc$  号 (宅)

カ 法第17条第5項又は第36条第5項に基づく確認済証

キ 法第18条第2項又は第37条第2項に基づく中間検査合格証

兵庫県指令
$$\times \times (\times \times)$$
 (建) 第3 $-$  〇号(宅)

ク 省令第88条に基づく宅地造成等工事許可不要証明

$$\times \times (\times \times)$$
 (建) 第2- $\bigcirc$  号(宅) A B C

凡例

A ×× (××) 各機関の文書記号

組織名	文書記号	組織名	文書記号
阪神北県民局宝塚土木事務所	神北 (宝土)	但馬県民局豊岡土木事務所	但馬 (豊土)
東播磨県民局加古川土木事務所	東播 (加土)	丹波県民局丹波土木事務所	丹波 (丹土)
北播磨県民局加東土木事務所	北播 (加土)	淡路県民局洲本土木事務所	淡路 (洲土)
中播磨県民センター姫路土木事 務所	中播(姫土)		

- B (建) 土木事務所管理課等で発行する番号と差別化を図るため(建)を加える。
- C 当該年度に受付した順に一連番号を記入する。
- C<sup>※</sup> 当初許可申請又は当初協議の受付番号を記入する。
- D 第1回目の変更許可又は変更協議の場合は2、第2回目の場合は3、以降4、5、6…と 一連番号を記入する。
- E □ 当初許可申請等の受付年度を記入する。
- F △△ 市町名を記入する。(例: 芦屋市 → 芦屋 猪名川町 → 猪名川)
- 注1 令和7年度に許可申請書を受付し、令和8年4月1日以後に許可を行う場合も、この許可番号の付け方に即して番号を付ける。

(法第12条第1項又は法第30条第1項に基づく宅地造成等に関する工事の許可の例) 令和7年度受付・・兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-○号(宅)(7芦屋)

## 6 国等の許可の特例

# 【法】

(許可の特例)

第15条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地 造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第12 条第1項の許可があつたものとみなす。

(変更の許可等)

#### 第16条

3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可につい て準用する。

(許可の特例)

第34条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土 等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することを もつて第30条第1項の許可があつたものとみなす。

(変更の許可等)

#### 第35条

3 第30条第2項から第4項まで、第31条から第33条まで及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

# 【県規則】

(協議の手続)

- 第8条 法第15条第1項の規定による協議は、法第12条第1項の許可の申請の手続の例により行うものとする。
- 2 法第34条第1項の規定による協議は、法第30条第1項の許可の申請の手続の例により行うものとする。
- 3 前2項の協議をしようとする者は、前2項の規定にかかわらず、省令第7条第1項第7号から第9号までに掲げる書類及び同条第2項第5号から第7号までに掲げる書類の提出を要しないものとする。

## (1) 協議を行うべき者

法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項に定める国等のほか、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人空港周辺整備機構等、個別の団体法において法第 15 条第 1 項(法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。)及び第 34 条第 1 項(法第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。)の国等とみなす旨の規定がある団体(以下「みなし団体」という。)が行う宅地造成等に関する工事については、国等又はみなし団体と知事との協議が成立することをもって許可があったものとみなされる。なお、国等以外の地方公共団体が行う工事については、協議ではなく許可を受けなければならない。

表3-2-16 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市とみなす団体

団体名	規定の適用につ
【団体法条項】	いてみなす団体
独立行政法人都市再生機構	围
【独立行政法人都市再生機構法施行令第34条第1項第7号】	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	団
【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第28条第1項第6号】	国
独立行政法人水資源機構	玉

	T 1	
団体名	規定の適用につ	
【団体法条項】	いてみなす団体	
【独立行政法人水資源機構法施行令第56条第1項第6号】		
地方共同法人日本下水道事業団	ΙĦ	
【日本下水道事業団法施行令第7条第1項第6号】	県	
地方住宅供給公社	I目 たた※ 1	
【地方住宅供給公社法施行令第2条第1項第6号】	県等 <sup>※1</sup>	
土地開発公社	県等 <sup>※2</sup>	
【公有地の拡大の推進に関する法律施行令第9条第1項第3号】	<b></b>	
国立大学法人	II	
【国立大学法人法施行令第25条第1項第20号】	玉	
独立行政法人国立高等専門学校機構	모	
【独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第2条第1項第9号】	玉	
国立研究開発法人森林研究・整備機構	日	
【国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令第14条第1項第4号】	国	

- ※1 指定都市又は中核市のみが設立したものにあっては当該市、その他のものにあっては都道府県
- ※2 都道府県が設立したもの(都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。)にあっては当該都道府県、指定都市が設立したもの(指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。)にあっては当該指定都市、中核市が設立したもの(中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。)にあっては当該中核市

#### (2) 協議の留意事項

- ア 国等又はみなし団体は、法第 15 条第 1 項(法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。)の 特例の対象となる宅地造成等に関する工事について、次の基準に適合することを確認するために、 知事と協議を行う。
  - (ア) 法第11条の措置(住民への周知)が講じられていること。
  - (イ) 当該協議に係る宅地造成等に関する工事の計画が法第 13 条の技術的基準等に適合するものであること。
  - (ウ) 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
  - (エ) 法第12条第2項第4号の同意(全ての土地所有者等の同意)を得ていること。
- イ 国等又はみなし団体は、法第34条第1項(法第35条第3項において準用する場合を含む。)の 特例による協議の対象となる宅地造成等に関する工事について、次の基準に適合することを確認す るために、知事と協議を行う。
  - (ア) 法第29条の措置(住民への周知)が講じられていること。
  - (イ) 当該協議に係る宅地造成等に関する工事の計画が法第 31 条の技術的基準等に適合するものであること。
  - (ウ) 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
  - (エ) 法第30条第2項第4号の同意(全ての土地所有者等の同意)を得ていること。
- ウ この協議が成立することをもって許可があったものとみなされる工事についても中間検査、定期 報告及び完了検査、標識の掲示並びに工事の中止、再開又は廃止の届出に関する規定が適用される。

7 都市計画法に基づく開発行為の許可を受けたときの法の許可の特例

# 【法】

(許可の特例)

#### 第15条

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

#### 第16条

5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

(許可の特例)

#### 第34条

2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後 に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事につい ては、第30条第1項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

#### 第35条

5 前条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

## (1) 開発許可があった工事の法の許可の特例

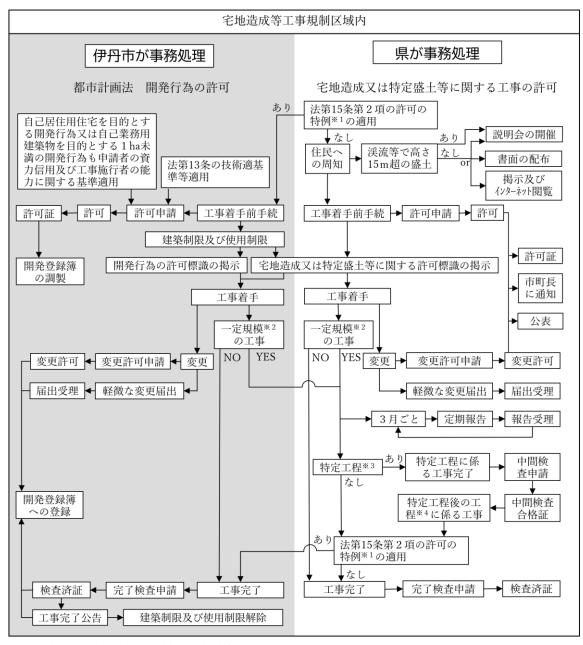
宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成若しくは特定盛土等又は特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定後に開発許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、法の許可があったものとみなされる。なお、開発許可を受けて、法の許可を受けたものとみなされる工事についても、法の中間検査及び定期の報告、標識の掲示等に関する規定が適用される。

表3-2-17 開発許可によるみなし許可となるときに適用する法の規定

規定	条項	適用	備考
住民への周知	法第11条、第29条	_	
工事の許可			
・土地所有者等の同意	法第 12 条、第 30 条	_	都市計画法の規定に従う
・許可の公表、通知等			
工事の技術的基準等	法第13条、第31条	適用	都市計画法第33条第1項第7号により引用
許可証の交付等	法第14条、第33条	_	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	法第 16 条、第 35 条	_	都市計画法の規定に従う
完了検査	法第17条、第36条	_	都市計画法の規定に従う
中間検査	法第 18 条、第 37 条	適用	
定期報告	法第19条、第38条	適用	
監督処分	法第20条、第39条	適用	
標識の掲示			都市計画に関する手続等を定める規則第6条の
	法第 49 条	適用	開発行為許可標識及び法第 49 条の宅地造成又は
			特定盛土等に関する工事の標識の両方を掲示
工事中止の届出	県規則第9条第2項	適用	
中止した工事再開の届出	県規則第9条第3項	適用	
工事廃止の届け出	県規則第9条第4項	適用	

## (2) 伊丹市における開発許可があった工事の法の規定に関する手続

伊丹市における開発許可等に関する事務は、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年条例第53号)本則の表52の部に基づき同市が処理するが、法に関する知事の権限に属する事務は県が処理する。このため、伊丹市長が開発許可した工事について、法の特例を受け、みなし許可となるときに適用する法の規定に関する手続は、県(阪神北県民局)が処理する。



- ※1 都市計画法第35条の2(変更の許可等)の規定は、特例の対象となっていないため、都市計画法の当該変更により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の対象となるときは、法の許可が新たに必要となる。
- ※2 一定規模(令第23条各号、第25条第1項)
  - ① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
  - ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
  - ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(①又は②を除く)
  - ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
  - ⑤ ①から④までのいずれのも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡を超えるもの
- ※3 特定工程(令第24条第1項)
  - 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程
- ※4 特定工程後の工程(令第24条第2項)
  - ※3の排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

図3-2-12 伊丹市の区域内における宅地造成又は特定盛土等に関する工事の流れ

## (3) 開発許可の際に法の許可を要しない工事の法の許可の特例に関する留意事項

法第 15 条第 2 項又は第 34 条第 2 項の規定は、開発許可に限り適用されるため、開発許可の際には法の許可を要する宅地造成又は特定盛土等の規模に該当せず、当該開発許可の開発行為に関する変更をすることにより、法の許可対象となる場合は、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の許可を受けても法の許可受けたものとみなされる工事ではないため、改めて当該工事の工事主が法の許可を受けなければならない。

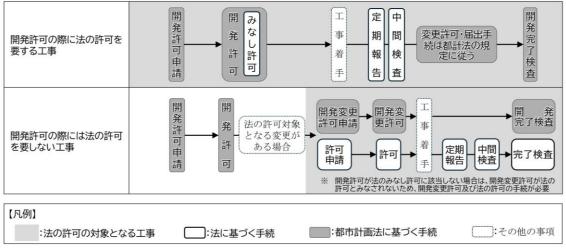


図3-2-13 開発許可の際には法の許可を要しない工事等に関する手続のイメージ

# 参考 宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内における開発許可の基準の適用

# 【都市計画法】

(開発許可の基準)

- 第33条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。
  - 七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、 地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定め られていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げ る区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下 欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の 宅地造成等工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第 1 項の特定盛 土等規制区域	津波防災地域づくりに関す る法律第 72 条第1項の津波 災害特別警戒区域
開発行為に関する工事	開発行為(宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の政令で定める規模(同法第32条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模)のものに限る。)に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項に規定する特定開発行為(同条第4項各号に掲げる行為を除く。)に関する工事
宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条の規定に適合するものであること。	宅地造成及び特定盛土等規制法第31条の規定に適合するものであること。	津波防災地域づくりに関する法律第75条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

- 十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。)又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
- 十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。)又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

### ア 宅地の防災に関する開発許可の基準

都市計画法第 33 条第1項第7号の開発許可の基準では、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等工事規制区域内の土地であるときは、当該開発行為に関する工事の計画が、法第 13 条の技術的基準等の規定に適合するものであることとされている。

また、同号の開発許可の基準において、開発区域内の土地の全部又は一部が特定盛土等規制区域内の土地であるときは、開発行為(法第 30 条第1項の政令で定める特定盛土等規制区域内で許可を要する特定盛土等の規模のものに限る。)に関する工事の計画が、法第 31 条の技術的基準等の規定に適合するものであることとされている。

### イ 申請者の資力・信用及び工事施行者の能力に関する開発許可の基準

開発行為に関する工事が法第 12 条第1項又は第 30 条第1項の許可を要するものであるときは、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為及び住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為で規模が 1 ha 未満のものであっても、都市計画法第 33 条第1項第 12 号の申請者の資力・信用に関する基準及び同項第 13 号の工事施行者の能力に関する基準が適用される。

# 【法】

(変更の許可等)

- 第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 第1項又は第2項の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可 又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

(変更の許可等)

- 第35条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第30条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第30条第2項から第4項まで、第31条から第33条まで及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 第1項又は第2項の場合における次条から第38条までの規定の適用については、第1項の許可 又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第30条第1項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

### 【省令】

(変更の許可の申請)

- 第37条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第7の申請書の正本及び副本に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第8の申請書の正本及び副本に、第7条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

- 第38条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
  - 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更(当該変更後の工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。)が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

(変更の許可の申請)

- 第67条 特定盛士等に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式 第7の申請書の正本及び副本に、第63条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛士等に関する工事の 計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第8の申請書の正本及び副本に、第63条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 (軽微な変更)
- 第68条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第38条第1項各号に掲げるものとする。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、 第38条第2項第各号に掲げるものとする

#### 【県規則】

(届出)

第9条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成、特定 盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画変更届出書(様式第3号)に、省令第7条第1項各号 又は同項第2項各号に掲げる書類のうち宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計 画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これを知事に提出しなければならない。

## 1 変更の許可の申請

既に許可を受けた宅地造成等に関する工事の内容を変更するときには、(2)に示す軽微な変更をしようとする場合を除き、変更の許可を受けなければならない。

変更の許可の申請に当たっては、変更許可申請書に宅地造成等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して当該工事を行う市町の担当窓口に、正本1部、副本2部(1部は市町の控分)の計3部を提出する。

# 2 軽微な変更の届出

次に掲げる軽微な変更をしたときは、知事に届け出なければならない。

軽微な変更の届出に当たっては、宅地造成等に関する工事の計画変更届出書(様式第3号)に宅地造成等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して当該工事を行う市町の担当窓口に、正本1部、副本2部(1部は市町の控分)の計3部を提出する。

なお、許可を受けた工事主の一般承継人(相続人、合併後存続する法人(吸収合併の場合)又は合併により新たに設立された法人(新設合併の場合))が当該許可に基づく地位を承継するときは、知事等に軽微な変更を届け出なければならない。また、工事主の特定承継人については、法に特定承継に関する規定がないため、新たに許可を受けなければならない。

- (1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更(土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)
- 3 都市計画法に基づく開発行為に関する変更の許可を受けたときの特例等 規制区域の指定後に開発許可を受けたことにより法の許可を受けたものとみなされた工事に係る都市

計画法に基づく開発行為の変更の許可又は軽微な変更の届出は、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法の変更の許可又は軽微な変更の届出とみなされる。

なお、法第15条第2項又は第34条第2項の規定は、開発許可に限り適用されるため、開発許可の際には法の許可を要する宅地造成又は特定盛土等の規模に該当せず、当該開発許可の開発行為に関する変更をすることにより、盛土規制法の許可対象となる場合は、都市計画法第35条の2第1項の許可を受けても法の許可受けたものとみなされる工事ではないため、改めて当該工事の工事主が法の許可を受けなければならない。

# 【法】

(完了検査等)

- 第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可 に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その 工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなけれ ばならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合に おいては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければな らない。
- 3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土 等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付 された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査 済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積 した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省 令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府 県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(完了検査等)

- 第36条 特定盛士等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を 完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条 第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合に おいては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければな らない。
- 3 第34条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積 した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省 令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府 県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

# 【省令】

(完了検査の申請期間)

第39条 法第17条第1項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

(完了の検査の申請)

第40条 法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第9の完了検査申請書を都道府県 知事に提出しなければならない。 (検査済証の様式)

第41条 法第17条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第10とする。

(確認の申請期間)

第42条 法第17条第4項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。 (確認の申請)

第43条 法第17条第4項の確認を申請しようとする者は、別記様式第11の確認申請書を都道府県知事 に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第44条 法第17条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第12とする。

(完了検査の申請期間)

第69条 法第36条第1項の主務省令で定める期間は、第39条に規定する期間とする。

(完了検査の申請)

第70条 法第36条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第9の完了検査申請書を都道府県 知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第71条 法第36条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第10とする。

(確認の申請期間)

第72条 法第36条第4項の主務省令で定める期間は、第42条に規定する期間とする。

(確認の申請)

第73条 法第36条第4項の検査を申請しようとする者は、別記様式第11の確認申請書を都道府県知事 に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第74条 法第36条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第12とする。

#### 【県規則】

(許可申請書等の添付書類)

第3条

- 5 法第17条第1項又は法第36条第1項の検査を申請しようとする者は、省令別記様式第9の完了 検査申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。
  - (1) 工事完了報告書
  - (2) 工事写真(工事施行中及び工事完了時のもの)
  - (3) 試験結果報告書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査
  - (1) 完了検査の申請

宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了したときは、当該工事が完了した日から4日以内に完了検査申請書(様式第9)に次に掲げる書類を添付して当該工事を行う市町の担当窓口に正本1部、写し1部(市町の控分)の計2部を提出する。

- ア 工事完了報告書(様式例10)
- イ 工事写真(工事施行中及び工事完了時のもの)
- ウ 試験結果報告書
- エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 完了検査

完了検査には、当該工事の工事監理者及び現場管理者(以下「工事監理者等」という。)が立ち会い、工事監理者等が検査員に許可の内容に適合し、適正に工事を施行したことについて説明する。

(3) 都市計画法に基づく開発行為に関する完了検査済証の交付を受けたときの特例

規制区域の指定後に開発許可を受けたことにより法の許可を受けたものとみなされた工事に係る都市計画法に基づく開発行為の完了検査済証は、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法の完了検査済証とみなされる。

# (4) 工事の一部完了検査

工事主は、許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部が完了した場合において、その完了した工事に係る宅地又は農地等を使用することについて、災害の防止上及び当該許可を受けた工事の完了していない部分の施行上支障がないと知事が認める場合は、当該完了した工事の部分について、知事に完了検査を申請することができる。

ア 工事の一部完了検査の申請に関する基準

工事主は、許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次に掲げる基準に適合するときは、当該工事の完了した部分について、完了検査を申請することができる。

- (ア) 工事の一部が完了した後も、工事の完了していない部分は、適切に工事中の防災上の措置が講じられていること。
- (4) 完了する工事の部分は、その工事が施行された土地の区域内で完結しており、工事の完了していない部分の施行に支障を及ぼさないこと。

#### イ 事前相談

完了検査を申請しようとする者は、工事の一部完了検査の可否について、事前に地域を管轄する 相談窓口に相談する。

ウ 完了検査申請書に添付する書類

工事の一部完了検査を申請するときは、次の書類を添付する。

- (ア) 工事完了時の土地の平面図(工事の完了した部分の土地及びその他工事の部分の土地を示した もの)
- (イ) 完了した工事に係る宅地又は農地等を使用することが災害の防止上支障がないことを示す書類

#### 2 土石の堆積に関する工事の完了確認

### (1) 完了確認の申請

土石の堆積に関する工事が完了したときは、その日から4日以内に確認申請書(様式第11)正本1部、写し1部(市町の控分)の計2部を当該市町の窓口に提出しなければならない。

# (2) 完了確認

完了確認には、当該工事の工事主又は工事施行者が立ち会い、確認員に適正に堆積した全ての土 石を除却していることについて説明する。

## 【法】

(中間検査)

- 第18条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等(政令で定める規模のものに限る。)に関する工事が政令で定める工程(以下この条において「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると 認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許 可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係 る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 都道府県は、第1項の検査について、宅地造成又は特定盛士等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛士等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程(当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。)として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る 工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(中間検査)

- 第37条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛士等(政令で定める規模のものに限る。) に関する工事が政令で定める工程(以下この条において「特定工程」という。)を含む場合において、当該 特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところによ り、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る 中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 都道府県は、第1項の検査について、特定盛士等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合に おいては、同項の政令で定める特定盛士等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程 (当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。) として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第1項の検査において第31条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る 工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

# 【令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛士等の規模)

第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前2号に該当する盛土又は切土を除く。)
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(特定工程等)

第24条 法第18条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設

を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第18条第3項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石 その他の資材で埋める工事の工程とする。

(中間検査を要する特定盛士等の規模等)

第32条 法第37条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

- 2 法第37条第1項の政令で定める工程は、第24条第1項に規定する工程とする。
- 3 前項に規定する工程に係る法第37条第3項の政令で定める工程は、第24条第2項に規定する工程とする。

## 【省令】

(中間検査の申請期間)

第45条 法第18条第1項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内とする。 (中間検査の申請)

第46条 法第1条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第13の中間検査申請書に検査の対象となる 特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第47条 法第18条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第14とする。

(中間検査の申請期間)

第75条 法第37条第1項の主務省令で定める期間は、第45条に規定する期間とする。

(中間検査の申請)

第76条 法第37条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第13の中間検査申請書に検査の対象となる 特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第77条 法第37条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第14とする。

## 【県規則】

(許可申請書等の添付書類)

#### 第3条

- 6 法第18条第1項又は第37条第1項の検査を申請しようとする者は、省令別記様式第13の中間検査申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。
  - (1) 特定工程終了報告書
  - (2) 工事写真(工事施行中及び特定工程終了時のもの)
  - (3) 試験結果報告書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 1 中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模は、表3-5-1に示すものとする。なお、本県では、中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模を低減していない。

表3-5-1 中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

	11121-1112
区分	対象規模
宅地造成又は	① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの
特定盛土等	② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの
	③ 切土と盛土を同時に行う場合で、高さが5mを超える崖を生ずるもの(①及
	び②を除く)
	④ ①~③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの
	⑤ ①~④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000
	m²を超えるもの

### 2 特定工程

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程(以下「特定工程」という。)を終えたときは、知事に中間検査の申請をしなければならない。この切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事とは、切土をした後の地盤面に排水施設を設置し、その排水施設を擁壁で覆うことなどにより完了検査の際に目視で検査することができなくなる排水施設を設置する工事とする。なお、本県では、特定工程を追加していない。

#### 3 中間検査の申請

宅地造成又は特定盛土等に関する許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模のものに限る。)に関する工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度当該特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に中間検査申請書(様式第13)に次に掲げる書類を添付して当該工事を行う市町の担当窓口に正本1部、写し1部(市町の控分)の計2部を提出する。

- (1) 検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図
- (2) 特定工程終了報告書(様式例11)
- (3) 工事写真(工事施行中及び特定工程終了時のもの)
- (4) 試験結果報告書
- (5) その他知事が必要と認める書類

#### 4 中間検査の実施

中間検査には、当該工事の工事監理者等が立ち会い、工事監理者等が検査員に許可の内容に適合し、適正に工事を施行したことについて説明する。

# 【法】

(定期の報告)

- 第19条 第12条第1項の許可(政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。)を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

(定期の報告)

- 第38条 第30条第1項の許可(政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る ものに限る。)を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、 当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事 項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

### 【令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

- 第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。
  - 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
  - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなる もの
  - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前二号に該当する盛土又は切土を除く。)
  - 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
  - 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

- 第25条 法第19条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。
- 2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
  - 一 高さが 5 メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平 方メートルを超えるもの
  - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メート ルを超えるもの

(定期の報告を要する特定盛士等又は土石の堆積の規模)

第33条 法第38条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第38条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

# 【省令】

(定期の報告)

- 第48条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該 工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付 近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 (定期の報告の期間)
- 第49条 法第19条第1項の主務省令で定める期間は、3月とする。

(定期の報告の報告事項)

- 第50条 法第19条第1項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、2回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。
  - 一 工事が施行される土地の所在地
  - 二 工事の許可年月日及び許可番号
  - 三 前回の報告年月日
- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況 の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - 報告の時点における盛土又は切土の高さ
  - 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
  - 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
  - 四 報告の時点における擁壁等(法第13条第1項に規定する擁壁等をいう。)に関する工事の施行 状況
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
  - 二 報告の時点における土石の堆積の面積
  - 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
  - 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

(定期の報告)

- 第78条 特定盛士等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、 当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びそ の付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならな い。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該 工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付 近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 (定期の報告の期間)
- 第79条 法第38条第1項の主務省令で定める期間は、第49条に規定する期間とする。

(定期の報告の報告事項)

第80条 法第38条第1項の主務省令で定める事項は、第50条第1項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

- 2 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、第 50条第2項各号に掲げる事項について行うものとする。
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、第 50条第3項各号に掲げる事項について行うものとする。

#### 1 定期の報告を要する宅地造成等の規模

定期の報告を要する宅地造成等の規模を表3-6-1に示す。なお、本県では、定期の報告を要する宅地造成等に関する工事の規模を低減していない。

表3-6-1 定期の報告を要する宅地造成等に関する工事の規模

10 0 1	化别V和自己安,包括地域中区的,包工事VXXX
工事区分	対象規模
宅地造成又は	① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの
特定盛土等	② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの
	③ 切土と盛土を同時に行う場合で、高さが5mを超える崖を生ずるもの(①及
	び②を除く)
	④ ①~③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの
	⑤ ①~④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000
	m <sup>®</sup> を超えるもの
土石の堆積	① 堆積の高さが 5 m超かつ面積が 1,500 m2 超となるもの
	② ①に該当しない土石の堆積で、面積が3,000㎡超となるもの

#### 2 定期の報告の期間

定期の報告を要する宅地造成等に関する工事の許可を受けた者は、当該許可を受けた日から3箇月間ごとに、知事に当該宅地造成等に関する工事の実施状況等を報告しなければならない。なお、許可を受けた日から3箇月を超えない期間内に工事が完了する場合は、当該報告を要しない。

# 3 定期の報告

定期の報告については、表3-6-2に示す事項を記載する宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(様式例12)又は土石の堆積に関する工事の定期報告書(様式例13)に表3-6-3に示す書類を添付して当該工事を行う市町の担当窓口に正本1部、副本2部(1部は市町の控分)の計3部を提出することにより行う。

表3-6-2 定期報告書に記載する事項

工事区分	記載事項
宅地造成又は	① 工事が施行される土地の所在地
特定盛土等	② 工事の許可年月日及び許可番号
	③ 前回の報告年月日(2回目以降の定期報告書に限る。)
	④ 報告の時点における盛土又は切土の高さ
	⑤ 報告の時点における盛土又は切土の面積
	⑥ 報告の時点における盛土又は切土の土量
	⑦ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	① 工事が施行される土地の所在地
	② 工事の許可年月日及び許可番号
	③ 前回の報告年月日(2回目以降の定期報告書に限る。)
	④ 報告の時点における土石の堆積の高さ
	⑤ 報告の時点における土石の堆積の面積
	⑥ 報告の時点における堆積されている土石の土量
	⑦ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土
	量(1回目の報告は許可時点からの土量を記載する。)

表3-6-3 定期報告書に添付する書類

書類
① 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明ら
かにする写真
② 報告の時点における盛土又は切土をしている土地の平面図(①の撮影位置を
明示すること。)
③ 報告の時点における盛土又は切土をしている土地の断面図
④ 報告の時点における盛土又は切土をしている土地の求積図
⑤ 報告の時点における盛土又は切土の土量計算書
⑥ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにする写真
① 報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明ら
かにする写真その他の書類
② 報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積を行っている土地の平
面図(①の撮影位置を明示すること。)
③ 報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積を行っている土地の断
面図
④ 報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積を行っている土石の堆
積に関する求積図
⑤ 報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積を行っている土石の堆
積に関する土量計算書

## 【県規則】

(届出)

#### 第9条

- 2 法第12条第1項又は第30条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 (法第15条又は第34条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。以下この 項において同じ。)を受けた者は、当該許可に係る工事を中止しようとするときは、あらかじ め、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止届出書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え て、これを知事に提出しなければならない。
- (1) 災害防止計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 前項の届出をした者は、当該中止した工事を再開しようとするときは、あらかじめ、宅地造成 又は特定盛土等に関する工事の再開届出書(様式第5号))に次に掲げる書類を添えて、これを 知事に提出しなければならない。
  - (1) 災害防止計画書
  - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 4 法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可(法第15条又は第34条の規定により、当該 許可を受けたものとみなされるものを含む。以下この項において同じ。)を受けた者は、当該許 可に係る工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に 関する工事の廃止届出書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなけれ ばならない。
  - (1) 災害防止計画書
  - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止の届出

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可(法第 15 条又は第 34 条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)を受けた者が、当該工事を中止しようとするときは、当該工事を行う市町の担当窓口に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止届出書(様式第 4 号)に次に掲げる書類を添えて、正本 1 部、副本 2 部 (1 部は市町の控分)の計 3 部を提出する。

- (1) 災害防止計画書
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開の届出

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止の届出をした者が、中止した当該工事を再開しようとするときは、当該工事を行う市町の担当窓口に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開届出書 (様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、正本1部、副本2部 (1部は市町の控分)の計3部を提出する。

- (1) 災害防止計画書
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 宅地造成等に関する工事の廃止の届出

宅地造成等に関する工事の許可(法第 15 条又は第 34 条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)を受けた者が、当該工事を廃止しようとするときは、当該工事を行う市町の担当窓口に、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の廃止届出書(様式第 6 号)に次に掲げる書類を添えて、正本 1 部、副本 2 部 (1 部は市町の控分)の計 3 部を提出する。

- (1) 災害防止計画書
- (2) その他知事が必要と認める書類

- 第8節 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出
  - 1 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出

# 【法】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

- 第27条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第29条第1項又は第2項 の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出を したものとみなす。

(変更の届出等)

- 第28条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前条第5項の規定により同条第1項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(標識の掲示)

第49条 第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

# 【省令】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)

- 第58条 特定盛士等に関する工事について、法第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、 別記様式第19の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
  - 一 第7条第1項第1号及び第6号から第8号までに掲げる書類(この場合において、同項第1号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第7号及び第8号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。)
  - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に 必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第20の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
  - 一 第7条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる書類(この場合において、同項第1号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第5号及び第6号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。)
  - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に 必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

第59条 法第27条第2項(法第28条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規

定による公表は、第9条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛士等又は十石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第60条 法第27条第2項の主務省令で定める事項は、第54条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

(変更の届出)

- 第61条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、 別記様式第21の届出書に、第58条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の 変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第22の届出書に、第58条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

#### (標識の様式及び記載事項)

- 第87条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第23によるものとする。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第24 によるものとする。
- 3 法第49条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
  - 三 工事施行者の氏名又は名称
  - 四 現場管理者の氏名又は名称
  - 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
  - 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
  - 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
  - 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
  - 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
  - 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

#### 【県規則】

(許可申請書等の添付書類)

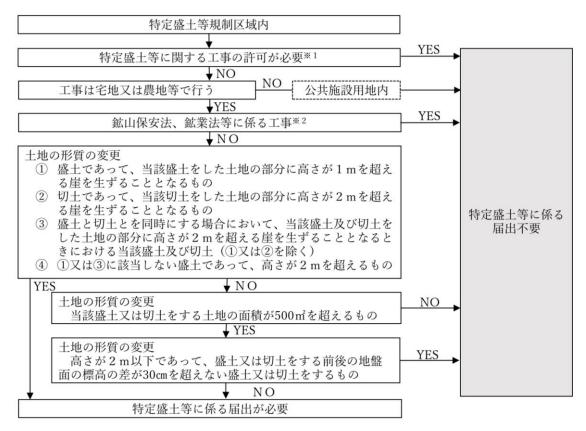
- 第3条 省令第7条第1項第12号又は第63条第1項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 土地の登記事項証明書
  - (2) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面(この条及び第10条第3号において「地図等」という。)の写し
- 2 省令第7条第2項第10号又は第63条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 土地の登記事項証明書
  - (2) 地図等の写し
- 3 省令第58条第1項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号及び第2号に掲げるもの
  - (2) その他知事が必要と認める書類
- 4 省令第58条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 第2項各号に掲げる書類のうち、同項第1号及び第2号に掲げるもの
  - (2) その他知事が必要と認める書類

#### (1) 届出書の提出

# ア 特定盛土等に関する工事

工事主は、 特定盛土等規制区域内において、法第30条第1項の規定による許可を要しないものであって、宅地造成等工事規制区域内において許可を要する特定盛土等に関する工事を行う場合は、 その工事に着手する日の30日前までに、知事に届け出なければならない。

届出書は、所定の様式に必要書類等を添付し、当該工事を行う市町の担当窓口に、正本1部、副本2部(1部は市町の控分)の計3部を提出する。



- ※1 「1 許可を要する工事」参照
- ※2 「2 許可を要しない宅地造成等に関する工事」参照

図3-8-1 特定盛土等に関する工事の法第27条第1項の届出要否判断フロー

(ア) 特定盛士等に関する工事の届出書に添付する書類 特定盛士等に関する工事の届出は、特定盛士等に関する工事の届出書(様式第19)に表3-8 -1に示す書類を添付しなければならない。

表3-8-1 特定盛士等に関する工事の法第27条第1項の届出書に添付する書類

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令*1
委任状	委任する手続の内容及び委任する相手方	県規則第3条第3項第2号
土地等の状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明	省令第58条第1項第1号
	らかにする写真	(省令第7条第1項第6号)
届出者の証明書	届出をしようとする者が個人であるときは、住民票の写し 若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので あって、氏名及び住所を証する書類	省令第58条第1項第1号 (省令第7条第1項第7号)
	届出をしようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	省令第58条第1項第1号 (省令第7条第1項第8号)

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令*1
土地の登記事項証明書	届出日の3箇月以内の工事をしようとする土地の登記事項 証明書	県規則第3条第3項第1号 (県規則第3条第1項第1号)
不動産登記法第14条地図等	届出日の3箇月以内の不動産登記法第 14 条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しに申請する土地の境界を朱書で記載	県規則第3条第3項第1号 (県規則第3条第1項第2号)
図面	表3-8-2に示す図書	省令第 58 条第 1 項第 1 号 (省令第 7 条第 1 項第 1 号)、 県規則第 3 条第 3 項第 2 号
その他知事が必要と認め る書類	知事が必要と認める図書については、係員の指示に従い提 出すること	県規則第3条第3項第2号

※1 ( )内には根拠法令の引用元を記載する。

表3-8-2 特定盛士等に関する工事の法第27条第1項の届出書に添付する図面

表 3 - 8 - 2 特		]する工事の法第27条第1項の届出書に添付する	
図面の種類	縮尺	明示すべき事項等	根拠法令*1
位置図	1/10,000 以上	<ol> <li>方位</li> <li>道路及び目標となる地物</li> <li>土地の境界線(朱書)</li> </ol>	省令第58条第1項第1号 (省令第7条第1項第1号)
地形図	1/2,500以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の境界線(朱書)</li> <li>地形(2mの標高差を示す等高線)</li> </ol>	省令第58条第1項第1号 (省令第7条第1項第1号)
土地の平面図	1/2,500 以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の境界線(朱書)</li> <li>盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置</li> <li>土地の断面図と照合できる記号</li> <li>植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨</li> <li>擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設が申請書と照合できる番号</li> </ol>	省令第58条第1項第1号 (省令第7条第1項第1号)
土地の求積図	1/500 以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の面積</li> <li>宅地又は農地等における盛土又は切土をする 土地の面積</li> </ol>	県規則第3条第3項第2号
土量の求積図	1/500 以上	1. 盛土及び切土の土量の求積図及び算式	県規則第3条第3項第2号
土地の断面図	1/2,500 以上	1. 盛土又は切土をする前後の地盤面(高低差の 著しい箇所)	省令第58条第1項第1号 (省令第7条第1項第1号)
排水施設の平面図	1/500 以上	<ol> <li>排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向</li> <li>吐口の位置及び放流先の名称</li> </ol>	省令第 58 条第 1 項第 1 号 (省令第 7 条第 1 項第 1 号)
崖の断面図	1/50 以上	1. 崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ。擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。) 2. 盛土又は切土をする前の地盤面 3. 崖面の保護の方法	省令第58条第1項第1号 (省令第7条第1項第1号)
擁壁の断面図	1/50 以上	<ol> <li>2. 擁壁の寸法及び勾配</li> <li>2. 擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>3. 裏込めコンクリートの寸法</li> <li>4. 透水層の位置及び寸法</li> <li>5. 擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>6. 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置</li> <li>7. 材料及び寸法</li> </ol>	省令第58条第1項第1号 (省令第7条第1項第1号)

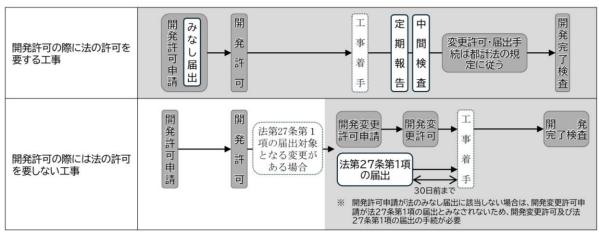
図面の種類	縮尺	明示すべき事項等	根拠法令*1
擁壁の背面図	1/50 以上	1. 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並 びに透水層の位置及び寸法	省令第 58 条第 1 項第 1 号 (省令第 7 条第 1 項第 1 号)
崖面崩壊防止施設 の断面図	1/50以上	<ol> <li>「基面崩壊防止施設の寸法及び勾配</li> <li>「基面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法</li> <li>「基面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面</li> <li>基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法</li> </ol>	省令第58条第1項第1号 (省令第7条第1項第1号)
崖面崩壊防止施設 の背面図	1/50 以上	<ol> <li>1. 崖面崩壊防止施設の寸法</li> <li>2. 水抜穴の位置</li> <li>3. 材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法</li> <li>4. 水抜穴及び透水層に係る事項(必要に応じて記載する。)</li> </ol>	省令第58条第1項第1号 (省令第7条第1項第1号)

※1()内には根拠法令の引用元を記載する。

## (イ) 開発許可を申請したときの特例

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について開発許可を申請したときは、当該特定盛土等に関する工事については、法第27条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

また、当該法第27条第1項の届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可の申請は、当該工事に係る法第28条第1項の規定による届出とみなす。法第27条第5項の規定は、開発許可の申請に限り適用されるため、開発許可の際には法第27条第1項の届出を要する特定盛土等の規模に該当せず、当該開発許可の開発行為に関する変更をすることにより、当該届出の対象となる場合は、都市計画法第35条の2第1項の許可を申請しても当該届出をしたものとみなされる工事ではないため、改めて当該工事の工事主が届出なければなければならない。



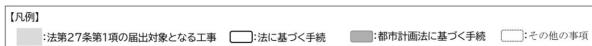
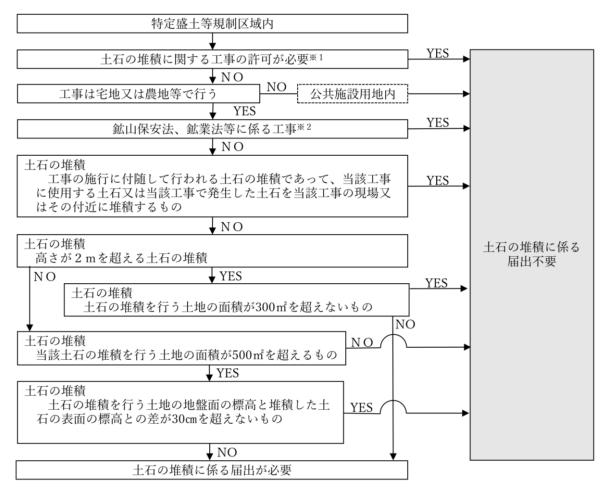


図3-8-2 開発許可の際には法第27条第1項の届出を要しない工事に関する手続のイメージ

# イ 土石の堆積に関する工事

工事主は、 特定盛士等規制区域内において、法第30条第1項の規定による許可を要しないものであって、宅地造成等工事規制区域内において許可を要する土石の堆積に関する工事を行う場合は、その工事に着手する日の30日前までに、知事に届け出なければならない。

届出書は、所定の様式に必要書類等を添付し、当該工事を行う市町の担当窓口に、正本1部、副本 2部(1部は市町の控分)の計3部を提出する。



- ※1 「1 許可を要する工事」参照
- ※2 「2 許可を要しない宅地造成等に関する工事」参照

図3-8-3 土石の堆積に関する工事の法第27条第1項の届出要否判断フロー

(ア) 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する書類

土石の堆積に関する工事の届出は、土石の堆積に関する工事の届出書(様式第20)に表3-8-3に示す書類を添付しなければならない。

表3-8-3 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する書類

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令*1
委任状	委任する手続の内容及び委任する相手方	県規則第3条第4項第2号
土地等の状況写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況	省令第58条第2項第1号
	を明らかにする写真	(省令第7条第2項第4号)
届出者の証明書	届出者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カー	省令第58条第2項第1号
	ドの写し等により、氏名及び住所を証する書類	(省令第7条第2項第5号)
	届出者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票 の写しや個人番号カードの写し等により、役員の氏 名及び住所を証する書類	省令第58条第2項第1号 (省令第7条第2項第6号)
土地の登記事項証明書	届出日の3箇月以内の工事をしようとする土地の登 記事項証明書	県規則第3条第4項第1号 (県規則第3条第2項第1号)
不動産登記法第 14 条地図等	届出日の3箇月以内の不動産登記法第14条第1項に 規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ず る図面の写しに申請する土地の境界を朱書で記載	県規則第3条第4項第1号 (県規則第3条第2項第2号)

書類の種類	明示すべき事項等	根拠法令*1
図面	表3-8-4に示す図書	省令第58条第2項第1号
		(省令第7条第2項第1号)、
		県規則第3条第4項第2号
土量計算書	土石の堆積の最大積載土量の計算	県規則第3条第4項第2号
工程表	土石の堆積の工事に係る土地の整地などの準備から	
	堆積した全ての土石を除却してそれについての知事	県規則第3条第4項第2号
	の確認を申請するまでの工程を示す工程表	
その他知事が必要と認める書類	知事が必要と認める図書については、係員の指示に	
	従い提出すること	県規則第3条第4項第2号 

※1()内には根拠法令の引用元を記載する。

表3-8-4 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する図面

図面の種類	縮尺	明示すべき事項等	根拠法令*1
位置図	1/10,000以上	<ol> <li>方位</li> <li>道路及び目標となる地物</li> <li>土地の境界線(朱書)</li> </ol>	省令第 58 条第 2 項第 1 号 (省令第 7 条第 2 項第 1 号)
地形図	1/2,500 以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の境界線(朱書)</li> <li>地形(2mの標高差を示す等高線)</li> </ol>	省令第58条第2項第1号 (省令第7条第2項第1号)
土地の平面図	1/2,500以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の境界線(朱書)</li> <li>勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li> <li>空地の位置(申請書と照合できるように番号を付すること。)</li> <li>柵その他これに類するものを設置する位置及び当該措置の内容</li> <li>雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容(申請書と照合できるように番号を付すること。)</li> <li>堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容(申請書と照合できるように番号を付すること。)</li> <li>断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号</li> </ol>	省令第58条第2項第1号 (省令第7条第2項第1号)
土地の求積図	1/2,500 以上	<ol> <li>方位</li> <li>土地の面積</li> <li>宅地又は農地等における土石を堆積する土地の面積</li> </ol>	県規則第3条第4項第2号
土地の断面図	1/2,500 以上	1. 土石の堆積を行う土地の地盤面	省令第58条第2項第1号 (省令第7条第2項第1号)
土石の断面図	1/500 以上	1. 土石の堆積の高さ	県規則第3条第4項第2号

※1 ( ) 内には根拠法令の引用元を記載する。

# (2) 変更の届出

法第27条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛士等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の30日前までに、当該変更後の工事の計画を知事に届け出なければならない。届出書は、所定の様式に法第27条第1項の規定による届出の必要書類のうち工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付し、当該工事を行う市町の担当窓口に、正本1部、副本2部(1部は市町の控分)の計3部を提出する。

なお、法第28条第1項の軽微な変更について定めるものはない。これは、工事主や工事施行者等に関する現況情報が分からず、円滑に命令を発することができないといった事態や、知らぬ間に工事期間が延長され、恒常的に土石が堆積されていても知事が把握できないといった事態が生じることを防ぐためである。このため、法第27条第1項の規定による届出をした者は、工事主の氏名の変更等も含め変更の届出を行う必要がある。

# (3) 標識の掲示

工事の届出をした工事主又は開発許可を申請したことにより法の特定盛土等に関する工事の届出を したものとみなされる者は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、省令様式23又は様式24による標 識を掲げなければならない。 2 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の公表等

# 【法】

(特定盛士等又は十石の堆積に関する工事の届出等)

#### 第27条

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛士等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第9条 法第12条第4項(法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規 定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項) 第54条 法第21条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

第59条 法第27条第2項(法第28条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規 定による公表は、第9条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第60条 法第27条第2項の主務省令で定める事項は、第54条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

#### (1) 届出の公表

知事は、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を受理したときは、次の事項をインターネットを利用して公表する。

- ア 工事主の氏名又は名称
- イ 特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地及び位置図
- ウ 工事の届出年月日
- エ 工事施行者の氏名又は名称
- オ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- カ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- キ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ク 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

# ケ 崖面崩壊防止施設の有無

# (2) 災害の防止のため必要な措置に関する勧告及び命令

届出に係る工事については、法の許可対象とはならないが、当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う 災害の防止のため必要があるときには、知事は、届出を受理した日から 30 日以内に限り、当該届出を した者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

知事が届出を受理した日から 30 日以内に、当該届出をした者に対し当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告したときは、当該届出をした日から 30 日以上が経過しても、勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかった場合は、知事は、その者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### 第9節 工事等の届出

1 宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関する工事の届出

# 【法】

(工事等の届出)

- 第21条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている 宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から21日以内に、主務省令で定めるとこ ろにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

# (工事等の届出)

- 第40条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土 等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から21日以内に、主務省令で定め るところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

## (経過措置)

- 第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の宅地造成等規制法(以下この条において「旧法」という。)第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域(以下この項及び次項において「旧宅地造成工事規制区域」という。)の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日(第3項において「施行日」という。)から起算して2年を経過する日(その日までにこの法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「新法」という。)第10条第4項の規定による公示がされた新法第4条第1項の都道府県の区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあっては、当該公示の日の前日)までの間(次項において「経過措置期間」という。)は、なお従前の例による。
- 2 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧法第8条第 1項本文(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可(経過措置期間の経過前にされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を含む。)を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

# 【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

- 第52条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第15の届出書を提出しなければならない。
- 2 前項の届出書が令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	

地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの 標高差を示すものとする こと。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土 をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施 設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンド アンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を 行う必要がない場合は、 その旨を付すること。

- 3 土石の堆積に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様 式第16の届出書を提出しなければならない。
- 4 前項の届出書が令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の 状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの
		標高差を示すものとする
		こと。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の	植栽、芝張り等の措置を
	1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防	行う必要がない場合は、
	止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内	その旨を付すること。
	容、空地の位置、柵その他これに類するものを設	
	置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除す	
	る措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆	
	積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措	
	置を講ずる位置及び当該措置の内容	

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法) 第53条 法第21条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うも のとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項) 第54条 法第21条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法)

- 第82条 特定盛士等に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第15の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第52条第2項の規定を準用する。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式16の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第52条第4項の規定を準用する。 (特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係

る公表の方法)

第83条 法第40条第2項の規定による公表は、第53条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第84条 法第40条第2項の主務省令で定める事項は、第54条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

#### (1) 届出の対象者

次に掲げる工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に、当該工事について知事に届け出なければならない。工事が行われているかどうかを判断するための工事着手の時点については、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ若しくは資材の購入の段階ではなく、工事を行う土地において設計図書等と照合して行う最初のくい打ちなどの土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点とする。

- ア 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該区域内において行われている法第12条第1項の許可を要する宅地造成等に関する工事
- イ 特定盛土等規制区域の指定の際、当該区域内において行われている法第30条第1項の許可又は法第2 7条第1項の届出を要する特定盛十等又は十石の堆積に関する工事

#### (2) 届出の提出

工事の届出書は、所定の様式に必要書類等を添付し、当該工事を行う市町の担当窓口に、正本1部、 副本2部(1部は市町の控分)の計3部を提出する。

なお、法附則〔令和4年5月27日法律第55号〕第2条第2項の規定により改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文(同条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可(経過措置期間の経過前にされた都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を含む。)を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例によるため、当該届出を要さない。

ア 宅地造成又は特定盛士等に関する工事の届出書に添付する書類

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出が、表 3-9-1 に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものであるときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(様式第15)に表 3-9-2 に示す書類を添付して行わなければならない。

表3-9-1 届出書に図書の添付を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

区分	対象規模
宅地造成又は特定盛土等	<ul> <li>① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの</li> <li>② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの</li> <li>③ 切土と盛土を同時に行う場合で、高さが5mを超える崖を生ずるもの(①及び②を除く)</li> <li>④ ①~③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの</li> <li>⑤ ①~④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの</li> </ul>

表3-9-2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書に添付する図面

書類の種類	明示すべき事項等
土地等の状況写真な	宅地造成又は特定盛土等に関する工事をしている土地及びその付近の状況を
ど	明らかにする写真その他の書類
位置図	1. 縮尺
	2. 方位
	3. 道路及び目標となる地物
地形図	1. 縮尺
	2. 方位

書類の種類	明示すべき事項等
	<ul><li>3. 土地の境界線(朱書)</li><li>4. 地形(2mの標高差を示す等高線)</li></ul>
土地の平面図	1. 縮尺 2. 方位 3. 土地の境界線(朱書) 4. 盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施 設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 5. 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨

# イ 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する書類

土石の堆積に関する工事の届出が、表3-9-3に掲げる規模の土石の堆積に関する工事に係るものであるときは、土石の堆積に関する工事の届出書(様式第16)に表3-9-4に示す書類を添付して行わなければならない。

表3-9-3 届出書に図書の添付を要する土石の堆積の規模

工事区分	対象規模
土石の堆積	① 堆積の高さが5m超かつ面積が1,500m型となるもの
	② ①に該当しない土石の堆積で、面積が 3,000 ㎡超となるもの

表3-9-4 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する図面

書類の種類	明示すべき事項等	
土地等の状況写真	土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書	
など	類	
位置図	1. 縮尺	
	2. 方位	
	3. 道路及び目標となる地物	
地形図	1. 縮尺	
	2. 方位	
	3. 土地の境界線(朱書)	
	4. 地形(2mの標高差を示す等高線)	
土地の平面図	1. 縮尺	
	2. 方位	
	3. 土地の境界線(朱書)	
	4. 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措	
	置を講ずる位置及び当該措置の内容	
	5. 空地の位置	
	6. 柵その他これに類するものを設置する位置及び当該措置の内容	
	7. 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内	
	容	
	8. 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当	
	該措置の内容	

## (3) 届出の公表

知事は、宅地造成等に関する工事の届出を受理したときは、次の事項をインターネットを利用して 公表する。

- ア 工事主の氏名又は名称
- イ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地及び位置図
- ウ 工事の届出年月日

- エ 工事施行者の氏名又は名称
- オ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- カ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- キ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ク 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ケ 崖面崩壊防止施設の有無

2 擁壁等に関する工事の届出

#### 【法】

(工事等の届出)

#### 第21条

3 宅地造成等工事規制区域内の土地(公共施設用地を除く。以下この章において同じ。)において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。)は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出)

#### 第40条

3 特定盛土等規制区域内の土地(公共施設用地を除く。以下この章において同じ。)において、擁 壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第30条第1項若しくは第35 条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出 をした者を除く。)は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、 その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

# 【令】

(届出を要する工事)

- 第26条 法第21条第3項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2メートル を超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の 工事とする。
- 2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端(当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。)との垂直距離によるものとする。

(届出を要する工事)

第34条 法第40条第3項の政令で定める工事は、第26条第1項に規定する工事とする。この場合においては、同条第2項の規定を準用する

(定義等)

#### 第1条

4 擁壁の前面の上端と下端 (擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

#### 【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第55条 法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第17の届出書を提出しなければならない。

(擁壁等に関する工事の届出)

第85条 法第40条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第17の届出書を提出しなければならない。

#### (1) 届出の対象者

次に掲げる者は、その工事に着手する日の14日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。 ア 宅地造成等工事規制区域内の土地(公共施設用地を除く。)において、擁壁若しくは崖面崩壊防止 施設で高さが  $2 \, \text{m}$ を超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい若しくはグラウンドアンカーその他の土留の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者(法第12条第  $1 \, \text{項若し}$  くは法第16条第  $1 \, \text{項の許可を受け、又は同条第 } 2 \, \text{項の規定による届出をした者を除く。)}$ 

イ 特定盛土等規制区域内の土地(公共施設用地を除く。)において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい若しくはグラウンドアンカーその他の土留の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者(法第30条第1項若しくは法第35条第1項の許可を受け、又は法第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。)

# (2) 届出書の提出

届出は、擁壁等に関する工事の届出書(様式第17)を当該工事を行う市町の担当窓口に、正本1部、 副本2部(1部は市町の控分)の計3部を提出して行う。 3 公共施設用地の転用の届出

## 【法】

(工事等の届出)

#### 第21条

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

#### (工事等の届出)

#### 第40条

4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

## 【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第56条 法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第18の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

第86条 法第40条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第18の届出書を提出しなければならない。

#### (1) 届出書の対象

次に掲げる者は、その公共施設用地を宅地又は農地等に転用した日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- ア 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(法第12条第1項若しくは法第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。)
- イ 特定盛士等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(法第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は法第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。)

# (2) 届出書の提出

届出は、公共施設用地の転用の届出書(様式第18)を当該工事を行う市町の担当窓口に正本1部、副本2部(1部は市町の控分)の計3部を提出して行う。

#### 【省令】

(法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第88条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)若しくは第6条の2第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第1項の認定(同法第4条第1項の変更の認定を含む。)を受けようとする者は、その計画が法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

#### 【県規則】

(法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を要しないことの証明書の交付の申請)

- 第10条 省令第88条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。
  - (1) 位置図(縮尺25,000分の1以上のもの)
  - (2) 土地の登記事項証明書
  - (3) 地図等の写し
  - (4) 土地の平面図 (縮尺2,500分の1以上のもの)
  - (5) 土地の求積図
  - (6) 土地の断面図 (縮尺2,500分の1以上のもの)
  - (7) 土地及びその付近の状況を明らかにする写真
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

省令第 88 条に基づき建築基準法の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の畜舎建築利用計画の認定を受けようとする者の求めに応じて、知事が交付する書面は、その計画が法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の許可を受けることを要しないことを証する宅地造成等工事許可不要証明書とする。

#### 1 証明する事項

建築基準法の規定による確認済証の交付を受けようとする建築物の敷地又は畜舎建築利用計画の認定を受けようとする土地の全部又は一部において、その計画に伴い行う盛土若しくは切土又は土石の堆積に関する工事について、許可を要しないことを証明する。

なお、宅地造成等工事許可不要証明書は、当該計画に伴い実施する盛土若しくは切土又は土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を要しないことを証する書面であり、当該土地における既存の盛土若しくは切土をされた土地又は堆積された土石について、法の適法性及び安全性を証するものではない。

#### 2 証明書の交付申請

宅地造成等工事許可不要証明書の申請は、宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書(様式第7号)に、当該申請に係る書類を添えて、当該工事を行う市町の担当窓口に正本1部、副本2部(1部は市町の控分)の計3部を提出する。

# 3 申請書に添付する書類

宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書(様式第7号)には、表3-10-1に示す書類を添付しなければならない。

表 3-10-1 宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書に添付する書類

書類の種類	明示すべき事項等
位置図 (縮尺 25,000 分の 1 以上のもの)	1. 縮尺 2. 方位 2. 首略及び日標 lota z Hutton
Lul, o aventer Territati	3. 道路及び目標となる地物 4. 土地の境界線(朱書)
土地の登記事項証明書	申請書提出日の3箇月以内の工事をしようとする土地の登記事項証明 書
不動産登記法第 14 条地図等	申請書提出日の3箇月以内の不動産登記法第 14 条第1項に規定する 地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しに申請する土 地の境界を朱書で記載
土地の平面図	1. 縮尺
(縮尺 2,500 分の 1 以上のもの)	2. 方位
	3. 土地の境界線(朱書)
	4. 宅地、農地等及び公共施設用地の位置
	5. 盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、
	排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土
	留の位置
	6. 予定建築物等の敷地の形状
	7. 敷地に係る予定建築物等の用途
	8. 土地の断面図と照合できる記号
土地の求積図	1. 縮尺
	2. 方位
	3. 土地の面積
	4. 定建築物等の敷地の面積
土地の断面図	1. 縮尺
(縮尺 2,500 分の 1 以上のもの)	2. 盛土又は切土をする前後の地盤面(高低差の著しい箇所)
Lul bla - Us No tra-le	3. 堆積する土石の断面図
土地等の状況写真	土地及びその付近の状況を明らかにする写真
その他知事が必要と認める書類	1. 表 3 - 10 - 2 に示す書類
	2. 委任状
	3. その他知事が必要と認める図書については、係員の指示に従い提
	出すること

表3-10-2 許可が不要となる工事ごとの宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書に添付する書類

法	令	工事の内容	書類の種類		
	第 2	法第2条第1号の公共施設用地内において行う 工事	公共施設用地内において行う工事であるこ とを証する書類		
法第2条	号から第4号	令第3条の土地の形質の変更又は令第4条の土 石の堆積に該当しない規模の工事	盛土若しくは切土又は土石の堆積をする土 地の求積図		
法 第 30 条	第 1 項	特定盛土等規制区域内における許可を要しない 盛土若しくは切土又は土石の堆積の規模の工事			

法	令	工事の内容	書類の種類
法     令第5条	第 1 号	鉱山保安法第 13 条第1項の届出又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第1項若しくは第 48 条 第1項若しくは第2項の命令の実施に係る工事	申請に係る工事が令第5条第1の工事に該 当することを証する書類
第 5	第 2 号	鉱業法第 63 条第1項の届出、又は同条第2項 (同法第87条において準用する場合を含む。) 若しくは同法第 63 条の2第1項若しくは第2 項の認可(同法第 63 条の3の規定により同法 第 63 条の2第1項又は第2項の規定により施 業案の認可を含む。) に係る施業案の実施に係る工事	申請に係る工事が令第5条第2号の工事に 該当することを証する書類
· 余	第 3 号	採石法第33条若しくは第33条の5第1項の認可又は同法第33条の13若しくは第33条の17の命令の実施に係る工事	申請に係る工事が令第5条第3号の工事に 該当することを証する書類
	第 4 号	砂利採取法第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の認可又は同法第 23 条の命令の実施に係る工事	申請に係る工事が令第5条第4号の工事に 該当することを証する書類
	第 1 号	土地改良法第2条第2項の土地改良事業、同法 第15条第2項の土地改良事業に附帯する事業 (農業集落排水施設整備事業を含む。) 又は土 地改良事業に準ずる事業に係る工事	申請に係る工事が省令第8条第1号の工事 に該当することを証する書類
	第 2 号	火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の 許可若しくは同条第2項の届出をした者が行う 火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第 12条第1項の許可若しくは同条第2項の届出 に係る工事又は同法第27条第1項の許可に係 る工事	申請に係る工事が省令第8条第2号の工事に該当することを証する書類
第 5	第 3 号	家畜伝染病予防法第 21 条第1項若しくは第4 項又は同法第 23 条第1項若しくは第3項(同 法第 46 条第1項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。) に係る工事	申請に係る工事が省令第8条第3号の工事 に該当することを証する書類
	第 4 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6 項若しくは第14条第6項の許可若しくは市町 村の委託(非常災害時における市町村から委託 を受けた者による委託を含む。)を受けて一般 廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可 若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1 項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第 15条の2の6第1項の許可に係る工事	申請に係る工事が省令第8条第4号の工事 に該当することを証する書類
令 第 8	第5号	土壌汚染対策法第 16 条第1項の規定による届 出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法 第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を 受けた者が行う当該許可に係る工事	申請に係る工事が省令第8条第5号の工事に該当することを証する書類

法	令	工事の内容	書類の種類
	第6号	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の除去土壌等の保管に係る工事	申請に係る工事が省令第8条第6号の工事 に該当することを証する書類
	第 7 号	森林の施業を実施するために必要な作業路網の 整備に関する工事	申請に係る工事が省令第8条第7号の工事 に該当することを証する書類
	第8号	国若しくは地方公共団体又は次の法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ① 地方住宅供給公社 ② 土地開発公社 ③ 日本下水道事業団 ④ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑤ 独立行政法人水資源機構 ⑥ 独立行政法人都市再生機構	申請に係る工事が省令第8条第8号の工事 に該当することを証する書類
	第 9 号	宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの	盛土又は切土をする土地の求積図
	第 10 号 イ	令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の 堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの に関する工事	土石の堆積をする土地の求積図
	第 10 号 口	令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の 堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石 の表面の標高との差が 30cm を超えないものに 関する工事	
	第 10 号 ハ	工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で 発生した土石を当該工事の現場又はその付近に 堆積するものに関する工事	1. 主となる工事内容の説明書 2. 主となる工事の工事現場の位置及び施工期間が分かる施工計画書等の書類

#### 第11節 手数料

#### 【地方自治法】

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

## 【使用料及び手数料徴収条例(平成12 年兵庫県条例第12 号)】

(使用料及び手数料の徴収)

# 第2条

2 県は、地方自治法第227条の規定により、特定の者のためにする事務につき、別表第2から別表第4までに定める手数料を徴収する。

法の申請に係る手数料は、地方自治法に基づき、法の事務を行う地方公共団体が定めることとなっている。よって、指定都市、中核市及び事務処理市は、それぞれ手数料条例を別に定めている。

1 宅地造成等に関する工事の許可等の手数料 兵庫県における法の宅地造成等に関する工事の許可等の手数料を表3-11-1に示す。

表 3-11-1 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する手数料

No.	内容等	宅地造成等の面積等	手数料の額
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許	(盛土又は切土をする土地の面積)	
	可申請	0.05ha 以内	13,000円
	(法第12条第1項又は第30条第1項)	0.05ha を超え 0.10ha 以内	24,000 円
		0.10ha を超え 0.20ha 以内	36,000 円
		0. 20ha を超え 0. 30ha 以内	54,000 円
		0.30ha を超え 0.50ha 以内	66,000 円
		0.50ha を超え 1.00ha 以内	90,000円
		1.00ha を超え 2.00ha 以内	144,000 円
		2.00ha を超え 4.00ha 以内	218,000円
		4.00ha を超え 7.00ha 以内	346,000 円
		7.00ha を超え 10.00ha 以内	488,000円
		10.00ha を超えるもの	630,000 円
2	土石の堆積に関する工事の許可申請	(土石の堆積を行う土地の面積)	
	(法第12条第1項又は第30条第1項)	0. 05ha 以内	11,000円
		0.05ha を超え 0.10ha 以内	13,000円
		0.10ha を超え 0.20ha 以内	16,000円
		0. 20ha を超え 0. 30ha 以内	19,000円
		0.30ha を超え 0.50ha 以内	28,000円
		0.50ha を超え 1.00ha 以内	31,000円
		1.00ha を超え 2.00ha 以内	38,000円
		2.00ha を超え 4.00ha 以内	52,000円
		4.00ha を超え 7.00ha 以内	72,000円
		7.00ha を超え 10.00ha 以内	100,000円
		10.00ha を超えるもの	130,000円

No.	内容等	宅地造成等の面積等	手数料額
3	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変	(計画の変更に係る盛土又は切土を	
	更の許可申請	する土地の面積)	
	(法第16条第1項又は第35条第1項)	0.05ha 以内	13,000円
		0.05ha を超え 0.10ha 以内	24,000円
		0.10ha を超え 0.20ha 以内	36,000円
		0.20ha を超え 0.30ha 以内	54,000円
		0.30ha を超え 0.50ha 以内	66,000円
		0.50ha を超え 1.00ha 以内	90,000円
		1.00ha を超え 2.00ha 以内	144,000 円
		2.00ha を超え 4.00ha 以内	218,000円
		4.00ha を超え 7.00ha 以内	346,000 円
		7.00ha を超え 10.00ha 以内	488,000円
		10.00ha を超えるもの	630,000円
		その他のもの	10,000円
4	土石の堆積に関する工事の変更の許可申請	(計画の変更に係る土石の堆積をす	
	(法第 16 条第1項又は第 35 条第1項)	る土地の面積)	
		0.05ha 以内	11,000円
		0.05ha を超え 0.10ha 以内	13,000 円
		0.10ha を超え 0.20ha 以内	16,000円
		0.20ha を超え 0.30ha 以内	19,000円
		0.30ha を超え 0.50ha 以内	28,000円
		0.50ha を超え 1.00ha 以内	31,000円
		1.00ha を超え 2.00ha 以内	38,000円
		2.00ha を超え 4.00ha 以内	52,000円
		4.00ha を超え 7.00ha 以内	72,000円
		7.00ha を超え 10.00ha 以内	100,000円
		10.00ha を超えるもの	130,000円
		その他のもの	10,000円
5	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中	(盛土又は切土をする土地の面積)	0 000 FF
	間検査の申請	0.30ha 以内	3,000円
	(法第 18 条第1項又は第 37 条第1項)	0.30ha を超え 2.00ha 以内	6,000円
		2.00ha を超え 4.00ha 以内	12,000円
		4.00ha を超え 7.00ha 以内	24,000円
		7.00ha を超え 10.00ha 以内	42,000円
	→ 计签 10 条签 1 百 计签 00 条签 1 百 签 10	10.00ha を超えるもの   条第1項型は第 25 条第1項の担実によ	60,000円
6	法第12条第1項、法第30条第1項、第16 ス		1 通につき
	る許可を受けることを要しないことを証する (宏今第 oo 冬)	) 青山ツ父刊 甲胡	4,600円
7	(省令第 88 条) 法第 12 条第 1 項、法第 16 条第 1 項、第 30	冬第1佰芋しノ戸第95冬第1佰の担ウ	1 涌にっさ
7	伝第 12 余第 1 頃、伝第 16 余第 1 頃、第 30   による許可又は法第 15 条第 1 項若しくは第		1 通につき 400 円
		34 木舟 1 快い死化による協議の口帳の	400円
	記載事項を証する書面の交付		

#### 第12節 監督処分

1 許可の取消し

# 【法】

(監督処分)

第20条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を 受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

(監督処分)

第39条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を 受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

知事は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 規制区域内の工事主等に対する措置命令

#### 【法】

(監督処分)

#### 第20条

- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者(第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。)に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置(以下この条において「災害防止措置」という。)をとることを命ずることができる。
  - 一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受け ないで施行する工事
  - 二 第12条第3項(第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件 に違反する工事
  - 三 第13条第1項の規定に適合していない工事
  - 四 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事
- 4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の 必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが 明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止 を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該 工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

#### (監督処分)

# 第39条

- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者(第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。)に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置(以下この条において「災害防止措置」という。)をとることを命ずることができる。
  - 一 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受け ないで施行する工事

- 二 第30条第3項(第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件 に違反する工事
- 三 第31条第1項の規定に適合していない工事
- 四 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事
- 4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の 必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが 明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止 を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該 工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

#### (1) 措置命令の対象となる工事

知事は、宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主、当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)及び現場管理者(以下この節において「工事主等」という。)に対して当該工事の施行の停止又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命じることができる。

- ア 法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に違反し許可を受けないで施行する工事
- イ 法第 12 条第 3 項 (第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。) 又は法第 30 条第 3 項 (第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により許可に付した条件に違反する工事
- ウ 法第13条第1項又は第31条第1項に規定する工事の技術的基準等に適合していない工事
- エ 法第18条第1項又は第37条第1項の規定に違反して、中間検査を申請しないで施行する工事

#### (2) 緊急を要する措置命令

知事は、工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、措置命令の対象となる工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

3 規制区域内の土地所有者に対する措置命令

#### 【法】

(監督処分)

# 第20条

- 3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主(第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。
  - 一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地
  - 二 第17条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第13条第 1項の規定に適合していないと認められた土地
  - 三 第17条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地
  - 四 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工 事が施行された土地

#### (監督処分)

#### 第39条

3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理

者若しくは占有者又は当該工事主(第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

- 一 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受け ないで特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地
- 二 第36条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第31条第 1項の規定に適合していないと認められた土地
- 三 第36条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地
- 四 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行され た土地

#### (1) 措置命令の対象となる土地

知事は、次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主 (以下この節において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制 限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

- ア 法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に違反し許可を受けないで工事が施行された土地
- イ 法第 17 条第 1 項又は第 36 条 1 項の規定に違反して完了検査を申請せず、又は完了検査の結果工 事が法第 13 条第 1 項又は第 31 条第 1 項に規定する工事の技術的基準等に適合していないと認めら れた土地
- ウ 法第 17 条第 4 項又は第 36 条第 4 項の規定に違反して土石の堆積に関する工事を完了したときに 確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められ た土地
- エ 法第 18 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定に違反して、中間検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地
- 4 知事による災害防止措置の代執行

#### 【法】

(監督処分)

#### 第20条

- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は 一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を 定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自 ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじ め、公告しなければならない。
  - 一 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所 有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でない とき、又は講ずる見込みがないとき。
  - 二 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、 過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができない とき。
  - 三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。
- 7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条

及び第6条の規定を準用する。

(監督処分)

#### 第39条

- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は 一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を 定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自 ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじ め、公告しなければならない。
  - 一 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所 有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でない とき、又は講ずる見込みがないとき。
  - 二 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、 過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができない とき。
  - 三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。
- 7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

#### 【省令】

(災害防止措置に係る費用負担)

第51条 都道府県知事は、法第20条第6項(法第23条第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。)の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(災害防止措置に係る費用負担)

第81条 都道府県知事は、法第39条第6項(法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

# 【行政代執行法】

[費用の徴収]

第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者 に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

- 2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。
- 3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

## (1) 代執行の対象

知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。また、知事が、当該災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、負担させようとする費用の額の算定基礎を明示した上で、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

- ア 法第20条第2項若しくは第3項又は第39条第2項若しくは第3項の規定により災害防止措置を 講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係 る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- イ 法第20条第2項若しくは第3項又は第39条第2項若しくは第3項の規定により災害防止措置を 講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等 又は土地所有者等を確知することができないとき。
- ウ 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、法第 20 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 39 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

#### (2) 代執行の公示

知事が、ア(イ)の法第 20 条第 2 項若しくは第 3 項又は法第 39 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないときに、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告する。

#### 第13節 土地の保全等

## 【法】

#### (土地の保全等)

- 第22条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等(宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。)に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。
- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

# (土地の保全等)

- 第41条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積 (特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。)に伴 う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。
- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害 の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又 は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止の ため必要な措置をとることを勧告することができる。

#### 1 土地所有者等の責務

土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等(規制区域の指定前に行われたものを含む。本節において同じ)に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

#### 2 土地所有者等への勧告

知事は、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

## 【法】

(改善命令)

- 第23条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う 災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆 積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、こ れを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合 においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当 であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管 理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、 擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命 ずることができる。
- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。
- 3 第20条第5項から第7項までの規定は、前2項の場合について準用する。

# (改善命令)

- 第42条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。
- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事 その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者 (その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含 む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認め られ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事 は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。
- 3 第39条第5項から第7項までの規定は、前2項の場合について準用する。

# 1 土地所有者等への改善命令

知事は、宅地造成(宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。本節の宅地造成等において同じ)若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置すると宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ(以下この節において「災害の発生のおそれ」という。この節において同じ)が大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(以下この節において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限(以下

「改善工事」という。)を行うことを命ずることができる。

# 2 土地所有者等以外の者への改善命令

土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって、災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。)に、改善工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、知事は、その行為をした者に対して改善工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

#### 3 知事による改善工事の代執行

知事は、法第20条第5項から第7項又は第条第5項から第7項の規定に準じて、自ら改善工事の全部 又は一部を行うことができる。

## 【法】

(立入検査)

- 第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。
- 2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (報告の徴取)
- 第25条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、 当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第43条 都道府県知事は、第27条第4項(第28条第3項において準用する場合を含む。)、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。
- 2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (報告の徴取)
- 第44条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該 土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

# 【令】

(報告の徴取)

- 第39条 法第25条(法第48条において準用する場合を含む。)又は第44条の規定により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
  - 二 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
  - 三 土地に関する工事の計画及び施行状況

#### 1 立入検査

知事は、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可、法第17条第1項若しくは第36条第1項の完了檢查、法第17条第4項若しくは第36条第4項の完了確認、法第18条第1項及び第37条第1項の中間検査、法第20条第1項から第4項まで若しくは39条第1項から第4項までの監督処分又は法第23条第1項若しくは第2項若しくは第42条第1項若しくは第2項の改善命令の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

# 2 報告の徴収

知事は、土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について、次の事項に関する報告を求めることができる。

- (1) 土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- (2) 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- (3) 土地に関する工事の計画及び施行状況

#### 第16節 経過措置

【法附則〔令和4年5月27日法律第55号〕】

(経過措置)

- 第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の宅地造成等規制法(以下この条において「旧法」という。)第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域(以下この項及び次項において「旧宅地造成工事規制区域」という。)の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日(第3項において「施行日」という。)から起算して2年を経過する日(その日までにこの法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「新法」という。)第10条第4項の規定による公示がされた新法第4条第1項の都道府県の区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあっては、当該公示の日の前日)までの間(次項において「経過措置期間」という。)は、なお従前の例による。
- 2 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧法第8条第1項本文(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可(経過措置期間の経過前にされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を含む。)を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

法の施行の日である令和5年5月26日から知事が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定(この節において「区域指定」という。)に係る公示をする日の前日である令和7年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。)の旧宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、なお従前の例による。

旧法第8条第1項本文の許可(経過措置期間の経過前にされた都市計画法の開発許可を含む。)を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間内において、なお従前の例による場合を含め、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

1 旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可を要しない場合の手続

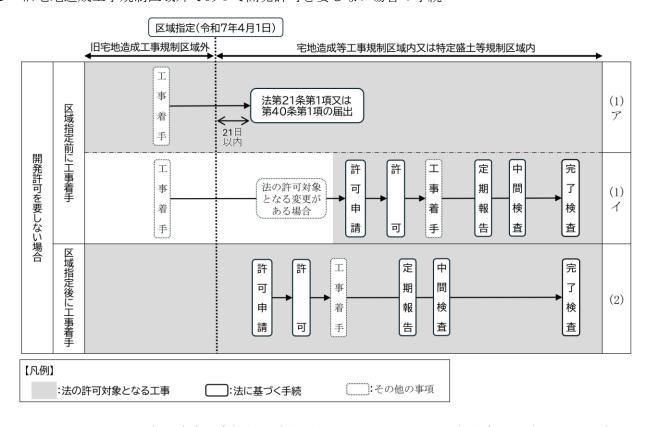


図3-16-1 旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可が不要な場合の手続のイメージ

# (1) 区域指定前に着手する工事

- ア 区域指定の際、当該区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、法第 21 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定に基づきその指定があった日から 21 日以内に、当該工事について知事に届け出なければならない。
- イ 区域指定の際、当該区域内において行われている工事が宅地造成等に関する工事に該当しない場合であって、当該工事の計画を変更することにより、変更後の工事が宅地造成等に関する工事に該当することとなる場合は、当該変更後の工事は、法第 12 条第1項若しくは第 30 条第1項の 許可又は法第 27 条第1項の届出の規定の対象となる。

#### (2) 区域指定後に着手する工事

区域指定後に、宅地造成等に関する工事に着手する場合は、当該工事は、法第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の許可又は法第 27 条第 1 項の届出の規定の対象となる。

#### 2 旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を要しない場合の手続

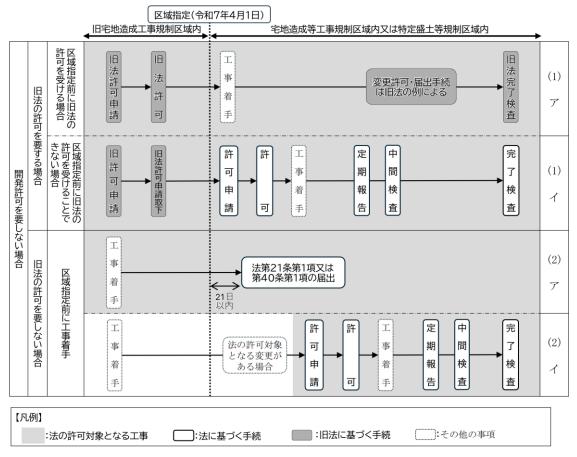


図3-16-2 旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を要しない場合の手続のイメージ

#### (1) 旧法第8条第1項の許可を要する宅地造成に関する工事

- ア 旧法第8条第1項の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間内において、なお従前の例による場合を含め区域指定後においても、なお従前の例による。
- イ 区域指定前に旧法第8条第1項の許可を申請した場合であっても、区域指定の際、当該申請を した工事が許可されていない場合は、当該工事は、法第12条第1項若しくは第30条第1項の許 可又は法第27条第1項の届出の規定の対象となる。

#### (2) 旧法第8条第1項の許可を要しない工事

ア 区域指定の際、当該区域内において行われている宅地造成若しくは特定盛土等(令第3条第4号又は第23条第4号の盛土であって、当該盛土をする土地の面積が500㎡以下のもの)又は土石の堆積に関する工事の工事主は、法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基づきその指定があった日から21日以内に、当該工事について知事に届け出なければならない。

- イ 区域指定の際、当該区域内において行われている工事が宅地造成等に関する工事に該当しない場合であって、当該工事の計画を変更することにより、変更後の工事が宅地造成等に関する工事に該当することとなる場合は、当該変更後の工事は、法第 12 条第1項若しくは第 30 条第1項の計可又は法第 27 条第1項の届出の対象となる。
- 3 旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可を受ける場合の手続

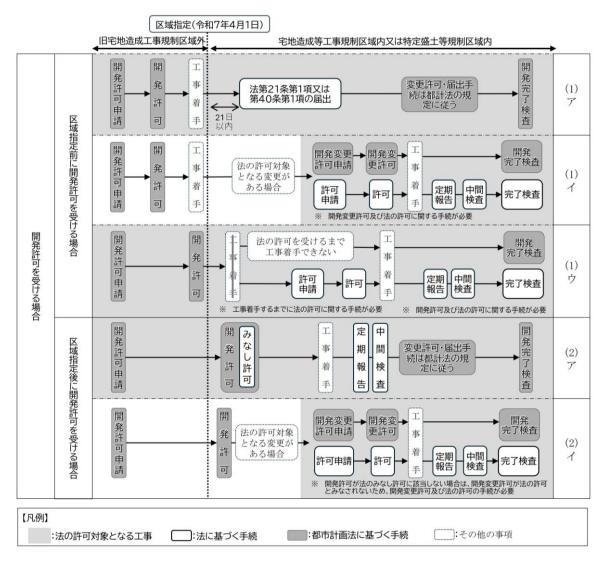


図3-16-3 旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可を要する場合の手続のイメージ

#### (1) 区域指定前に開発許可を受ける場合

- ア 区域指定の際、当該区域内において行われている開発許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事主は、法第 21 条第1項又は第 40 条第1項の規定に基づきその指定があった日から 21 日以内に、当該工事について知事に届け出なければならない。
- イ 区域指定の際、当該区域内において行われている開発許可を受けた工事が宅地造成又は特定盛 土等に関する工事に該当しない場合であって、工事の計画を変更することにより、変更後の工事 が宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当することとなった場合は、当該変更後の工事は、 都市計画法の規制に加え、法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可又は法第27条第1項の 届出の対象となる。
- ウ 区域指定前に宅地造成又は特定盛土等に関する工事について開発許可を受けた場合であっても、 区域指定の際、当該工事に着手していない場合は、当該工事は、法第 15 条第 2 項若しくは第 34 条第 2 項による許可の特例又は法第 27 条第 5 項による届出の特例が適用されないため、都市計画 法の規制に加え、法第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の許可又は法第 27 条第 1 項の届出の対

象となる。

- (2) 区域指定前に開発許可を申請し区域指定後に開発許可を受ける場合
  - ア 法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、区域指定前に開発許可を申請し、区域指定後に開発許可を受けた場合は、当該工事は、法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

法第 27 条第1項の届出を要する特定盛土等に関する工事について、特定盛土等規制区域の指定前に開発許可を申請し、当該区域の指定後に開発許可を受けた場合は、当該工事は、法第 27 条第5項による届出の特例を適用し、法第 27 条第1項の届出をしたものとみなす。

- イ 区域指定後に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当しない工事について開発許可を受けた場合であって、当該工事の計画を変更することにより、変更後の工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当することとなった場合は、当該変更後の工事は、法第 15 条第 2 項若しくは第 34 条第 2 項による許可の特例又は法第 27 条第 5 項による届出の特例が適用されないため、都市計画法の規制に加え、法第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の許可又は法第 27 条第 1 項の届出の対象となる。
- 4 旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を受ける場合の手続

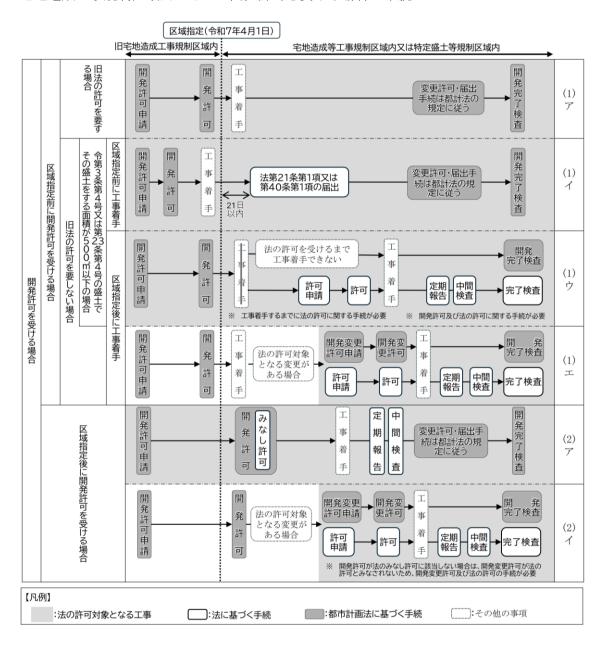


図3-16-4 旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を受ける場合の手続のイメージ

- (1) 区域指定前に開発許可を受ける場合
  - ア 区域指定前に、旧法第8条第1項の許可を要する宅地造成に関する工事について開発許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間内において、なお従前の例による場合を含め区域指定後においても、なお従前の例による。
  - イ 区域指定の際、当該区域内において行われている旧法第8条第1項の許可を要しない宅地造成 又は特定盛士等(令第3条第4号又は第23条第4号の盛土であって、当該盛土をする土地の面積 が500㎡以下のもの)に関する工事の工事主は、法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基 づきその指定があった日から21日以内に、当該工事について知事に届け出なければならない。
  - ウ 区域指定前に、旧法第8条第1項の許可を要しない宅地造成又は特定盛土等(令第3条第4号 又は第23条第4号の盛土であって、当該盛土をする土地の面積が500㎡以下のもの)に関する工 事について開発許可を受けた場合であっても、区域指定の際、当該工事に着手していない場合は、 当該工事は、法第15条第2項若しくは第34条第2項による許可の特例又は法第27条第5項によ る届出の特例が適用されないため、都市計画法の規制に加え、法第12条第1項若しくは第30条 第1項の許可又は法第27条第1項の届出の対象となる。
  - エ 区域指定の際、当該区域内において行われている開発許可を受けた工事が宅地造成又は特定盛 土等に関する工事に該当しない場合であって、工事の計画を変更することにより、変更後の工事 が宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当することとなった場合は、当該変更後の工事は、 都市計画法の規制に加え、法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可又は法第27条第1項の 届出の対象となる。
- (2) 区域指定前に開発許可を申請し区域指定後に開発許可を受ける場合
  - ア 法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、区域指定前に開発許可を申請し、区域指定後に開発許可を受けた場合は、当該工事は、法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

法第 27 条第1項の届出を要する特定盛土等に関する工事について、特定盛土等規制区域の指定前に開発許可を申請し、当該区域の指定後に開発許可を受けた場合は、当該工事は、法第 27 条第5項による届出の特例を適用し、法第 27 条第1項の届出をしたものとみなす。

イ 区域指定後に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当しない工事について開発許可を受けた場合であって、当該工事の計画を変更することにより、変更後の工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当することとなった場合は、当該変更後の工事は、法第 15 条第 2 項若しくは第 34 条第 2 項による許可の特例又は法第 27 条第 5 項による届出の特例が適用されないため、都市計画法の規制に加え、法第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の許可又は法第 27 条第 1 項の届出の対象となる。

#### 第1節 罰則

# 【法】

- 第55条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3年以下の懲役又は1, 000万円以下の罰金に処する。
  - 一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
  - 二 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を したとき。
  - 三 偽りその他不正な手段により、第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項 の許可を受けたとき。
  - 四 第20条第2項から第4項まで又は第39条第2項から第4項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第13条第1項又は第31条第1項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者(設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者(当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者(次項において「工事施行者等」という。))は、3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。
- 3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主(当該工事主が法人である場合にあつては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者(以下この項において「工事主等」という。)の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。
- 第56条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は30 0万円以下の罰金に処する。
  - 一 第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第36条第1項若しくは第4項又は第37条第1 項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
  - 二 第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 三 第23条第1項若しくは第2項、第27条第4項(第28条第3項において準用する場合を含む。)、第42条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したとき。
  - 四 第24条第1項(第48条において準用する場合を含む。)又は第43条第1項の規定による検査 を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 第57条 第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30 万円以下の罰金に処する
  - 一 第5条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。
  - 二 第6条第1項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除したと き、又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行つたとき。
  - 三 第21条第1項若しくは第4項又は第40条第1項若しくは第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 四 第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 五 第25条 (第48条において準用する場合を含む。) 又は第44条の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をしたとき

第59条 第49条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。 第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その 法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第55条 3億円以下の罰金刑
- 二 第56条第3号 1億円以下の罰金刑
- 三 第56条第1号、第2号若しくは第4号又は前3条 各本条の罰金刑

第61条 第16条第2項又は第35条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の過料に処する。

# 1 罰則の内容

法の罰則については、表4-1-1に示すとおりである。

表4-1-1 盛土規制法の関する罰則

表 4 - 1 - 1	盛土規制法の関する罰!	則	
適用条文	刑の内容		適用を受ける者
法第55条	3年以下の懲役又は 1,000万円以下の罰金	1	許可を受けないで宅地造成等に関する工事をした者 (法第12条第1項、第16項第1項、第30条第1項又は第 35条第1項に違反)
	【法人重科】 3億円以下の罰金(全 てに適用)	2	偽りその他不正な手段により許可を受けた者(法第20条第2項から第4項まで又は第39条第2項から第4項に違反)
		3	知事の災害の防止のため必要な措置に関する命令に違反 した者(法第20条第2項から第4項まで又は第39条第2 項から第4項に違反)
		4	技術的基準に適合しない工事の設計者等をした者(法第 13条第1項又は第31条第1項に違反)
法第56条	1年以下の懲役又は 300万円以下の罰金 【法人重科】	1	完了検査、完了確認若しくは中間検査の申請しなかった 者又は虚偽の申請をした者(法第17条第1項若しくは第 4項、第18条第1項、第36条第1項若しくは第4項又は 第37条第1項に違反)
	1億円以下の罰金(③に適用)	2	定期の報告をしなかった者又は虚偽の申請をした者(法 第19条第1項又は第38条第1項に違反)
		3	知事の改善命令、特定盛土等規制区域内における工事の 届出に係る措置命令に違反した者(法第23条第1項若し くは第2項、第27条第4項(第28条第3項において準用 する場合を含む。)、第42条第1項若しくは第2項又は 第47条第1項若しくは第2項に違反)
		4	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者(法第24条第1項(第48条において準用する場合を含む。)又は第43条第1項に違反)
法第57条	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	1	特定盛土等規制区域内における工事の届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をした(法第27条第1項、第28項第1項に違反)
法第58条	6 箇月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	1)	基礎調査のための土地の立入りを拒み、又は妨げた者 (法第5条第5項に違反)
		2	基礎調査において、市町長の許可を受けないで障害物を 伐除した者、又は知事の許可を受けないで土地に試掘等 を行った者(法第6条第3項に違反)

適用条文	刑の内容	適用を受ける者
		③ 規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関する工事の届出又は公共施設用地の転用の届出をせず、 又は虚偽の届出をした者(法第21条第1項若しくは第4項又は第40条第4項若しくは第4項に違反)
		④ 擁壁等に関する工事の届出の届出をせず、又は虚偽の 届出をした者(法第21条第3項又は第40条第3項に違 反)
		⑤ 知事が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (法第25条(第48条において準用する場合を含む。) 又は第44条)
法第59条	50万円以下の罰金	① 許可を受けた工事主又は特定盛土等規制区域内における 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をした工 事主で、所定の標識を掲示しなかった者(法49条に違 反)
法第61条	30万円以下の罰金	① 許可に関する軽微な変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者(法第16条第2項又は第35条第2項に違反)

# 2 両罰規定

法第55条第3項では、同条第2項の技術的基準に適合しない工事の設計者又は施行に関する違反があった場合は、その違反が工事主又はその代理人、使用人その他の従業者(以下「工事主等」という。)の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科することとされている。

# 様 式 集

1	省令様式		
	様式第2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	134
	様式第3	資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	137
	様式第4	土石の堆積に関する工事の許可申請書	139
	様式第5	資金計画書(土石の堆積に関する工事	142
	様式第6	許可証	144
	様式第7	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	145
	様式第8	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	148
	様式第9	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	151
	様式第10	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証	152
	様式第11	土石の堆積に関する工事の確認申請書	153
		土石の堆積に関する工事の確認済証	
	様式第13	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	155
	様式第14	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証	157
	様式第15	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	158
	様式第16	土石の堆積に関する工事の届出書	159
	様式第17	擁壁等に関する工事の届出書	160
	様式第18	公共施設用地の転用の届出書	161
	様式第19	特定盛土等に関する工事の届出書	162
	様式第20	土石の堆積に関する工事の届出書	164
	様式第21	特定盛土等に関する工事の変更届出書	166
	様式第22	土石の堆積に関する工事の変更届出書	168
	様式第23	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	170
	様式第24	土石の堆積に関する工事の標識	171
_			
2		ス 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画変更届出書	179
		<ul><li>宅地造成、特定盛工等又は工石の堆積に関する工事の計画変更相山音・・・・・・・・・</li><li>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
		宅地造成又は特定盛工等に関する工事の甲止油田書     宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開届出	
		七地	
		七地	
	球八角(万	七地坦风寺工事計刊小安証奶音文刊甲請音	170
3	様式例		
	(様式例1	) 設計者の資格に関する申告書	179
	(様式例2	) 土地所有者等関係権利者の同意書	180
	(様式例3	) 住民への周知実施報告書	181
	(様式例4	) 工事主の工事を行うための資力及び信用・工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する申告書 .	182
	(様式例5	) 宅地造成及び特定盛十等規制法に違反していたい旨などの誓約書	183

(様式例6)	暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書	184
(様式例7)	工事監理者の資格に関する申告	
(様式例8)	工程報告に関する指示書	
(様式例 9)	工程報告書	
(様式例10)	工事完了報告書	
(様式例11)	特定工程終了報告書	
(様式例12)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	190
(様式例13)	土石の堆積に関する工事の定期報告書	191
(様式例14)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)協議申出書	
(様式例15)	土石の堆積に関する工事の(変更)協議申出書	194
(様式例16)	協議成立通知書	
(様式例17)	証明願	197
4 チェックリン		
宅地造成又は特別で	時定盛土等に関する工事の(変更)許可申請 チェックリスト	
土石の堆積に	関する工事の(変更)許可申請 チェックリスト	
完了検査申請	チェックリスト	202
	ェックリスト	
中間検査申請	チェックリスト	
宅地造成又は特別で	特定盛土等に関する工事の定期の報告 チェックリスト	
土石の堆積に	関する工事の定期の報告 チェックリスト	
宅地造成又は特別で	特定盛土等に関する工事の中止の届出 チェックリスト	
宅地造成又は	特定盛土等に関する工事の再開の届出 チェックリスト	
宅地造成又は	特定盛土等に関する工事の廃止の届出 チェックリスト	
特定盛士等に	関する工事の(変更)届出 チェックリスト	
土石の堆積に	関する工事の(変更)届出 チェックリスト	206
宅地造成又は物	特定盛土等に関する工事の届出 チェックリスト	207
土石の堆積に	関する工事の届出 チェックリスト	207
<b>擁壁等に関す</b>	る工事の届出 チェックリスト	207
公共施設用地	の転用の届出 チェックリスト	207
宅地造成等工具	事許可不要証明書交付申請 チェックリスト	208
宅地造成又は物	特定盛土等に関する工事の(変更)協議申出書 チェックリスト	210
土石の堆積に	<b>関する工事の(変更)協議申出書 チェックリスト</b>	212

# 様式第2

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

笔	ど地造成及び特定盛土等規制法	₹ { 第 12 条第 第 30 条第	1項 の規	定により、許可を	※手数料欄
申請	背します。 年 月 日 様				
	申請者 氏名				
	電電	舌 ( )			
	電子〉	メール			
1	工事主住所氏名(法人役員住所氏名)	(			)
2	設計者住所氏名				,
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番	// to -t-	-t- A)		- n - n
5	(代表地点の緯度経度) 土 地 の 面 積	(緯度:		秒 、経度:	皮分秒)平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況				T37. 170
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	立	地盛土 •	腹付け盛土・ジ	 谷埋め盛土
9	土地の地形		渓流:	等への該当 有・無	
	イ 盛土又は切土の高さ				メートル
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積				平方メートル
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土			立方メートル
	- 温工八個別工ツ工室	切 土		T	立方メートル
10		番号	構造	高さ	延長
工	二 擁 壁			メートル	メートル
事					
7		番 号		高さ	延 長
0)		ш У	15 //	メートル	
f same	ホー崖面崩壊防止施設				
概					
要		番号	種 類	内法寸法	延長
	. 돼 그, 4는 크			センチ メートル	
	へ 排 水 施 設			7. 1.70	
	ト崖面の保護の方法		l	1	1

	チ	崖面以外の地	表面の	保護の	方法									
			ДЩ.	711100 - 7	7 12									
	IJ	工事中の危害	防止の	ための打	昔置									
	ヌ	その他	の	措	置									
	ル	工事着手	予定	年月	目	令和	年	月	目					
	ヲ	工事完了	予定	年月	日	令和	年	月	目					
	ワ	工程	の	概	要									
11	そ(	の他必	要な	: 事	項									
	<b>※</b> 5	· 付 欄				※許可に	当たって	て付したタ	条件			※許可番	号欄	
令和	1 年	三 月 日	3								令	和年月	日	
	第	号									兵	庫県指令	( ) (建)	)
	ж <sup>л</sup>	7									第	- 号(宅)	( )	)
係員	氏名										係」	員氏名		
									条件を	付して	許可	可することとし	、法第 条	第
邛	の規	定に基づき	この	旨を申	1請	者に通知	口します	0						
		※ 決	裁	楫			*	合	議	欄		※担当者	※押印審3	<b></b>
												TEL		
												11111		

県収入証紙貼付欄

		<u> </u>	
盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額	盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額
0.05ha 以内	13,000 円	1.00ha を超え 2.00ha 以内	144,000 円
0.05ha を超え 0.10ha 以内	24,000 円	2.00ha を超え 4.00ha 以内	218,000 円
0.10ha を超え 0.20ha 以内	36,000 円	4.00ha を超え 7.00ha 以内	346,000 円
0.20ha を超え 0.30ha 以内	54,000 円	7.00ha を超え 10.00ha 以内	488,000 円
0.30ha を超え 0.50ha 以内	66,000円	10.00ha を超えるもの	630,000 円
0.50ha を超え 1.00ha 以内	90,000 円		

# [注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 8 9欄は、渓流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

# 様式第3

# 資金計画書 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事)

# 1 収支計画

(単位 千円)

	科	目	金	額
	自己資金			
	借入金			
	000			
	処分収入			
収入	000			
人	補助負担金			
	000			
	000			
		計		
	用地費			
	工事費			
	整地工事費			
	道路工事費			
	排水施設工事費			
支	防災施設工事費			
出	000			
	附带工事費			
	事務費			
	借入金利息			
	000	<del>āl</del> -		

# 2 年度別資金計画書

科	·目	年度	年度	年度	
支出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 〇〇〇 借入償還金				
収入	自己資金 借入金 〇〇〇 処分収入 〇〇〇 補助負担金 〇〇〇				
	借入金の借入先				

(単位 千円)

年度	計

# 土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛っ	上等規制法 {	第 12 条簿 第 30 条簿	第1項 第1項	の規定に	より、許	可を	<b>※</b> =	手数料欄
申請します。年月	日様							
申請	者 氏名							
	電 話 (		)	<u> </u>				
	電子メーバ	レ						
工 事 主 住 1 (法人役員住	所 氏 名 所 氏 名 )	(						)
2 設計 者住	所 氏 名							
3 工事施行者信	****							
4 土地の所在地 (代表地点の緯		(緯度:	度	分	秒、経	. 度:	度	分 秒)
5 土 地 の	面積				V.			方メートル
6 工 事 の	目 的							
イ 土石の堆積の最	:大堆積高さ							メートル
ロ 土石の堆積を行う	土地の面積						並	方メートル
ハ 土石の堆積の最	:大堆積土量						<u> </u>	方メートル
二土石の堆積を行大勾配	う土地の最							
7 勾配が十分の一								
│ ホ 地における堆積   エ │ 崩壊を防止する	•							
土石の堆積を行	う土地にお							
事 へ ける地盤の改良 要な措置	:その他の必							
0		番号			空地	也の幅		
ド空地の	設 置 -							メートル
概   「								
要工具の他の問	-t- 1 2 -t- 1-t							
チーに排除する措置								
単積した土石の 土砂の流出を防								
ヌニ事中の危害防止の								
ルその他(	の措置							
ヲエ事着手予	定年月日			令和	年	月日		

	ワ	工事多	宅 了	* 予 :	定年	下 月	日			令	和年		月	日		
	カ	工和	呈	$\mathcal{O}$	棋	旡	要									
8	そ	の他	必	要	な	事	項									
	<b>※</b> 5	受 付	欄				※許	可に当たって付した条件					※許可番号欄			
令乖	口 4	年 月		日								令乖	口 4	年 月	]	日
	第		号	_								兵庫	[県指□	令	(	) (建)
	舟		ク	-								第		号 (宅)	(	)
係員	員氏名	I							係員氏名							
※ 上記申請について審査の結果、						果、ji	<b>適合しているので、条件を付して許可することとし、法第 条</b>						第条			
复	第 項の規定に基づきこの旨							青者に通知	叩します	<b>す。</b>						
	*	: 決		裁	欄			*	合	議	欄		※担当	者	<b>※</b> ‡	押印審査
												TEI				
															1	

県収入証紙貼付欄

土石の堆積を行う土地の面積	手数料の額	土石の堆積を行う土地の面積	手数料の額
0.05ha 以内	11,000円	1.00ha を超え 2.00ha 以内	38,000 円
0.05ha を超え 0.10ha 以内	13,000円	2.00ha を超え 4.00ha 以内	52,000 円
0.10ha を超え 0.20ha 以内	16,000 円	4.00ha を超え 7.00ha 以内	72,000 円
0.20ha を超え 0.30ha 以内	19,000円	7.00ha を超え 10.00ha 以内	100,000円
0.30ha を超え 0.50ha 以内	28,000円	10.00ha を超えるもの	130,000 円
0.50ha を超え 1.00ha 以内	31,000円		

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

# 様式第5

# 資金計画書(土石の堆積に関する工事)

# 1 収支計画

(単位 千円)

	科	目	金	額
	自己資金			
	借入金			
	000			
	処分収入			
収入	000			
	補助負担金			
	000			
	000			
		計		
	用地費			
	工事費			
	整地工事費			
	防災施設工事費			
4	松十丁亩弗			
支	撤去工事費			
出	000			
	附带工事費			
	事務費			
	借入金利息			
	000	計		

## 2 年度別資金計画書

科	目	年度	年度	年度	
支出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 〇〇 借入償還金				
収入	自己資金 借入金 〇〇 処分収入 〇〇〇 補助負担金 〇〇〇 計				
	借入金の借入先				

(単位 千円)

年度	計

許可証

兵庫県指令	(	)(建)第	号(宅)(	( )
		令 和	年 月	日

定により、下記の条件を付して許可する。

1	工事をする土地の所在地及び番地	
2	工事主住所氏名	
3	許 可 番 号	
4	許 可 対 象 行 為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5	許 可 期 間	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日
6	条件	

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

钅	三地造	造成及び特定盛土等規制活	去 { 第 第	i 16条 i 35条	第1項 第1項	の規	定により、変更の	※手数料欄
許可	「を申	l請します。 年 月 日 様						
		申請者 氏名						
		電	話 (		)			
		電子	メール					
1		事 主 住 所 氏 名 法人役員住所氏名)	(					)
2		計者住所氏名						,
3	工	事施行者住所氏名						
4		地の所在地及び地番 弋表地点の緯度経度)	(:	治 庁・	庇	分	秒 、経度:	r 分 私)
5	土	地の面積	()	件/文 ·	<u>X</u>		70、1年12、	平方メートル
6	工事	事着手前の土地利用状況						
7	工	事完了後の土地利用						
8	盛	土のタイプ			平地盛:	± •	腹付け盛土・	谷埋め盛土
9	土	地の地形				渓流	等への該当 有・無	#
	イ	盛土又は切土の高さ						メートル
	П	盛土又は切土をする土地の面積						平方メートル
	<i>/</i> \	盛土又は切土の土量	盛	土				立方メートル
			切	土				立方メートル
10			番	号	構	造	高さ	延長
	=	擁 壁					メートル	メートル
事			番	号	種	類	 高 さ	延長
				.,	12	725	メートル	メートル
の	ホ	崖面崩壊防止施設						
概								
149/4			番	号	種	類	内法寸法	延 長
要		LIL 1. 1.L11.					センチ	メートル
	^	排 水 施 設					メートル	
	<u>۱</u>	崖面の保護の方法			<u> </u>			<u>I</u>
	チ	崖面以外の地表面の保護の方法						

	リ 工事中の危害防止の	のための措置							
	ヌその他の	讲 置							
	ル 工事着手予算	官年月日	令和	年	月	目			
	ヲ 工事完了予算	官年月日	令和	年	月	目			
	ワ エ 程 の	概要							
11	その他必要	な事項							
12	変更の	理 由							
13	許 可 番	号	兵庫県持	<b></b>	(	) (建)	第一	号(宅)(	)
	※受付欄	*	許可に当た	とって付し	した条件	‡		※許可番号	欄
令和	口 年 月 日						令和	年 月	日
	第   号						兵庫県	指令 ( - 号(宅)	) (建) ( )
係員	氏名						係員氏名	,	
<b>※</b> 項	上記申請について審 頁の規定に基づきこの					条件を付	けして許可	可することとし	、法第 条第
	※ 決 表	战 欄		*	合	議	欄	※担当者	※押印審査
								TEL	

県収入証紙貼付欄				
	計画の変更に係る盛土又は	手数料の額	計画の変更に係る盛土又は	手数料の額
	切土をする土地の面積 0.05ha以内	13,000 円	切土をする土地の面積 1.00ha を超え 2.00ha 以内	144, 000 円
盛土又	0.05ha 以内 0.05ha を超え 0.10ha 以内	24,000 円	1.00na を超え 2.00na 以内 2.00ha を超え 4.00ha 以内	218,000円
は切土 の設計	0.10ha を超え 0.20ha 以内	36,000円	4. 00ha を超え 7. 00ha 以内	346,000円
変更	0.20ha を超え 0.30ha 以内	54,000円	7.00ha を超え 10.00ha 以内	488,000円
	0.30ha を超え 0.50ha 以内	66,000円	10.00ha を超えるもの	630,000 円
	0.50ha を超え 1.00ha 以内	90,000円		
その他				10,000円

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 8 9欄は、渓流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

# 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅	E地造成及び特定盛土等規制法 {	第 16 条	第1項 第1項	▶の規定は	こより、許可を		※手数料欄
申請	情します。 年 月 日 様						
	申請者 氏名						
	電 話 (	, \	)				
	電子メー	ル					
1	工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)	(					)
2	設 計 者 住 所 氏 名						
3	工事施行者住所氏名						
4	土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	(緯度:	度	分	秒 、 経度	: 度	分 秒)
5	土 地 の 面 積						平方メートル
6	エ 事 の 目 的						
	イ 土石の堆積の最大堆積高さ						メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積						平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量						立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最 大勾配						
7	勾配が十分の一を超える土 ホ 地における堆積した土石の						
エ	崩壊を防止するための措置						
+	土石の堆積を行う土地にお						
事	へ ける地盤の改良その他の必 要な措置						
の	X 441	番号			空地の	届	
	ト空 地 の 設 置						メートル
概							
要							
女	チ 雨水その他の地表水を有効 に排除する措置						
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う 土砂の流出を防止する措置						
	ヌ 工事中の危害防止のための措置						
	ルその他の措置						
	ヲエ事着手予定年月日			令和	年 月	日	

	ワ	工事完	了予	定年月	月日			令和	年	月	日		
	力	工 程	$\mathcal{O}$	概	要								
8	そ	の他	必 要	な事	項								
9	変	更	$\mathcal{O}$	理	由								
10	許	可		番	号	兵庫県指	命	( ) (	建)第	_	号 (宅)	(	)
	<b>X</b> 5	受 付 オ	闌	*	(許可	に当たっ	て付した	た条件		>	※許可番号	テ欄	
令和	] 4	年 月	日						令和	年	月	日	
	宏		□.						兵庫県	具指令	(	) (建)	
	第		号						第 -		号 (宅)	(	)
係員	氏名	]							係員日	七名			
*	上記	2申請に~	ついて箸	香の結	果、i	歯合してレ	いるので	、条件を位	寸して評	作可する	ることとし	/、法第	条
舅	写 马	頁の規定に	こ基づき	この旨	を申記	青者に通知	ロします	0					
	*	• 決	裁	欄		*	合 詩	議欄		※担当	i者	※押印	審査
									TEL				

県収入証紙貼付欄				
	計画の変更に係る土石の堆 積をする土地の面積	手数料の額	計画の変更に係る土石の堆 積をする土地の面積	手数料の額
	0.05ha 以内	11,000円	1.00ha を超え 2.00ha 以内	38,000円
土石の 堆積の	0.05ha を超え 0.10ha 以内	13,000 円	2.00ha を超え 4.00ha 以内	52,000 円
設計変	0.10ha を超え 0.20ha 以内	16,000 円	4.00ha を超え 7.00ha 以内	72,000 円
更	0.20ha を超え 0.30ha 以内	19,000円	7.00ha を超え 10.00ha 以内	100,000円
	0.30ha を超え 0.50ha 以内	28,000 円	10.00ha を超えるもの	130,000円
	0.50ha を超え 1.00ha 以内	31,000円		
その他				10,000円

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ 以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

 ※受
 付
 欄

 令和
 年
 月
 日

 第
 号

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和 年 月 日
工事主	住所
	氏名
	電 話 (
	電子メール
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 { 第 36 条第	1項 1項 1項

1	工	事	完	了	年	月	日	令和 年 月 日
2	許		可		番		号	兵庫県指令 ( )(建)第 一 号(宅)( )
3	許	In	Ţ	年	J	Ħ	日	令和 年 月 日
4	工事	をし	た土地	地の別	f在地	及び	地番	
5	工 :	事が	百 行	者	住原	折 氏	名	
6	備						考	

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

### 様式第 10

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

兵庫県指令	(	)	(建)	第	5	<u> </u>	包)
				令和	年	月	H
				0.0			

1	許	可	番	号	兵庫県指令 ( )(建)第 一 号(宅)( )
2	許	可	年月	日	令和 年 月 日
3	工事	をした土地	の所在地及び	が地番	
4	工	事主の	住 所 氏	: 名	
5	工	事完了	検査年丿	月日	令和 年 月 日
6	検	査 員	職氏	名	

 ※受
 付
 欄

 令和
 年
 月
 日

 第
 号

## 土石の堆積に関する工事の確認申請書

令和 年 月 日

様

工事主	住店	近			 	 	
				)			
	電	子メーバ	レ		 	 	
17 条第	4項	]			 		

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第4項} の規定による確認を申請します。

1	工	事	完	了	年	月	日	令和 年 月 日
2	許		可		番		号	兵庫県指令 ( )(建)第 一 号(宅)( )
3	許	P	Ţ	年	,	FI.	日	令和 年 月 日
4	工事	をし	た土地	也の良	斤在地	及び	地番	
5	エ	事が	百 行	者	住戸	折 氏	名	
6	備						考	

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

# 土石の堆積に関する工事の確認済証

(	)	(建)	第	5	를 (되	邑)
			令和	年	月	E

00000

下記の土石の堆積に関する工事について、 第 17 条第 4 項 の規定による確認の結果、堆積されている全ての土石が除却されたことを証明する。 第 36 条第 4 項

1	許	可	番	号	兵庫県指令	()健第	_	号 侘	(	)
2	許	可	年	月 日		令和 年	月 日			
3	工事	<b>手をした土</b> 地	也の所在地	以及び地番						
4	エ	事 主 の	)住所	f 氏 名						
5	エ	事 完 了	検 査	年 月 日		令和 年	月日			
6	確	認員	職	氏 名						

 ※受
 付
 欄

 令和
 年
 月
 日

 第
 号

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

様	令和 年 月	日
180		
工事主	三 住所	
	氏名	
	電話(	
	電子メール	
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 18 条第 1	第1項 第1項 ↑ の規定による中間検査を申請します。	

1	許 可 番 号	第一号
2	許 可 年 月 日	令和 年 月 日
3	工事をした土地の所在地 及び地番	
4	工事施行者住所氏名	
		検 査 実 施 回 第 回
_	今回中間検査の対象とな	特 定 工 程
5	る特定工程に係る工事	特定工程に係る工
		事終了年月日 令和 年 月 日
		検 査 実 施 回 第 回 第 回
		特 定 工 程
C	今回申請以前の中間検査	中間検査合格証
6	受験履歴	「
		番 号 ()第 号 ()第 号
		交付年月日 令和 年 月 日 令和 年 月 日
		検 査 実 施 回 第 回 第 回
7	今回申請以降の中間検査	特定工程
′	受験予定	特定工程に係る工
		事終了予定年月日 令和 年 月 日 令和 年 月 日
	/# <del>17</del> .	
8	備	

県収入証紙貼付欄	
盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額
0.30ha 以内	3,000円
0.30ha を超え 2.00ha 以内	6,000円
2.00ha を超え 4.00ha 以内	12,000 円
4.00ha を超え 7.00ha 以内	24,000円

### 〔注意〕

1 ※印のある欄は記入しないでください。

7.00ha を超え 10.00ha 以内

10.00ha を超えるもの

2 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

42,000円

60,000円

3 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

### 様式第 14

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

兵庫県指令	(	)	(建)	第	5	子 (年	불)
				令和	年	月	日
					$\bigcirc$		
					$\mathcal{O}($		

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{\begin{array}{c} {\rm $\mathfrak{R}}\ 13\ {\rm $\mathfrak{R}}\ 1\ {\rm $\mathfrak{q}}\ \\ {\rm $\mathfrak{R}}\ 31\ {\rm $\mathfrak{R}}\ 1\ {\rm $\mathfrak{q}}\ \end{array}\right\}$ の規定に適合していることを証明する。

1	許	可	番	号	第 一 号
2	許	可 年	月	日	令和 年 月 日
3	工事 地番	事をしている土 <sup>‡</sup> 香	他の所在	地及び	
4	エ	事主の作	主 所	氏 名	
5	中	間検査	年	月 日	令和 年 月 日
					検査実施回数 第回
6	中	間(検)査	Ø 5	対象	特 定 工 程
					特定工程に係る工事 終了年月日 令和 年 月 日
7	検	査 員	職 氏	名 名	

## 宅地造成又は特定盛士等に関する工事の届出書

令和 年 月 日

様

工事主	住所			
	<b></b>			
	電 話 (	)	_	
	電子メール			

宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{\begin{array}{l} \mbox{第 21 条第 1 項} \\ \mbox{第 40 条第 1 項} \end{array}\right\}$  の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名 <td blue;="" col<="" color:="" rowspan="2" th="" type="1"><th></th></td>	<th></th>	
C	·)	
3 工事をしている土地の面積 平方メー	ルル	
4 盛 土 の タ イ プ 平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土		
5 盛土又は切土の高さ メー	ノレ	
6 盛土又は切土をする土地の面 積	ルル	
盛土	・ル	
7 盛土又は切土の土量 切土 立方メー	・ル	
8 工事着手年月日 令和年月日		
9 工事完了予定年月日 令和年月日		
10 工 事 の 進 捗 状 況		

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

# 土石の堆積に関する工事の届出書

令和 年 月 日

様

工事主	住所	 	
	<b>丘</b> 夕		
	電 話(		
	電子メール		

宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{ egin{array}{ll} \begin{array}{ll} $\hat{g}$ 21 条 <math>\hat{g}$ 1 項 \\ $\hat{g}$ 40 条 \hat{g}$ 1 項 \\ \end{array} \right\}$  の規定により、下記の工事について届け出ます。

			μЦ							
1	工事施行者住所氏名									
	工事をしている土地の所在地									
2	及び地番									
	(代表地点の緯度経度)	(緯度:	度	分	秒、	経度	:	度	分	秒)
3	工事をしている土地の面積								平方	メートル
4	土石の堆積の最大堆積高さ								,	メートル
5	土石の堆積を行う土地の面積								平方	メートル
6	土石の堆積の最大堆積土量								立方	メートル
7	工事着手年月日			令	和年	月	日			
8	工事完了予定年月日			令	和年	月	日			
9	エ 事 の 進 捗 状 況									
〔注意										

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

# 擁壁等に関する工事の届出書

令和 年 月 日

様

		届出者	任所				
			氏名				
			電子メール				
宅地	造成及び特定盛土等規制	制法 { 第 21 条第				Eの工事について届け出ます。	
			記				
1	工事が行われる土地 の所在地及び地番						
2	行おうとする工事の 種類及び内容						
3	工事着手予定年月日			年	月	Ħ	
4	工事完了予定年月日		令和	年	月	日	

[注意]届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

# 公共施設用地の転用の届出書

届出者 住所\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

様

		氏名								
		電話( ) — —								
		電子メール								
宅地	宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第4項}の規定により、下記の工事について届け出ます。									
		記								
1	転用した土地の所在 地及び地番									
2	転用した土地の面積	平方メートル								
3	転用前の用途									
4	転用後の用途									
5	転 用 年 月 日	令和 年 月 日								

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

# 特定盛土等に関する工事の届出書

令和 年 月 日

様

届出者	住所			
	<b></b> 丘夕			
	電 話(	)	<u> </u>	
	電子メール			

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

			記		
1	工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)	(			)
2	設計者住所氏名				,
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番				
	(代表地点の緯度経度)	(緯度:	度 分	秒 、経度:	度 分 秒)
5	土 地 の 面 積				平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛生のタイプ	7	<sup>Z</sup> 地盛土 ・	腹付け盛土 ・ 名	5埋め盛土
9	土地の地形		渓流	等への該当 有・無	
	イ 盛土又は切土の高さ				メートル
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積				平方メートル
		盛土			立方メートル
10	ハ 盛土又は切土の土量	切 土			立方メートル
		番号	構造	高さ	延長
エ	14.			メートル	メートル
	二擁壁				
事					
の		番号	種 類	高さ	延長
	ホー崖面崩壊防止施設			メートル	メートル
概	ホ 崖面崩壊防止施設				
要		番号	種 類	内法寸法	延長
				センチ	メートル
	へ 排 水 施 設			メートル	

	ト崖面の保護の方法					
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法					
	リ 工事中の危害防止のための措置					
	ヌその他の措置					
	ル 工事着手予定年月日	令和	年	月	目	
	ヲ 工事完了予定年月日	令和	年	月	目	
	ワ エ 程 の 概 要					
11	その他必要な事項					

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 6 9欄は、渓流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

# 土石の堆積に関する工事の届出書

令和 年 月 日

様

届出者	住所			
	<b>丘</b> 夕			
	電 話(	)	<u> </u>	
	電子メール			

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

			нп					
1	工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)	(					)	
2	設計者住所氏名							
3	工事施行者住所氏名							
4	土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度	: 度	分	秒 、 経度:	度	分 秒)	
5	土 地 の 面 積						平方メートル	レ
6	エ 事 の 目 的							
	イ 土石の堆積の最大堆積高さ						メートハ	レ
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積						平方メートル	レ
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量						立方メートル	レ
7	ニ 土石の堆積を行う土地の最 大勾配							
工	勾配が十分の一を超える土 ホ 地における堆積した土石の 崩壊を防止するための措置							
事の	土石の堆積を行う土地にお へ ける地盤の改良その他の必 要な措置							
		番号			空地の幅			
概							メートル	V
	ト空地の設置							
要								
	チ 雨水その他の地表水を有効 に排除する措置		1					
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う 土砂の流出を防止する措置							
	ヌ 工事中の危害防止のための措置							

	ルその他の措置				
	ヲエ事着手予定年月日	令和	年 月	日	
	ワエ事完了予定年月日	令和	年 月	日	
	カエ程の概要				
8	その他必要な事項				

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、 その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

# 特定盛士等に関する工事の変更届出書

令和 年 月 日

様

届出者	住所			
	氏名			
	電 話(	)	_	
	電子メール			

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

			pL		
1	工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)	(			)
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番				
	(代表地点の緯度経度)	(緯度:	度 分	秒 、経度:	度 分 秒)
5	土 地 の 面 積				平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛生のタイプ		平地盛土 •	腹付け盛土・ 名	4年め盛土
9	土地の地形		渓流	記等への該当 有・無	
	イ 盛土又は切土の高さ				メートル
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積				平方メートル
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土			立方メートル
10	ハ 盤工又は切工の工里	切 土			立方メートル
		番号	構造	高さ	延 長
工	Div			メートル	メートル
-	二 擁 壁   				
事					
の		番号	種 類	高さ	延長
				メートル	メートル
概	ホ   崖 面 崩 壊 防 止 施 設				
要		番号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ	メートル
	へ 排 水 施 設			メートル	

	ト崖面の保護の方法						
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法						
	リ 工事中の危害防止のための措置						
	ヌその他の措置						
	ル 工事着手予定年月日	令和	年	月	月		
	ヲ 工事完了予定年月日	令和	年	月	月		
	ワ エ 程 の 概 要						
11	その他必要な事項						
12	変更の理由						

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 6 9 欄は、渓流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに〇印を付してください。
- 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

# 土石の堆積に関する工事の変更届出書

令和 年 月 日

様

届出者	住所			
	<b>丘</b> 夕			
	電 話(	)	<u> </u>	
	電子メール			

宅地造成及び特定盛士等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

			нп					
1	工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)	(					)	
2	設計者住所氏名							
3	工事施行者住所氏名							
4	土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度	: 度	分	秒 、 経度:	度	分 秒)	
5	土 地 の 面 積						平方メートル	レ
6	エ 事 の 目 的							
	イ 土石の堆積の最大堆積高さ						メートハ	レ
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積						平方メートル	レ
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量						立方メートル	レ
7	ニ 土石の堆積を行う土地の最 大勾配							
工	勾配が十分の一を超える土 ホ 地における堆積した土石の 崩壊を防止するための措置							
事の	土石の堆積を行う土地にお へ ける地盤の改良その他の必 要な措置							
		番号			空地の幅			
概							メートル	V
	ト空地の設置							
要								
	チ 雨水その他の地表水を有効 に排除する措置		1					
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う 土砂の流出を防止する措置							
	ヌ 工事中の危害防止のための措置							

	ルその他の措置	
	ヲエ事着手予定年月日	令和 年 月 日
	ワエ事完了予定年月日	令和 年 月 日
	カエ程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変 更 の 理 由	

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、 その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

1	「宅地造成又は特定」 特定盛土等に関す										センチメー Z盛土等に る工事の	盛土等に関する工事の許可 る工事の届出						
	1	工	事	主	O.	) {	È	所	氏	名						,	見取	図
	2	許		1	ij		番	Š		号		第	_		号			
	3	許	可	又	は	届	出	年	月	日		令和	年	月	日			
	4	工	事	施	行	ĵ ā	者	の	氏	名								
  -   	5	現	場	管	理	E a	台	の	氏	名								
70センチメートル以上	6	盛	土	又	は	切	土	の	高	さ					メートル			
グルン	7	盛土又は切土をする土地の面積							平方メートル									
· 402	0	<del>-11:</del>	成十寸は初	1 4 0 4 4	[. <b>月</b> .	盛土			立	方メートル								
	8	8 盛 土 又 は 切	工	()	工	重	切土			立	方メートル							
	9	工	事	着	手	予	定	年	月	日		令和	年	月	目			
	10	工	事	完	了	予	定	年	月	日		令和	年	月	日			
	11	工事工事						ける	5た8	かの								
	12		又	は届				道系	守県部	部局								
						50	セン	<b>★</b>	<b>₹</b> — }	ル以.	L L							

### 〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

# 土石の堆積に関する工事の標識

	- 土石の堆積 	に関する工事の許可又は届出済標識	
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許 可 番 号	第 一 号	
3	許可又は届出年月日	令和 年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立法メートル	
9	工事着手予定年月日	令和 年 月 日	
10	工事完了予定年月日	令和 年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるた めの工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県 部局名称連絡先		
ı	50 センチメートバ	レ以上	

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画変更届出書

						行和	午	月	F
様									
	届出者	住	所	(法人に	あっては、	主たる事	務所の	所在地)	
		氏	名	(法人に	あっては、	名称及び	代表者	の氏名)	
		雷	託	(	)	_			
		电	口口						
		雷三	ニメー	ール					

宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{ \begin{array}{l} \mbox{ $\hat{g}$ 16 条 $\hat{g}$ 2 項} \\ \mbox{ $\hat{g}$ 35 条 $\hat{g}$ 2 項} \end{array} \right\}$  の規定により、宅地造成、特定盛土等又は土石の

堆積に関する工事の計画の変更を届け出ます。

記

1	許	可		番	号	兵庫県指令	(	) (	建)第	号	(宅) (	)
2	許	可	年	月	日			年	月	日		
3	変	更の内	容	及び	理由							
<b>※</b> 月	近	見										

〈注意〉 ※印のある欄は、記入しないでください。

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止届出書

A T.	<del></del>	-	_
令和	年	月	

様

届出者	住	所	(法人に	こあって	には、	主たる事務所の所在地)	)
	氏	名	(法人に	こあって	には、	名称及び代表者の氏名)	)
	電	話	(	)			
	電子	子メ・	ール				

宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則第9条第2項の規定により、 下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事を中止しますので届け出ます。

1	許	可		番	号	兵庫県指令	(	)	(建)	第	号 (	宅) (	)	
2	許	可	年	月	日		令和		年	月	日			
3	土地	也の所	在地	及びり	也番									
4	中	止。	ナる	5 理	田									
5	中止	時のエ	事の	状況及	び防災									
	上の措	置の内	容											

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開届出書

令和 年 月 日

様

届出者	住	所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏	名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	電	話 ( ) —
	雷-	<b>ニメール</b>

宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則第9条第3項の規定により、 下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事を再開しますので届け出ます。

1	許	可	番	号	兵庫県指令 ( )(建)第 号(宅)( )
2	許	可 年	三 月	目	令和 年 月 日
3	土地	の所在	地及び	地番	

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の廃止届出書

令和 年 月 日

様

届出者	住	所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	)
	氏	名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名	)
		話	
	雷	メール	

宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則第9条第4項の規定により、 下記の宅地造成等に関する工事を廃止しますので届け出ます。

1	許	可	番	1	号	兵庫県指令	(	) (建)	第	号 (宅	(	)	
2	許	可	年	月	日		令和	年	月	月			
3	土地	也の所	在地及	とびり	也番								
4	廃	止。	ナ る	理	由								
5	廃止	:時のエ	事の状	況及	び防災								
_	上の推	情置の内	容										

### 宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書

宅地造成及び特定盛土等 盛土等規制法 (第 12 条第 第 16 条第 第 30 条第 第 35 条第	※手数料欄			
申請します。				
様	令和	年月	日	
申請者	住 所(法人にあっては、主たる事務	所の所在	地)	
	氏 名(法人にあっては、名称及び代電話( ) ー         電子メール			
1 建築主又は築造主の 住所及び氏名				
2 敷地の地名地番、地		地目		
目及び面積		面積		平方メートル
3 区 域	宅地造成等工事規制区域	・特定盛	土等規制区	<b>基</b>
4 計画の内容	建築物の建築等・	工作物の	築造	
5 建築物の用途				
6 建築物等の構造及び 規模				
7 その他必要な事項				
※受付欄	※証明年月日及び番号	\ (7 <del>4.</del> \	tota:	日 (点)
	令和 年 月 日 ( ※備考	)(建)	第 一	万(七)

### 〈注意〉

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 「3 区域」の欄は、該当する規制区域を○印で囲んでください(複数選択可)。
- 3 「4 計画の内容」の欄は、建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする計画について、証明書の交付を申請する場合は、建築物の建築等を○印で囲み、工作物の築造をする計画について、証明書の交付を申請する場合は、工作物の築造を○印で囲んでください。
- 4 「5 建築物の用途」の欄は、建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする計画について、 証明書の交付を申請する場合のみ記入してください。
- 5 「6 建築物等の構造及び規模」の欄は、建築物の構造、延べ面積(平方メートル)及び高さ(メートル)又は建築物以外の工作物の高さ(メートル)を記入してください。
- 6 「7 その他必要な事項」の欄は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う場合において、当該 工事について他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してく ださい。

(申請書裏面)

	手数料	円	※係員氏名
県収入証紙貼付欄			
備	考 欄		

# 宅地造成等工事許可不要証明書

第12条第1項		削法施行規則第88条の 要しないことを証明		、宅地造	成及び特定盛土等規制法
令和 年 月 申請者氏名(法人に			第 - の氏名)	号 (宅)	
			様		
					印
1 建築主又は築造主 の住所及び氏名					
2 敷地の地名地番、				地目	
地目及び面積				面積	平方メートル
3 区 域		宅地造成等工	_事規制区域·	・特定盛	土等規制区域
4 計画の内容		建築	<b>を物の建築・</b> コ	工作物の領	築造
6 建築物等の構造及	構造		造	建	
び規模	面積	্ৰ	方メートル	高さ	メートル
7 その他必要な事項				·	
8 備 考					

# (様式例1)

# 設計者の資格に関する申告書

(1)	設 生		者の	) 氏 月	名日		年		月	日生		16 A	· / / //		第1	号、	第2号	``	
							<del>+</del>	,	/1	ΗI	(2)		· 令第 :当号	22	第3	号、	第4号	`,	
(3)	現		住		所										第5	号			
(4)	勤所	務 在地	5 2 2 2 3 7 8	先 び名	の i称								電話	(	)		_		番
(5)	最	終	ξ <u>έ</u>	学	歴	学校名	4	丰	月	日 学科名	卒	業	中退		業年降	限			
(6) 資	名				称	(1)	一級建	<b>建築士</b>	:		(1)	技術	士		(v)				
格 免	登	録	番	号	等	第			号	( 第			)部F 号						
許 等	取	得	年	月	日		年	月	日		年	=	月	日					
(7)				工事	事名)	及び実務の	の内容			-10	実務	に従事	事した	期間			期間	引の合	計
										年	月	から	(	年年	月ま	きで 引)			
土木又は建築に関する実務経験										年	月	から	(	年年	月ま				
は建築										年	月	から	(	年 年	月ま	きで 引)			
米に関										年	月	から	(	年 年	月ま	きで 引)		年	月
する実										年	月	から	(	年 年	月ま	きで 引)			
務経験										年	月	から	(	年 年	月ま	きで 引)			
<b></b>										年	月	から	(	年年	月ま				
(8)	そ	の作	也の	)事	項														
						.1								令	和	年	. 月		目
,	•⁄.			兵	庫県	:			様										
	* 查																		
(適					上	記のとお	り申告	うしま	す。				者氏名	1					_
												電話 電子	( メール	/	)		_		番

注1 ※印は、記入しないでください。 2 申告者が法人である場合において、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

# 土地所有者等関係権利者の同意書

発区域(	に含まれ	る地域又は宅地造	成等に関する工事の	)土地の所	在地	及び地番	<u> </u>	
		行為の施行若しく 議がないので同意	は開発行為に関すします。	る工事の実	施又	は宅地は	造成等に	関する工事の
		対象物の所在地		同 年 月	意日		利 氏名及	者 のなび連絡先
(	)						·	
							( ) メール	_
(	)							
							メール	_
(	)							
							( ) メール	_
(	)							
							( ) メール	_
(	)						( ) メール	_
(	)					电丁	<i></i>	
							( ) メール	_
(	)							
							( ) メール	_
(	)							
						電話	( )	_

- (1) 権利の対象物欄は、開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施について同意する場合にあっては、土地、池沼、建築物等の別を記入し、( ) 内には、土地については地目を、建築物については用途を記入し、宅地造成等に関する工事の実施について同意する場合にあっては、土地と記入し( ) 内には土地の地目を記入してください。
- (2) 権利の種類欄には、所有権、賃借権その他の権利を記入してください。

# 住民への周知実施報告書

令和 年 月 日

様

工事主	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	電話 (
	電子メール

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 11 条又は第 29 条の規定に基づき、 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知するための措置について、下記のとお り講じたことを報告します。

記

	RC
1 土地の所在地及	び地
番	
2 工事施行者の氏法	名又
は名称	
3 周知範囲	
4 周知の方法	説明会の開催・書面の配布・掲示及びインターネットへの掲載
5 周知の期間等	
6 周知内容	

### 〈注意〉

- 1 3欄は、住民に周知した範囲を記入し、かつ、周知した範囲の位置を示す地図等を添付してください。
- 2 4欄は、該当する周知の方法に○印を付してください(複数選択可)。
- 3 5欄は、住民に周知した方法ごとに次の内容を記入してください。
  - (1) 説明会を開催した場合は、開催することを住民に通知した方法、開催日時及び開催場所
  - (2) 書面を配布した場合は、全ての周知範囲に対する書面の配布が完了した日
  - (3) 掲示及びインターネットへの掲載をした場合は、掲示及びインターネットに掲載をした日
- 4 6欄は、周知した内容を記入し、かつ、周知した内容が分かる説明会の写真、資料などを添付してください。

# (様式例4)

{工事主の工事を行うための資力及び信用 工事施行者の工事を完成するために必要な能力}に関する申告書

		人にあっ表者の氏													
	る事務	人にあっ	地)							電記	舌(	)		_	番
創立 よ法 る .	建設	)後の沿 業法 建物取引									資	本	金		万円
登録に	その		<i>&gt;</i>  \(\)								主た・金融				
資産	の状況									_	•		•		
&rts	年度区			.税又は 得 税	事	業	税	市町	民 税	固 資	定 産 税	そ	Ø -	他	計
納税額	(前	年度)		円			円		円		円			円	円
	(前人	年 度 年度)		円			円		円		円			円	円
従業	美員数	事務職労務職	 人 人	技術			人 人	1	機械台数						<u> </u>
技主		役職名		氏				宇齢	在社	年数	資材	各免言	許、学	歴、	その他
な締															
術役															
者 員 及															
名び	:														
に関す	工	事名	工事ョ 元請下 の区別	請	場所		Ī	面積	許可 年月	番号	着工年 完成年			済証 年月日	工事高
る 間 の								m²							万円
工宅事地。								m²							万円
実 歳 等								m²							万円
工事実績								m²							万円
	,	<b>.</b>	様	•			1				令	和	年	月	日
	上記	己のとおり	申告	します。				申	告者氏	名					
	中件女业					7 14			:話 :子メー	-ル	)	, _	_	-	

注1 申告者が法人である場合において、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

### 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

私(当法人・当組合を含む。)は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「本法」という。)に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私(当法人・当組合を含む。) は次のいずれにも該当しません。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分にかかる行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに 異議なく応じます。

令和 年 月 日

電子メール \_\_\_\_\_\_

# 暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書

私(当法人・当組合を含む。)は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 私 (当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。) は次の(1)から(3)のいずれにも該当しません。

役職	<sup>ふりがな</sup> 氏名	性別	生年月日	住所

- ※法人又は組合の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。
- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 法人又は組合であって、その役員のうちに(1)に該当する者があるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

令和	年	月	日

# (様式例7)

# 工事監理者の資格に関する申告書

			-						- ,							
工事監理者(年月日	の氏名・生		年	月	日生											
現住所						勤	務先									
最終学歴																
咨	名称															
資格免許等	登録番号	<u>1.</u> 7	第		号			第		号			第		号	
等	取得年月	日	年	月	日			年	月	目			年	月	日	
	工事名及で	び実績	<b>答の内容</b>			実	務に彷	と事 し	した期	間			其	期間⊄	の合語	+
関土							年	月7	から	年	月音	まで			年	ヵ月
関する実務経歴出木又は建築に							年	月7	から	年	月音	まで			年	ヵ月
経築歴に							年	月7	から	年	月音	まで			年	ヵ月
							年	月7	から	年	月音	まで			年	ヵ月
該当項目			亍令第 22 条 建設業法第			号				<u></u>	計	•			年	カ月
												4	令和	年	月	日

様

上記のとおり申告します。

工事監理者の氏名

### (様式例8)

## 工程報告に関する指示書

下記の工程に達した時には、検査を行い、各設計図書、工事写真及び試験結果等を添付した工程報告書を提出してください。

記

- 防災施設設置時
- 防災施設埋設部分設置時
- 〇 地下排水暗渠施設時
- 段切り完了時
- 水路基礎完了時
- 主要な暗渠施設時
- 各排水施設基礎完了時
- 擁壁根切り完了時
- 地盤改良完了時
- RC擁壁基礎配筋完了時
- R C 擁壁壁配筋完了時
- R C 擁壁基礎完了時
- 練積み造擁壁基礎完了時
- 練積み造擁壁の1mごと築造時止
- 水コンクリート施工時
- 透水層施工状況

 $\bigcirc$ 

### 〈注意〉

- 1 ●印の工程について報告してください。
- 2 工程報告書を提出しない場合には、工事完了検査申請があっても、受理できないことがあります。

兵庫県○○県民局○○土木事務所○○課

### 工程報告書

令和 年 月 日

様

工事監理者	<b></b>		
	氏名		
	電話 (	)	 
	<b>意</b> 之 )		 

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)  $\left\{ egin{array}{ll} $\hat{\pi}$ 12 条第 1 項 \\ $\hat{\pi}$ 30 条第 1 項 \end{array} \right\}$  の規定により許可を

受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、下記の工程に達し、適正に施工されていることを報告します。

記

許	P.	番	号		第	Ę	1		
許	可	年	月日		令和	年	月	目	
		$\bigcirc$	防災施設設置時						
報		$\bigcirc$	防災施設埋設部分	設置時					
		$\bigcirc$	地下排水暗渠施設	時					
		$\bigcirc$	段切り完了時						
告		$\bigcirc$	水路基礎完了時						
		$\bigcirc$	主要な暗渠施設時	:					
		$\bigcirc$	各排水施設基礎完	了時					
内		$\bigcirc$	擁壁根切り完了時	:					
		$\bigcirc$	地盤改良完了時						
		$\bigcirc$	RC擁壁基礎配筋	完了時					
容		$\bigcirc$	RC擁壁壁配筋完	了時					
		$\bigcirc$	RC擁壁基礎完了	時					
		$\bigcirc$	練積み造擁壁基礎	完了時					
		$\bigcirc$	練積み造擁壁の各	1 m每築造時	È				
		$\bigcirc$	止水コンクリート	施工時					
		$\bigcirc$	透水層施工状況						
		$\bigcirc$							
/\/\. <del>\\</del>									

〈注意〉

- 1 報告工程に●印を入れてください。
- 2 この報告書には、各設計図書、工事写真及び試験結果等を添付してください。

# 工事完了報告書

令和 年 月 日

様

工事主	住所	(法人に)	あっては、	主たる事務所の所在地)
	氏名	(法人に	あっては、	名称及び代表者の氏名)
	電話	(	)	_
	雷子	メール		

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)  $\left\{\begin{array}{l}$ 第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項  $\\ \end{array}\right\}$  の規定により許可を受けた下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事を適正に施行したことを報告します。

記

1	許	可		番	号	兵庫県指令	( )健)第	号官(	)
2	許	可 年 月			日		令和 年 月	日	
3	工事を	をした土地	他の所	在地及び	地番				

# 特定工程終了報告書

令和 年 月 日

様

工事主	住所	(法人に	あっては、	主たる事務所の所在地)
	氏名	(法人に)	あっては、	名称及び代表者の氏名)
		( メール	)	_

記

1	許	可		番	号	第   号
2	許	可	年	月	日	年 月 日
3	工事を	としている士	上地の所	在地及び	地番	

## (様式例 12)

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

令和 年 月 日

様

工事主	住所	(法人に	あっては、	主たる事務所の所在地)
	氏名	(法人に	あっては、	名称及び代表者の氏名)
		メール	)	

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 19 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の 規定により、下記 2 欄の許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況その他の事項につい て報告します。

記

1 工事が施行される土地の所在地						
2 工事の許可年月日及び許可番号	年	月	日	A F	第	号
3 前回の報告年月日	年	月	日	A F	第	口
4 報告の時点における盛土又は切土の高さ						メートル
5 報告の時点における盛土又は切 土の面積						平方メートル
6 報告の時点における盛土又は切 土の土量						立方メートル
7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況						

〈注意〉 3 欄は、2回目以降の報告の場合にのみ記入してください。

# 土石の堆積に関する工事の定期報告書

令和 年 月 日

様

工事主	住所	(法人に	あっては、	主たる事務所の所在地)
	氏名	(法人に	あっては、	名称及び代表者の氏名)
	電話	(	)	_
	電子	メール		

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 19 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の 規定に基づき、下記の工事の実施状況その他の事項について報告します。

記

1 工事が施行される土地の所在地						
2 工事の許可年月日及び許可番号	年	月	日	A F	第	号
3 前回の報告年月日	年	月	日	A F	第	回
4 報告の時点における土石の堆積の高さ						メートル
5 報告の時点における土石の堆積 の面積						平方メートル
6 報告の時点における堆積されて いる土石の土量						立方メートル
7 前回の報告の時点から新たに堆 積された土石の土量及び除却され た土石の土量						立方メートル

〈注意〉3欄は、2回目以降の報告の場合にのみ記入してください。

# (様式例 14)

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)協議申出書

宅	E地造成及び特定盛土等規制法			第3項において準用す 第3項において準用す	
の規	是定により、協議を申し出ます。				
	令和 年 月 日 様				
		申出者 耶	哉氏名		
		1		) —	
		1			
1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度:	度 分	秒 、経度:   月	き 分 秒)
5	土 地 の 面 積				平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	7/	地盛土・	腹付け盛土 ・ 谷	埋め盛土
9	土地の地形		渓流:	等への該当 有・無	
	ア 盛土又は切土の高さ				メートル
	イ 盛土又は切土をする土地の面積				平方メートル
	ウ 盛土又は切土の土量・	盛土			立方メートル
	7 温工人は男工ツ工里	切 土			立方メートル
10		番号	構造	高さ、	延長
工	工擁壁			メートル	メートル
事					
争		番 号	種類	高さ	江 巨
$\mathcal{O}$		<u> </u>	種類	同らメートル	延 長 メートル
	才崖面崩壊防止施設			7 17	
概					
要		番号	種類	内法寸法	延長
女				センチ	メートル
	力排 水 施 設			メートル	
	キ 崖面の保護の方法				

	ク	崖面	以外の	り地表	長面の	保護の	方法									
	ケ	工事	中の危	色害防	ち止の	ための	措置									
	П	そ	0)	他	の	措	置									
	サ	工事	事着	手-	予定	年月	日	令和	左	F.	月	日				
	シ	工事	事完	了一	予定	年月	月	令和	左	F.	月	日				
	ス	工	程	C	カ	概	要									
11	申	出代	理	者(	主所	<b></b> 氏:	名	電話番 電子メ								
12	そ	の化	也必	公	更な	;事	項									
13	変	更		0)	Ę	里	由									
14	協	議	成		17.	番	号	兵庫県	指令	(	( )	(建)	第	号(宅)(	協議)	( )
	*	受 付	横								<b>&gt;</b>	•協議成	立番号欄			
令	和	年	月		日					1	令和	年	月	日		
	第		-17	号		兵庫	県扌	旨令	(	) (	建) 🧯	第	号(	(宅) (協調	義)(	)
係員	氏名					係員	氏名									
*	上記							したので								
		*	決	L	裁	<b>†</b>	闌		>	<u> </u>	合	議	欄	※担当	当者	※押印審査
														TEL		

### [注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 4 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 5 9欄は、渓流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに〇印を付してください。
- 6 12 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
- 7 13 及び 14 欄は、変更協議を申し出る場合のみ記入してください。

# 土石の堆積に関する工事の(変更)協議申出書

钅		5条第1項(第16条第3項において準用する場合を含む) 3条第2項(第35条第3項において準用する場合を含む)	
の規	規定により、協議を申し出ます。		
	令和 年 月 日 様		
	甲片	出者 職氏名 <sub></sub>	
		電話(	
		電子メール	
1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)(	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	<del>(MPQ: 及 ガ り、配及: 及 ガ り)</del> 平方メート	
6	工事の目的		
	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メート	ル
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メート	ル
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メート	ル
	エ 土石の堆積を行う土地の最 大勾配		
7	勾配が十分の一を超える土		
工	オ地における堆積した土石の		
	崩壊を防止するための措置 土石の堆積を行う土地にお		
事			
	要な措置		
0)	番		
- <del>1</del> 811°	キ空地の設置	メート	ル
概			
要			
	クに排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う 土砂の流出を防止する措置		
	コ 工事中の危害防止のための措置		
	サその他の措置		
	シエ事着手予定年月日	令和 年 月 日	

	ス	工事	1 完	了	予定	定 年	月	日				令表	印	年	J.	]	日					
	セ	工	程		$\mathcal{O}$	櫻	E	要														
8	申	出代	理	者	住 所	氏	名		電話番電子メ													
9	そ	$\mathcal{O}$	他	必	要	な	事	項														
10	変	Ī	更	0	り	理		田														
11	協	議	,	成	立	耆	\$	号	兵庫県	指令	(	)	(建)	第		号	(宅)	(協	義)	(		)
	<b>X</b> <sup>P</sup>	受 有	寸 扌	欄							<b>&gt;</b>	(協調	養成立	番号	分欄							
令和	1 :	年	月	F	3						令和		年	月		日						
	第			号		兵	車県	指令	. (	)	(建)	第			号(	宅)	(協	議)	(			)
係員	氏名	,				係」	員氏	名														
*	上記	己申出	出にて	つい	て協	議が	成立	I.した	こので協	議申占	出者に	通知	しま、	す。								
	<b>%</b>	•	決		裁	欄			*	合	議		欄		*	担当	省		>	《押印	]審3	查
														TE	L				_			

### [注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 4 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 5 9欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
- 6 10及び11欄は、変更協議を申し出る場合のみ記入してください。

(様式例 16)

# 協議成立通知書

兵庫県指令	(	)第	号	(宅) (協	爲議)(	)
		令	和	年	月	日
		000				

1	工事	をす	る土地	の所有	生地	及び社	番地	
2	I	事	主	住	所	氏	名	
3	協	議	成	立		番	号	兵庫県指令 ( )(建)第 号(宅)(協議)( )
4	協	議	対	象		行	為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5	協詞	義が	成立	した	エ	事期	間	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日
6	協		議		内		容	

		[七地坦风寺工争計り百骸記戦争項証明]
		証明願
	様	É
		申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
		電話 ( ) — —
		電子メール
		电17.7.7.
-	下記の事項は台帳原本と相違ないこ	ことを証明願います。
	工事主の氏名又は名称	
	宅地造成等に関する工事が 施行される土地の所在地	
	土 地 の 面 積	平方メートル
	許可年月日及び許可番号	令和     年     月     日       兵庫県指令     ( )     健)第     一     号(宅)( )
証	工事施行者の氏名又は名称	
明事	工事の着手予定年月日	令和 年 月 日
項	工事の完了予定年月日	令和 年 月 日
	盛土若しくは切土の高さ又は 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	盛土若しくは切土をする又は 土石の堆積を行う土地の面積	サカメートル
	盛土若しくは切土の土量又は 土石の堆積の最大堆積土量	$V_{n} \times V_{n} \times V_{n}$
	崖面崩壊防止施設の有無	
証	理 由	
明	件 数	
	:記事項は台帳原本と照合の結果相	14 <b>遅ないことを</b> 証明する。
		令和 年 月 日
		0000
		収 入 証 紙 (消印しないでください。)

\*証明1通につき400円

<sup>(</sup>注) 本証明は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条に基づく証明ではありません。

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)許可申請 チェックリスト

【法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項】

空地造成又は特定庭士等に関する工事の許可申請(省令様式第2)又は   空地造成又は特定庭士等に関する五事の変更許可申請書(省令様式第7)   □   □   □   □   □   □   □   □   □			添付図書	申請者確認欄	備 考 (添付しない場合 はその理由)	※市町 確認用
芝地造成文は特定産土等に関する土事の変更斉申申請書(省合様式第7)	-1	宅	地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請(省令様式第2)又は			
設計者の資格に関する中容書(様式例 1   □   □   □   □   □   □   □   □   □	1	宅	地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書(省令様式第7)			
設計者の資格を証ける素類	2	設	計者が資格を有する者であることを証する書類			
3 土地等の状況写真			設計者の資格に関する申告書(様式例1)			
4 申請者の証明書 個人の場合 住民栗の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので あって、氏名及び住所を証する書類 法人の場合 整記事項証明書 役員の住民栗の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類する しのであって氏名及び住所を証する書類 工事主の責力・信用を証する書類 工事主の正事を行うための資力及び信用に関する申告書(様式例4) 例例の場合 最近2箇年以上の事業年度における所得税に関する納税証明書 所有する固定資産の評価額証明書 法人の場合 最近2箇年以上の事業年度における財務諸表(貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及び法人事業税に関する納税証明書 発行済株式総数の 100 分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の5以上の額に相当する出資をしている者があるとき これらの者の住民栗の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれ らに類するものであって氏名及び住所を証する書類 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資 の金額が確認できる書類 生地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書(様式例 5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書(様式例 6) 損金残高語明書 収行その他から融資を受ける場合は融資額証明書 即生との売買契約書 「二事請負見稿書(工事請負見稿書は法人の場合のみ) 「二事業銭契約書又は工事請負見稿書(工事請負見稿書は法人の場合のみ) 「二事業銭契約書又は工事請負見稿書(工事請負見稿書は法人の場合のみ) 「二事業銭契約書」 「二事請負見額書(工事請負見稿書は法人の場合のみ)			設計者の資格を証する書類			
個人の場合	3	土:	地等の状況写真			
住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので	4	申	請者の証明書			
あって、氏名及び住所を証する書類   法人の場合   登記事項証明書   □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			個人の場合			
法人の場合			住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので			
登記事項証明書			あって、氏名及び住所を証する書類			
役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類する			法人の場合			
ものであって氏名及び住所を証する書類			登記事項証明書			
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類する			
日本主の百力・信用を証する書類  □			ものであって氏名及び住所を証する書類			
工事主の工事を行うための資力及び信用に関する申告書(様式例4)	5	資	金計画書(省令様式第3)			
個人の場合     最近 2 簡年以上の事業年度における所得税に関する納税証明書	6	工	事主の資力・信用を証する書類			
最近2箇年以上の事業年度における所得税に関する納税証明書 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			工事主の工事を行うための資力及び信用に関する申告書(様式例4)			
所有する固定資産の評価額証明書			個人の場合			
法人の場合			最近2箇年以上の事業年度における所得税に関する納税証明書			
最近 2 箇年以上の事業年度における財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及び法人事業税に関する納税証明書 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときこれらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類で地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書(様式例5)  暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書(様式例6) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			所有する固定資産の評価額証明書			
書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及び法人事業税に関する納税証明書 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるとき  これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれ らに類するものであって氏名及び住所を証する書類 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資 の金額が確認できる書類  宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書(様式例 5)  暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書(様式例 6) 預金残高証明書 銀行その他から融資を受ける場合は融資額証明書  中主との売買契約書  工事請負契約書又は工事請負見積書(工事請負見積書は法人の場合のみ)  事業経歴書			法人の場合			
税証明書			最近2箇年以上の事業年度における財務諸表(貸借対照表、損益計算			
100 分の5以上の額に相当する出資をしている者があるとき						
□ これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれ □ らに類するものであって氏名及び住所を証する書類 □ 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資 □ □ の金額が確認できる書類 □ で地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書(様式例 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			発行済株式総数の 100 分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の			
らに類するものであって氏名及び住所を証する書類   当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資   □ の金額が確認できる書類   宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書(様式例 □   5)   暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書(様式例6)   □   預金残高証明書   □   □   □   □   □   □   □   □   □			100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるとき			
当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれ			
の金額が確認できる書類  宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書(様式例 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			らに類するものであって氏名及び住所を証する書類			
宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書(様式例			当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資			
5)  暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書(様式例6)  預金残高証明書  銀行その他から融資を受ける場合は融資額証明書  地主との売買契約書  工事請負契約書又は工事請負見積書(工事請負見積書は法人の場合のみ)  事業経歴書			の金額が確認できる書類			
預金残高証明書       □       □         銀行その他から融資を受ける場合は融資額証明書       □       □         地主との売買契約書       □       □         工事請負契約書又は工事請負見積書(工事請負見積書は法人の場合のみ)       □       □         事業経歴書       □       □						
銀行その他から融資を受ける場合は融資額証明書  地主との売買契約書  工事請負契約書又は工事請負見積書(工事請負見積書は法人の場合のみ)  事業経歴書  □  □  □  □  □			暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書(様式例6)			
地主との売買契約書       □         工事請負契約書又は工事請負見積書(工事請負見積書は法人の場合のみ)       □         事業経歴書       □			預金残高証明書			
工事請負契約書又は工事請負見積書(工事請負見積書は法人の場合のみ) □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			銀行その他から融資を受ける場合は融資額証明書			
事業経歴書			地主との売買契約書			
事業経歴書			工事請負契約書又は工事請負見積書(工事請負見積書は法人の場合のみ)			
7 施行者の能力を証する書類			事業経歴書			
	7	施	行者の能力を証する書類			

	添付図書	申請者確認欄	備 考 (添付しない場合 はその理由)	※市町 確認用
	法人の登記事項証明書又は個人の住民			
	建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を証する書類			
	事業経歴書			
8	土地所有者等の同意書			
	土地所有者等の同意書 (様式例2)			
	同意者の証明書			
9	周辺地域の住民へ工事の内容を周知するための措置を講じたことを証する書類			
	住民への周知実施報告書 (様式例3)			
	説明会を開催した場合にあっては、その写真			
10	土地の登記事項証明書			
11	不動産登記法第 14 条地図等			
12	位置図			
13	地形図			
14	土地の平面図			
15	土地の求積図			
16	土量の求積図			
17	土地の断面図			
18	排水流域図			
19	排水施設の平面図			
20	排水施設縦断面図			
21	排水施設構造図			
22	崖の断面図			
23	擁壁の断面図			
24	擁壁の背面図			
25	崖面崩壊防止施設の断面図			
26	崖面崩壊防止施設の背面図			
27	防災計画図			
28	土量計算書			
29	構造計算書			
30	渓流等において行う高さが 15mを超える盛土の安定計算書			
31	盛土の安定計算書			
32	擁壁で覆わない崖の安定計算書			
33	地盤調査報告書			
34	流量計算書			
35	防災計画書			
36	その他知事が必要と認める図書			
	委任状			
	その他( )			

# 土石の堆積に関する工事の(変更)許可申請 チェックリスト

【法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項】

			添付図書	申請者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	土	石の	D堆積に関する工事の許可申請(省令様式第4)又は	П		
	土	石の	) 堆積に関する工事の変更許可申請書(省令様式第8)			
2	土	地等	等の状況写真			
3	申	請者	香の証明書 ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・			
		個	人の場合			
			住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに			
			類するものであって、氏名及び住所を証する書類			
		法	人の場合			
			登記事項証明書			
			役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこ			
			れらに類するものであって氏名及び住所を証する書類			
4	資	金訂	十画書(省令様式第5)			
5	エ	事言	<b>Eの資力・信用を証する書類</b>			
			事主の工事を行うための資力及び信用に関する申告書 (様 例4)			
		個	人の場合			
			最近2箇年以上の事業年度における所得税に関する納税証 明書			
			所有する固定資産の評価額証明書			
		ኍ	人の場合			
		仏				
			最近2箇年以上の事業年度における財務諸表(貸借対照			
			表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及び法人事業税に関する納税証明書			
			発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は			
			出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている			
			者があるとき			
			これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの			
			写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を	_		
			証する書類			
			当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者			
			のなした出資の金額が確認できる書類			
		宅	地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓			
		約	書(様式例 5)			
			力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書(様 例 6)			
		預	金残高証明書			
		銀	行その他から融資を受ける場合は融資額証明書			
		地	主との売買契約書			

		添付図書	申請者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
		工事請負契約書又は工事請負見積書(工事請負見積書は法人 の場合のみ)			
		事業経歴書			
6	施	 行者の能力を証する書類			
		法人の登記事項証明書又は個人の住民			
		建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を証する書類			
		事業経歴書			
7	+:	地所有者等の同意書			
		土地所有者等の同意書 (様式例2)			
		同意者の証明書			
8		辺地域の住民へ工事の内容を周知するための措置を講じたこと を証する書類			
		住民への周知実施報告書 (様式例3)			
		説明会を開催した場合にあっては、その写真			
9	土	地の登記事項証明書			
10	不	動産登記法第 14 条地図等			
11	位	置図			
12	地	形図			
13	土	地の平面図			
14	土	地の求積図			
15	土	地の断面図			
16	土	石の断面図			
17	柵	その他これに類するものの立面図			
18	排	水流域図			
19	排	水施設の平面図			
20	排	水施設縦断面図			
21	排	水施設構造図			
22	地	盤改良図			
23	土	量計算書			
24		積した土石の崩壊を防止するための措置の内容が適切であるこ を証する書類			
25		石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の内容が適切である とを証する書類			
26		量計算書			
		程表			
-		の他知事が必要と認める図書			
		委任状			
		その他( )			

## 完了検査申請 チェックリスト

### 【法第17条第1項又は第36条第1項】

	添付図書	申請者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	完了検査申請書(様式第9)			
2	工事完了報告書(様式例 10)			
3	工事写真(施行中及び特定工程終了時)			
4	試験結果報告書			
5	その他知事が必要と認める図書			

注意 ※印のある欄は記入しないでください

# 確認申請 チェックリスト

【法第17条第4項又は第36条第4項】

	添付図書	申請者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	確認申請書(様式第11)			

注意 ※印のある欄は記入しないでください

# 中間検査申請 チェックリスト

【法第18条第1項又は第37条第1項】

	添付図書	申請者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	中間検査申請書(様式第13)			
2	検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図			
3	特定工程終了報告書(様式例 11)			
4	工事写真(施行中及び特定工程終了時)			
5	試験結果報告書			
6	その他知事が必要と認める図書			

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告 チェックリスト

【法第19条第1項又は第38条第1項】

	添付図書	報告者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(様式例 12)			
2	報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の 状況を明らかにする写真			
3	報告の時点における盛土又は切土をしている土地の平面図 (2及 び7の撮影位置を明示すること。)			
4	報告の時点における盛土又は切土をしている土地の断面図			
5	報告の時点における盛土又は切土をしている土地の求積図			
6	報告の時点における盛土又は切土の土量計算書			
7	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにす る写真			

注意 ※印のある欄は記入しないでください

# 土石の堆積に関する工事の定期の報告 チェックリスト

【法第19条第1項又は第38条第1項】

	添付図書	報告者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	土石の堆積に関する工事の定期報告書 (様式例 13)			
2	報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の 状況を明らかにする写真その他の書類			
3	報告の時点における盛土又は切土をしている土地の平面図 (2の 撮影位置を明示すること。)			
4	報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積を行っている土地の断面図			
5	報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積を行っている土石の堆積に関する求積図			
6	報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積を行っている土石の堆積に関する土量計算書			

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止の届出 チェックリスト

【県規則第9条第2項】

	添付図書	届出者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止届出書(様式第4号)			
2	災害防止計画書			
3	その他知事が必要と認める図書			
دحد	C. YCD o. t. 7 198 (1-5-7-7   1-6) (1-6-7-7   1-6)			

注意 ※印のある欄は記入しないでください

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開の届出 チェックリスト

【県規則第9条第3項】

	添付図書	届出者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開届出書(様式第5 号)			
2	災害防止計画書			
3	その他知事が必要と認める図書			

注意 ※印のある欄は記入しないでください

## 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の廃止の届出 チェックリスト

【県規則第9条第4項】

	添付図書	届出者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の廃止届出書 (様式第6号)			
2	災害防止計画書			
3	その他知事が必要と認める図書			

# 特定盛土等に関する工事の(変更)届出 チェックリスト

【法第27条第1項又は第28条第1項】

	添付図書			届出者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	特定盛土等に関する工事の届出書 (様式第 19) 又は 特定盛土等に関する工事の変更届出書 (様式第 21)					
3	士:	地等	・ ・ ・の状況写真			
2	申	請者	音の証明書			
		個	人の場合			
			住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに			
			類するものであって、氏名及び住所を証する書類			
		法	人の場合 「			
			登記事項証明書			
			役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこ			
			れらに類するものであって氏名及び住所を証する書類			
3	土地の登記事項証明書					
4	不	動産	至登記法第 14 条地図等			
5	位	置図				
6	地	形区				
7	土	地の	9平面図			
8	土:	地の	)求積図			
9	土:	量の	)求積図			
10	土:	地の	断面図			
11	排	水旗	面設の平面図			
12	崖	の関	<b>析面図</b>			
13	擁	壁の	断面図			
14	推壁の背面図					
15	崖面崩壊防止施設の断面図					
16	崖面崩壊防止施設の背面図					
17	そ	の他	<b>也知事が必要と認める図書</b>			
		委	任状			
		そ	の他 ( )			

# 土石の堆積に関する工事の(変更)届出 チェックリスト

【法第27条第1項又は第28条第1項】

			添付図書	届出者 確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1			の堆積に関する工事の届出書(様式第 20)又は の堆積に関する工事の変更届出書(様式第 22)			
2	土	地等				
3	申	請者	<b>巻の証明書</b>			
		個				
			住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに			
			類するものであって、氏名及び住所を証する書類			
		法	人の場合			
			登記事項証明書			
			役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこ			
			れらに類するものであって氏名及び住所を証する書類			
4	土:	地0	り登記事項証明書			
5	不	動產	<b>奎登記法第 14 条地図等</b>			
6	位	置图	XI			
7	地	形图	XI			
8	土:	地の	り平面図			
9	土	地0	力求積図			
10	土:	地0	り断面図			
11	土:	石	の断面図			
12	2 土量計算書					
13	工程表					
14	そ	の作	也知事が必要と認める図書			
		委	任状			
		そ	の他( )			

### 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出 チェックリスト

【法第21条第1項又は第40条第1項】

	添付図書	届出者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用					
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 (様式第15)								
2	土地等の状況写真など								
3	位置図								
4	地形図								
5	土地の平面図								
÷+-	· 注音								

- 1 ※印のある欄は記入しないでください
- 2 令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものである場合においてのみ、2 欄から5欄の図書を添付してください。

### 土石の堆積に関する工事の届出 チェックリスト

【法第21条第1項又は第40条第1項】

	添付図書	届出者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	土石の堆積に関する工事の届出書(様式第 16)			
2	土地等の状況写真など			
3	位置図			
4	地形図			
5	土地の平面図			

### 注意

- 1 ※印のある欄は記入しないでください
- 2 令第25条第2項各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものである場合においての み、2欄から5欄の図書を添付してください。

### **擁壁等に関する工事の届出** チェックリスト【法第21条第2項又は第40条第2項】

	添付図書	届出者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	擁壁等に関する工事の届出書 (様式第17)			

注意 ※印のある欄は記入しないでください

### 公共施設用地の転用の届出 チェックリスト

【法第21条第3項又は第40条第3項】

添付図書	届出者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1 公共施設用地の転用の届出書(様式第 18)			

# 宅地造成等工事許可不要証明書交付申請 チェックリスト

【法施行規則第88条本文】

	添付図書	届出者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書(様式第7号)			
2	土地等の状況写真			
3	位置図			
4				
5	不動産登記法第 14 条地図等			
6	土地の平面図			
7	土地の求積図			
8	土地の断面図			
9	土地等の状況写真			
10	その他知事が必要と認める図書			
	法第2条第1号の公共施設用地内において行う工事			
	公共施設用地内において行う工事であることを証する書類			
	令第3条の土地の形質の変更又は令第4条の土石の堆積に該			
	当しない規模の工事			
	盛土若しくは切土又は土石の堆積をする土地の求積図			
	特定盛土等規制区域内における許可を要しない盛土若しくは			
	切土又は土石の堆積の規模の工事			
	盛土若しくは切土又は土石の堆積をする土地の求積図			
	→ 5条第1号から第4号までのいずれかの工事			
	申請に係る工事が令5条第1号から第4号までのいずれか			
	の工事に該当することを証する書類			
	省令第8条第1号から第8号までのいずれかの工事			
	申請に係る工事が省令第8条第1号から第8号までのいず			
	れかの工事に該当することを証する書類			
	宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に			
	限る。) に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土			
	又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えない盛			
	土又は切土をするもの			
	盛土又は切土をする土地の求積図			
	令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土			
	地の面積が 300 ㎡を超えないものに関する工事			
	土石の堆積をする土地の求積図			
	令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土			
	地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30cm			
	を超えないものに関する工事			
	土石の堆積をする土地の求積図			
	工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工			
	事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の			
	現場又はその付近に堆積するものに関する工事			

添付図書		届出者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用	
		主となる工事内容の説明書			
		となる工事の工事現場の位置及び施工期間が分かる施工計 画書等の書類			
	委任	<b>壬</b> 状			
	そ(	D他 ( )			

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)協議申出書 チェックリスト

【第15条第1項、第16条第3項、第34条第1項、第35条第3項】

	添付図書	申請者確認欄	備 考 (添付しない場合 はその理由)	※市町 確認用
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)協議申出書(様式例 14)			
2	設計者が資格を有する者であることを証する書類			
	設計者の資格に関する申告書 (様式例1)			
	設計者の資格を証する書類			
3	土地等の状況写真			
4	施行者の能力を証する書類			
	法人の登記事項証明書又は個人の住民			
	建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を証する書類			
	事業経歴書			
5	土地所有者等の同意書			
	土地所有者等の同意書 (様式例2)			
	同意者の証明書			
6	周辺地域の住民へ工事の内容を周知するための措置を講じたことを証する書類			
	住民への周知実施報告書 (様式例3)			
	説明会を開催した場合にあっては、その写真			
7	土地の登記事項証明書			
8	不動産登記法第 14 条地図等			
9	位置図			
10	地形図			
11	土地の平面図			
12	土地の求積図			
13	土量の求積図			
14	土地の断面図			
15	排水流域図			
16	排水施設の平面図			
17	排水施設縦断面図			
18	排水施設構造図			
19	崖の断面図			
20	<b>擁壁の断面図</b>			
21	<b>擁壁の背面図</b>			
	崖面崩壊防止施設の断面図			
23	崖面崩壊防止施設の背面図			
24	防災計画図			
	土量計算書			
	構造計算書			
	渓流等において行う高さが 15mを超える盛土の安定計算書			
	盛土の安定計算書			
	<b>擁壁で覆わない崖の安定計算書</b>			
	地盤調査報告書			
31	流量計算書			

	添付図書	申請者確認欄	備 考 (添付しない場合 はその理由)	※市町 確認用
32	2 防災計画書			
33	3 その他知事が必要と認める図書			
	委任状			
	その他 ( )			

# 土石の堆積に関する工事の(変更)協議申出書 チェックリスト

【第15条第1項、第16条第3項、第34条第1項、第35条第3項】

_			T .	1
	添付図書	申請者確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	土石の堆積に関する工事の(変更)協議申出書(様式例 15)			
2	土地等の状況写真			
3	施行者の能力を証する書類			
	法人の登記事項証明書又は個人の住民			
	建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を証する書類			
	事業経歴書			
4	土地所有者等の同意書			
	土地所有者等の同意書(様式例2)			
	同意者の証明書			
5	周辺地域の住民へ工事の内容を周知するための措置を講じたこと			
	を証する書類			
	住民への周知実施報告書 (様式例3)			
	説明会を開催した場合にあっては、その写真			
6	土地の登記事項証明書			
7	不動産登記法第 14 条地図等			
8	位置図			
9	地形図			
10	土地の平面図			
11	土地の求積図			
_	土地の断面図			
	土石の断面図			
	##その他これに類するものの立面図			
	排水流域図			
	排水施設の平面図			
17	排水施設縦断面図			
	排水施設構造図			
	地盤改良図			
	土量計算書			
-	<u>土墨町寿見</u> 堆積した土石の崩壊を防止するための措置の内容が適切であるこ			
21	とを証する書類			
22	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の内容が適切である			
	ことを証する書類			
23	流量計算書			
24	工程表			
25	その他知事が必要と認める図書			
	委任状			
	その他 ( )			

# 行政手続法に基づく申請に対する処分の標準処理期間(兵庫県)

処分名		宅地造成又	は特定盛土等に関する工事の許可		
根拠法令及び条項		宅地造成及	び特定盛土等規制法第12条第1項又は	第 30 条第 1 項	
	標準処	理期間	総日数	30 日	備考
煙			経由機関	一日	
準	内 訳 処分機関		協議機関	一日	
標準処理期間		30 日			
	備	考	1 休日及び補正に関する日数は含まない。処理期間の目安であり、全ての申請がこの期間内に処理されるものではない。 2 標準処理期間のうち、市町経由の日数は処分機関の日数に含む。 3 宅地造成及び特定盛土等に関する工事を行うに当たり、関係法令の許可が必要となるものについては、各所管部局と調整の上、許可を行うこととなるが、その際の調整に係る期間は、標準処理期間には含まない。		

処分名			土石の堆積	に関する工事の許可			
根拠法令及び条項			宅地造成及	び特定盛土等規制法第 12 条第1項又は第	30条第1項		
	標準処	理期間	総日数	21 日	備考		
標準			経由機関 協議機関	<ul><li>− 日</li><li>− 日</li></ul>			
標準処理期間	内	訳	処分機関	21 日			
	備	考	1 休日及び補正に関する日数は含まない。処理期間の目安であり、全ての申請がこの期間内に処理されるものではない。 2 標準処理期間のうち、市町経由の日数は処分機関の日数に含む。 3 土石の堆積に関する工事を行うに当たり、関係法令の許可が必要となるものについては、各所管部局と調整の上、許可を行うこととなるが、その際の調整に係る期間は、標準処理期間には含まない。				

処分名			宅地造成又	は特定盛土等に関する工事の変更の許可	Ţ
根拠	根拠法令及び条項		宅地造成及	び特定盛土等規制法第16条第1項又は	第 35 条第 1 項
	標準処	理期間	総日数	30 日	備考
梅			経由機関	一日	
準		内 訳	協議機関	一日	
標準処理期間	内		処分機関	30 日	
	備	考	1 休日及び補正に関する日数は含まない。処理期間の目安であり、全ての申請がこの期間内に処理されるものではない。 2 標準処理期間のうち、市町経由の日数は処分機関の日数に含む。 3 宅地造成及び特定盛土等に関する工事を行うに当たり、関係法令の許可が必要となるものについては、各所管部局と調整の上、許可を行うこととなるが、その際の調整に係る期間は、標準処理期間には含まない。		

処分名			十石の堆積	に関する工事の変更の許可		
	<u>つ</u> 法令及で	が条項		三地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項		
TIK IXE		-理期間	総日数	21 日	備考	
標準処理期間	内	訳	経由機関 協議機関 処分機関	ー日 一日 21 日		
	備	考	<ul><li>1 休日及び補正に関する日数は含まない。処理期間の目安であり、全ての申請がこの期間内に処理されるものではない。</li><li>2 標準処理期間のうち、市町経由の日数は処分機関の日数に含む。</li><li>3 土石の堆積に関する工事を行うに当たり、関係法令の許可が必要となるものについては、各所管部局と調整の上、許可を行うこととなるが、その際の調整に係る期間は、標準処理期間には含まない。</li></ul>			

処分名			宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証の交付
根拠法令及び条項		バ条項	宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第2項又は第36条第2項
	標準処理期間		総日数 20 日
標準			経由機関 一 日
準	内	訳	協議機関   - 日
処			処分機関 20 日
処理期間			1 休日及び補正に関する日数は含まない。処理期間の目安であり、全ての申請
間	備	青 考	がこの期間内に処理されるものではない。
			2 標準処理期間のうち、市町経由の日数は処分機関の日数に含む。

処分名			土石の堆積に関する工事の確認済証の交付
根拠法令及び条項		及び条項	宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第5項又は第36条第5項
	標準	処理期間	総日数 14 日
標準処理			経由機関 一 日
理	内	訳	協議機関  一日
期間			処分機関 14 日
间			1 休日及び補正に関する日数は含まない。処理期間の目安であり、全ての申請
	備	带 考	がこの期間内に処理されるものではない。
			2 標準処理期間のうち、市町経由の日数は処分機関の日数に含む。

処分名			宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証の交付
根拠法令及び条項			宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第2項又は第37条第2項
	標準処	理期間	総日数 14 日
標			経由機関 一 日
準	内	訳	協議機関  一日
理			処分機関 14 日
標準処理期間	備考		1 休日及び補正に関する日数は含まない。処理期間の目安であり、全ての申請
間		考	がこの期間内に処理されるものではない。
			2 標準処理期間のうち、市町経由の日数は処分機関の日数に含む。